

2021 KANAGAWA UNIVERSITY
CAMPUS LIFE GUIDE

NEXT



CAMPUS LIFE GUIDE
2021 NEXT

01 まず覚えよう

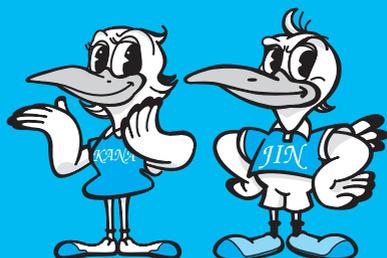
02 学生生活

03 施設紹介

04 学修

05 就職

06 その他



新入生へのメッセージ

新しい出発点に立って

新入生の皆さん、ご入学おめでとうございます。神奈川大学は皆さんを心より歓迎します。

■志はより高く

学生時代は、皆さんのこれからの人生を考え、進路を模索するとても大切な時期です。若い皆さんには、無限の可能性があるはずです。その可能性を信じて志を高くし、学業に加え、課外活動、友人との語らい、読書やスポーツ、あるいは芸術鑑賞する等々、さまざまな活動に積極的にチャレンジしましょう。そうすれば、これまでには自覚できなかった、皆さんの素晴らしい才能や能力を見出せることでしょう。神奈川大学におけるさまざまな学び、経験や出会いを通して、大きな飛躍を遂げてください。

■大きなステップアップのために

この冊子を読むとわかりますが、神奈川大学には皆さんを支援する様々な制度や設備があります。これらは皆さんに利用してもらうために整備されたものです。最大限に活用してください。例えば、英会話能力の向上、広範な分野の書籍読破による教養獲得、フィジカルトレーニングによる強靱な肉体形成、グローバル社会での活躍を目指した留学、楽器演奏技術の上達など、皆さんの目的や興味に合わせて、大学を積極的に活用し、大きなステップアップを図りましょう。

■自立した学生生活を送ろう

ひとつ心に留めてください。それは、皆さんには自立した大人としての行動が求められるということです。まず、日頃の食事や健康に気を配り、自分の生活は自分でコントロールしましょう。また、当然のことですが、社会のルールを守らなければなりません。自己を持ちつつ、周囲の人にも喜ばれる立ち居振る舞いができてこそ大人になるということです。

■神奈川大学は皆さんをサポートします

この冊子「NEXT」には、神大生に必要不可欠かつ有益な情報が紹介されています。神奈川大学において学生生活を始めるにあたり、どうしたら良いのかわからずに不安になることがあるかも知れません。その時の強い味方がこの「NEXT」です。まずは一読して、本冊子の概要を把握した上、常に携行し、必要な際に参照してください。また、冊子の最初はダイアリーとしても利用できますので、学習や生活管理に利用するのも良いでしょう。

自立することは、孤立することではありません。困ったときには、教職員に何でも相談してください。本学は皆さんの成長を願い、それを全力で支援していきます。共に頑張りましょう!

学生生活支援部長 吉澤 達也

建学の精神

「質実剛健」「積極進取」「中正堅実」

本学園は、1928年米田吉盛によって創立され、「質実剛健・積極進取・中正堅実」の建学の精神のもと、今日まで多くの有為な人材を実業界をはじめ各界に送り出し、社会の発展と安定に寄与してきました。

建学の精神である「質実剛健」とは、伝統・古典を尊重し、良識を重んじ、正義を貫くという価値観を意味し、「積極進取」とは、困難なことに対して積極的に挑戦し、進歩・進化を求めていくという価値観を意味します。そして「中正堅実」とは、これら二つの価値観を深く自覚し、自律の精神と共生の視点から「探究・調和・融合」することにより、真理・本質を見極め、自主的の主体性を持って新たな価値を創造していくことを意味します。

校章の由来

大学誕生の地、横浜六角橋宮面ヶ丘は、その昔、一面菊の花が咲きみだれていたと伝えられています。本学の前身、横浜専門学校は、この菊を学校の象徴として校章に使っていました。本学校章は、この菊の花を中心に配し、その上に『大學』の文字をデザイン化したものです。この校章は、良き伝統の上に理想的な大学を創りあげていくという願いをこめて制定されました。

スクールカラー

本学のスクールカラーは紫紺色（プライドブルー）です。

この紫紺色は、大学誕生の地横浜と世界を結ぶ海を表現しています。



校章



シンボルマーク



マスコットマーク

C O N T E N T S

学生生活支援部長のメッセージ	2
建学の精神	3
CONTENTS	4
学年暦	5
時間割表	6
Campus Map	8

01 / まず覚えよう

校歌・応援歌	13
窓口案内	15
大学からのお知らせを確認しよう	17
学生情報入力について	18
学生証	19
各種証明書	20

02 / 学生生活

大学生として	25
生活の安全を守るために	30
悪質商法にあわないために	31
盗難・遺失物・拾得物	32
アルバイト	33
学生の教育研究災害補償制度	34
奨学金を有効に活用しよう	35
健康管理	38
学生相談室	43
学生ボランティア活動支援について	45
ハラスメントに関する相談	46

03 / 施設紹介

一般施設	49
横浜図書館・平塚図書館・ みなとみらい図書館	50
学修施設	51
コンピュータ利用環境	51
研究所	52
学生食堂	53
書籍・購買・プレイガイド	55
福利厚生施設	56
提携施設	56

04 / 学修

履修・卒業	59
授業	60
試験	61
成績	62
学習相談	62
障がい学生支援	63
進学	63
留学	64
資格取得講座	65

05 / 就職

就職	69
----	----

06 / その他

諸規程	73
学費その他納付金一覧表	102
Q&A	104
支援団体	109
防災	110

N E X T 2 0 2 1

みなとみらいキャンパスの最新の情報については、[本学ホームページ](#)をご確認ください。

2021年度 学年暦および各種行事日程表

	日	月	火	水	木	金	土	行事日程等		
2021					1	2	3	1～5日 オリエンテーション 期間		
4月	4	5	6	7	8	9	10	3日 入学式 6日 前学期授業開始		
	11	12	13	14	15	16	17			
	18	19	20	21	22	23	24			
	25	26	27	28	29	30				
5月							1	3日 憲法記念日 (ただし授業日)		
	2	3	4	5	6	7	8	15日 創立記念日 (ただし授業日)		
	9	10	11	12	13	14	15			
	16	17	18	19	20	21	22			
	23	24	25	26	27	28	29			
	30	31								
				1	2	3	4		5	
6月	6	7	8	9	10	11	12	15日 前学期授業終了 22日 海の日(ただし試験日)		
	13	14	15	16	17	18	19			
	20	21	22	23	24	25	26			
	27	28	29	30						
7月					1	2	3	15日 前学期授業終了 22日 海の日(ただし試験日)		
	4	5	6	7	8	9	10	16～22日 前学期末試験 (臨時試験扱い) (18・23日 前学期末試験予備日) 23日 夏季休業開始		
	11	12	13	14	15	16	17			
	18	19	20	21	22	23	24			
	25	26	27	28	29	30	31			
8月	1	2	3	4	5	6	7	17～31日 夏季集中講義期間		
	8	9	10	11	12	13	14	17～31日 夏季集中講義期間		
	15	16	17	18	19	20	21			
	22	23	24	25	26	27	28			
29	30	31								
9月				1	2	3	4	1～17日 夏季集中講義期間		
	5	6	7	8	9	10	11	23日 夏季休業終了 24日 後学期授業開始 25日 9月卒業式		
	12	13	14	15	16	17	18			
	19	20	21	22	23	24	25			
	26	27	28	29	30					
2022							1	6日 冬季休業終了 14日 休講 (大学入学共通テスト準備)		
	2	3	4	5	6	7	8	15日 休講 (大学入学共通テスト) 19・20日 補講日 22日 後学期授業終了 24～29日 後学期末試験 (臨時試験扱い) (30・31日 後学期末試験予備日)		
	9	10	11	12	13	14	15			
	16	17	18	19	20	21	22			
	23	24	25	26	27	28	29			
	30	31								
				1	2	3	4		5	1日 TOEIC®プライズメントテスト (YC・MMC)
	1月	6	7	8	9	10	11		12	1日 TOEIC®プライズメントテスト (YC・MMC)
		13	14	15	16	17	18		19	
		20	21	22	23	24	25		26	
	2月	27	28							27 28
	3月				1	2	3		4	5
6		7	8	9	10	11	12		25日、28～31日 オリエンテーション期間	
13		14	15	16	17	18	19			
20		21	22	23	24	25	26			
27		28	29	30	31					

YC=横浜キャンパス、SHC=湘南ひらつかキャンパス、MMC=みなとみらいキャンパス

【備考】

- 印は授業日、○印は補講日、□印は学期末試験日、●印は休日、■印は授業休講日を示す。
※ 補講については「補講日」のほか、5時限(SHC)、6時限(YC・MMC)、土曜日及び1/14(金)(SHC)に行うことがある。
※ 学期末試験期間は、遠隔授業のうち学期末に面接(対面)で最終試験を行う場合の期間であり、臨時試験の扱いとする。
- 夏季休業期間中に集中講義を行うことがある。(ただし、土曜日・休日を除く。)
- 5/3(月)、5/15(土)、7/22(木)、11/3(水)は、授業日・試験日とする。
- 上記以外の行事については、掲示、本学ホームページ、WebSt@tionで参照のこと。
- 新型コロナウイルスの感染拡大状況等により学年暦は変更になる場合がある。
最新の学年暦は、本学ホームページ、WebSt@tionを確認すること。

時間割表

	横浜・ みなとみらい	湘南ひらつか	前学期 後学期	MON	TUE
1 時限	9:00 } 10:40	*9:10 } 10:50	前学期	()	()
			後学期	()	()
2 時限	10:50 } 12:30	*11:00 } 12:40	前学期	()	()
			後学期	()	()
3 時限	13:30 } 15:10		前学期	()	()
			後学期	()	()
4 時限	15:20 } 17:00		前学期	()	()
			後学期	()	()
5 時限	17:10 } 18:50		前学期	()	()
			後学期	()	()
6 時限	19:00 } 20:40	/	前学期	()	()
			後学期	()	()

* 1・2 限のみ変更措置 (湘南ひらつか)

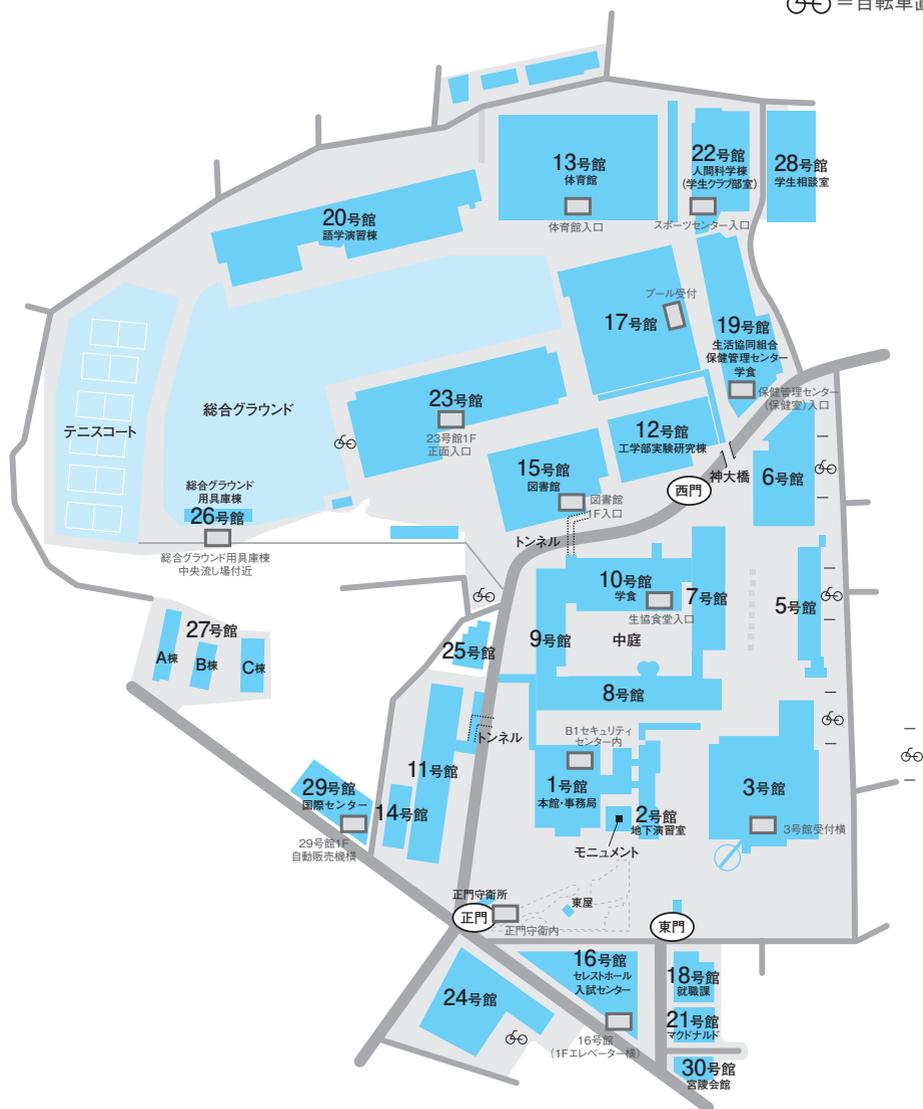
WED	THU	FRI	SAT
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()
()	()	()	()

Campus Map

横浜キャンパス

☐ = AED

🚲 = 自転車置場

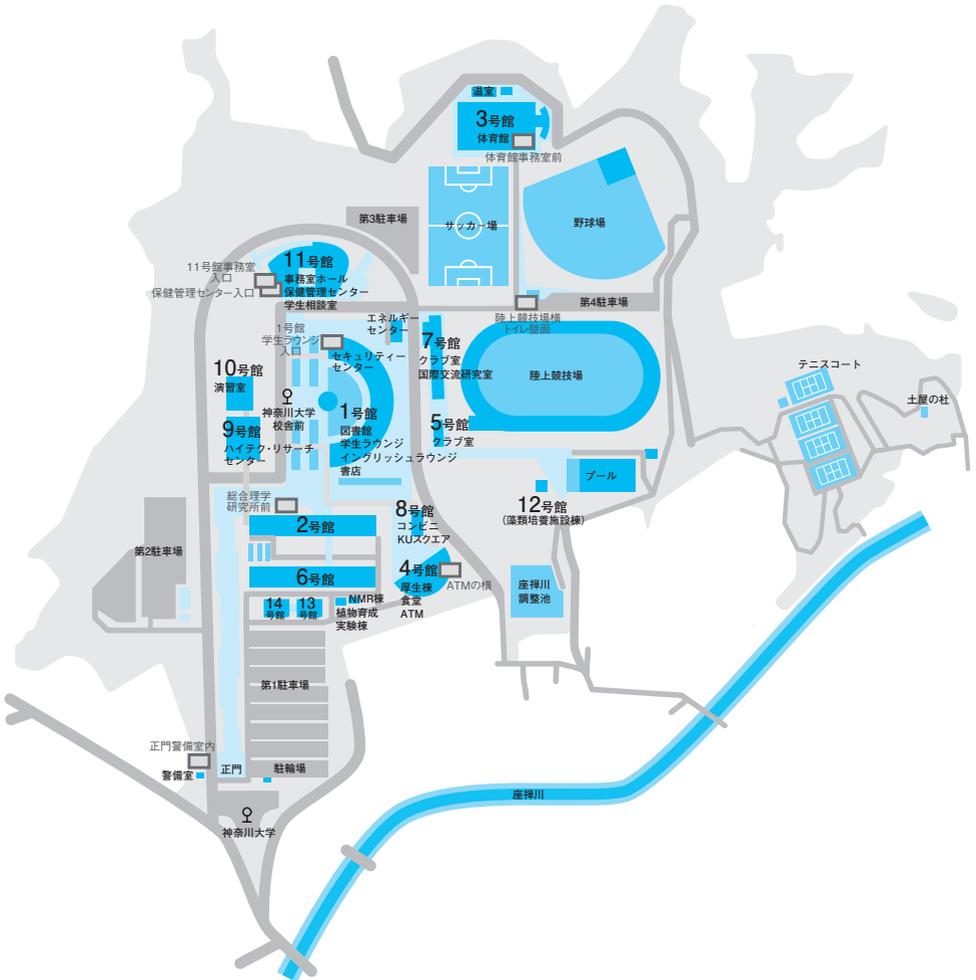


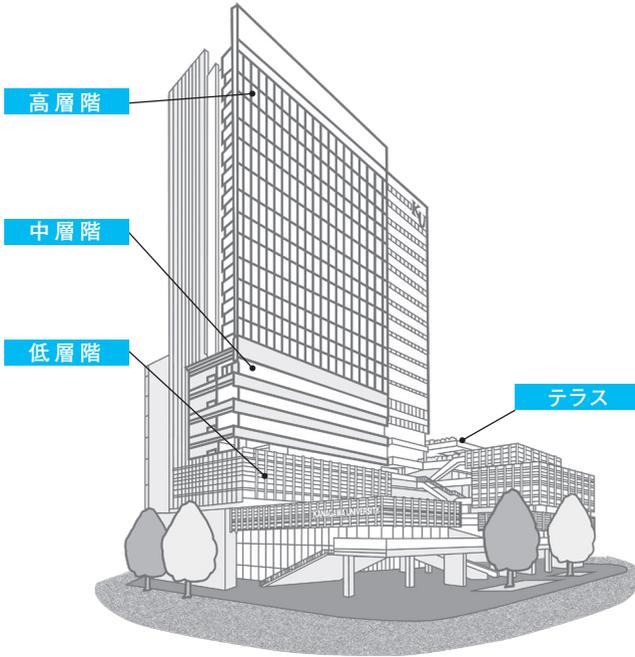
Yokohama campus

15号館(図書館)は2021年度改修工事により閉館予定。
仮設図書館として3号館1階他、23号館B2階書庫で運営の予定。

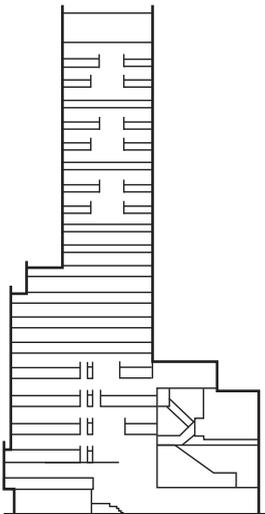
湘南ひらつかキャンパス

□ = AED





各階のおもな施設



- | | |
|-----------------|--|
| 21F | ● トップラウンジ |
| 20F

11F | ● 研究室
● 研究所
● 演習室
● プレゼンテーションフィールド |
| 10F

4F | ● 米田吉盛記念講堂
● 講義室
● 学生ラウンジ (学生食堂)
● ラーニングcommons
● 体育施設 (アリーナ他)
● 中・小ホール |
| 3F

1F | ● 米田吉盛記念ホール
● 講義室
● 飲食施設
● 事務室
● 礼拝所 |

- ソーシャルcommons**

 - 社会連携センター
 - ラボ
 - 展示・体験学習エリア
 - カフェ
 - 図書館
 - エクステンションセンター
 - グローバルラウンジ
 - 観光ラウンジ など

01

まず覚えよう

CAMPUS LIFE GUIDE
2021 NEXT

01

まず覚えよう

Information

- 校歌・応援歌 013
- 窓口案内 015
- 大学からのお知らせを確認しよう 017
- 学生情報入力について 018
- 学生証 019
- 各種証明書 020

校歌・応援歌

神奈川大学校歌

作詞 神保光太郎
作曲 高田三郎

はつらつと ♩ = 88

い わ を う ち と ど ろ に か え す ま し ろ なる な み の ゆ く え よ あ け そ め し に
ほ ん の み ら い わ き お こ る あ か つ き の う た せ か い は よ ぶ せ
か い は よ ぶ ひ か り は こ こ に わ れ ら わ れ ら が な ガ ー わ だ い が く

一 岩をうち とこころ返す

眞白なる 波のゆくえよ

あけそめし 日本の未来

湧きあがる あかつきの歌

世界は呼ぶ 世界は呼ぶ

ひかりはここに

われら われら 神奈川大学

二 空をあぐ 涯てなくあをく

船は航く 遠きわたつみ

ひとすぢの 眞理の潮路

相寄りて今日も究めん

世界は呼ぶ 世界は呼ぶ

ひかりはここに

われら われら 神奈川大学

三 丘に立ち 祖国を想ふ

混沌の 雲のゆきかい

日に烈し ほのほの決意

あたらしき 歴史の朝よ

世界は呼ぶ 世界は呼ぶ

ひかりはここに

われら われら 神奈川大学

(歌詞は原譜記載表記による)

久遠の覇者へ応援歌

作詞 松村 裕一
作曲 川上 博正

- 一 燃え上りては 天を突き
天を突きては 突き破る
意気と力の燃えさしに
果てるを知らずていや高く
若き吾等の血のしぶき
見よや神大 吾等が母校
- 二 しほりぎれたる 肉体が
あわれ大地に 沈むとき
夕陽は映えて西の空
薫風土にかぐわしく
汗と涙の光りあり
見よや神大 吾等が母校

力と技術をへ第二応援歌

- 一 雄々しき力 あびるる吾等
青春の血 おどれる吾等の
破らんか 敵陣を
ひたすらに 蹴返す
新興の覇気 高らかに
見よ吾等が おお吾等が
神大健児の 力と技術を
- 二 太平洋の 波打つ所
富士嶺仰ぐ 宮面ヶ丘に
倒さんか 敵陣を
幾年か きたえきし
吾等が行手に 敵はなし
見よ吾等が おお吾等が
神大健児の 腕と脚を
- 三 晴の舞台に 臨める友よ
母校の名譽に、戦つ健児
崩さんか 堅塁を
さん然と 栄冠は
吾等が行手に 輝かん
見よ吾等が おお吾等が
神大健児の 精神と意気を

勝利に進めへ第三応援歌

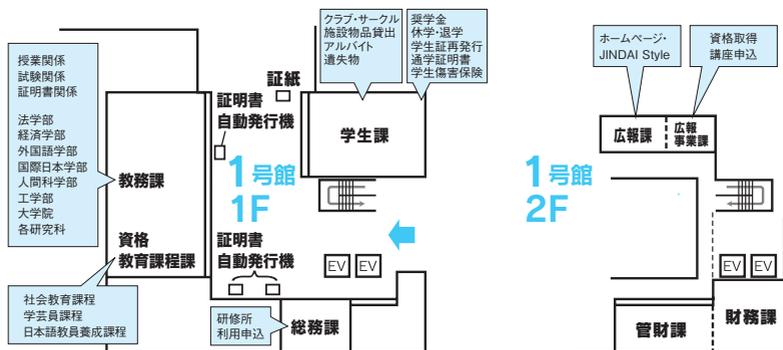
作詞 丹羽 高志
作曲 真島 俊夫

- 一 太平洋の海原に
白き波頭の砕け散る
若き血汐は潮騒の
世界の海に乗り出さん
伝統の下、精鋭あり
我らが神大 勝利に進め
- 二 宮面の丘に仰ぎ見る
秀峰富士の霧は晴れ
決意は新た新緑の
大地の果てに進みなん
伝統の下、精鋭あり
我らが神大 勝利に進め
- 三 遮る雲のひとつなく
理想は高く輝ける
旺盛の意気天を衝き
大空はるか羽ばたかん
伝統の下、精鋭あり
我らが神大 勝利に進め

窓口案内

【横浜キャンパス】

窓口	取扱時間	取扱内容	場所
学 生 課	月～金曜日	8:45～18:00	1号館 (1階)
	土曜日	8:45～16:30	
教 務 課	月～金曜日	8:45～18:00	17号館 21室
	土曜日	8:45～16:30	
資格教育課程課	月～金曜日	8:45～16:30	社会教育課程・学芸員課程・日本語教員養成課程
教職課程支援室	月～木曜日	9:00～18:00	教職課程
	金曜日	9:00～19:00	
	土曜日	9:00～16:30	
総 務 課	月～金曜日	8:30～18:00	1号館 (1階)
	土曜日	8:30～16:30	
教育支援センター	月～金曜日	9:00～18:00	学習相談(英語・数学・文章表現)、学生ボランティア活動支援等
なんでも相談コーナー	月～金曜日	9:00～16:00	学生生活全般の総合相談・案内(障がい学生支援を含む)
財 務 課	月～金曜日	9:00～15:30 (12:30～13:30を除く)	学費に関すること、諸施設利用料金納入等
広 報 課	月～金曜日	8:30～16:30	大学公式ホームページ、JINDAI Style等
広 報 事 業 課	月～金曜日	8:30～16:30	資格取得講座申込等
学生相談室	月～金曜日	10:00～18:00	学生生活全般に関わる相談
図 書 館	月～土曜日	8:50～21:30	28号館 (2階)
	日曜・祝日	9:30～18:00	
国際センター	月～金曜日	9:00～18:00	海外語学研修、交換留学、TOEFL-ITP®/HSKの実施、留学生支援(在留資格、住宅関連、日本語サポート等)、課外英語講座、PC利用、留学関連書籍・資料の利用
就 職 課	月～金曜日	9:00～18:00	18号館 (2階)
	土曜日	9:00～16:00	
保健管理センター	月～金曜日	8:30～19:00	19号館 (2階)
	土曜日	8:30～16:30	
MNSカウンタ	月～土曜日	8:45～20:40	コンピュータ演習室に関わる問い合わせ ※ノートPC貸出は(月～土) 8:45～19:30
		8:45～21:00	コンピュータ演習室に関わる問い合わせ



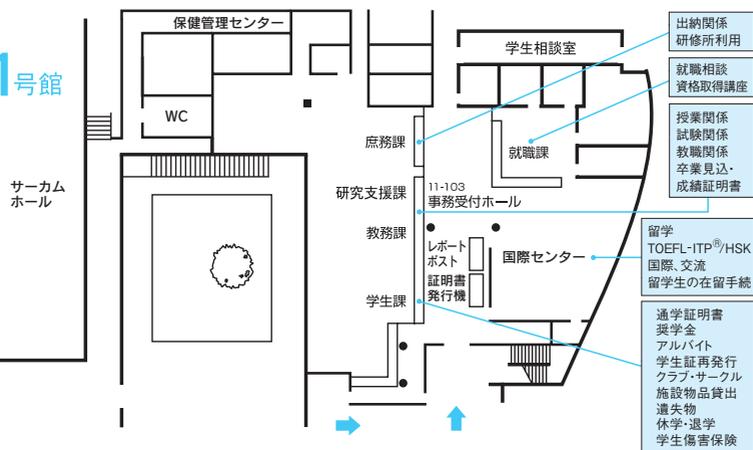
※教職課程：17号館21室(教職課程支援室)

※担当の窓口については変更する可能性があります。変更となった場合、本学ホームページ等でお知らせします。

【湘南ひらつかキャンパス】

窓口	取扱時間		取扱内容	場所				
学 生 課	月～金曜日	8:50～19:00	休学・退学・奨学金・学生証関係、通学証明書、学生傷害保険、クラブ・サークル、施設物品貸出、遺失物、アルバイト関係	11号館 (1階)				
	土曜日	8:50～16:50						
教 務 課	月～金曜日	8:50～19:00	授業、履修・学修相談、レポート提出、試験、成績卒業見込・成績証明書		11号館 (1階)			
	土曜日	8:50～16:50						
庶 務 課	月～金曜日	8:50～19:00	出納、諸施設利用料金納入、研修所予約申込等			11号館 (1階)		
	土曜日	8:50～16:50						
就 職 課	月～金曜日	8:50～19:00	進路相談、就職相談、模擬面接、応募書類添削、就職講座の開催、求人票の閲覧や検索、PC利用、インターンシップ情報の収集、就職関連資料閲覧・貸出、資格取得講座申込				11号館 (1階)	
	土曜日	8:50～16:50						
保 健 管 理 セ ン タ ー	月～金曜日	8:50～19:00	健康診断、各科担当医による健康相談、応急処置、こころの相談、スタッフによる相談、医療機関への紹介					11号館 (1階)
	土曜日	8:50～16:50						
学 生 相 談 室	月～金曜日	9:00～17:00	学生生活全般に関わる相談	11号館 (1階)				
研 究 支 援 課	月～金曜日	8:50～16:50	各種研究費、産官学連携等					
国 際 セ ン タ ー	月～金曜日	8:50～17:10	短期・長期留学、推薦語学研修、国際交流、TOEFL-ITP®/HSKの実施、留学生在の在留手続き、資格外活動、保証人免除申請、公的宿舍案内等		11号館 (1階)			
図 書 館	月～土曜日 日曜・祝日	8:50～19:30 10:10～16:50	図書、新聞、雑誌、データベース、視聴覚資料の利用、レファレンスサービス		1号館			
資 格 教 育 課 程 支 援 セ ン タ ー	月～金曜日	8:50～16:50	教職課程、学芸員課程		6号館			
	第2・4土曜日	8:50～16:30						
教 育 支 援 セ ン タ ー	月～金曜日	8:50～16:50	学習相談(英語・数学・文章表現)、障がい学生支援各種学習セミナーの開催、学生ボランティア活動支援等		11号館 (1階)			
	土曜日	8:45～17:00						
MNSカウンタ	月～金曜日	8:45～19:50	コンピュータ演習室に関わる問い合わせ、貸出ノートPC ※ノートPCの貸出は、(月～金)8:45～19:00 (土) 8:45～17:00		11号館 (3階)			
	土曜日	8:45～17:00						

11号館



【みなとみらいキャンパス】

2021年1月現在、検討中。最新の情報については、本学ホームページをご確認ください。

注意事項(各キャンパス共通)

1. 取り扱う内容によっては、窓口取扱時間が指定されることがあります。この場合は、各課から別途お知らせします。
2. 夏季・冬季休業期間及び後学期末試験期間以降3月末日までは、窓口取扱時間が変更されます。変更については、本学ホームページ等でお知らせします。
3. 日曜・祝日・振替休日及び大学休業日(入学試験日・入学式・卒業式等)には、窓口取り扱いをいたしません。

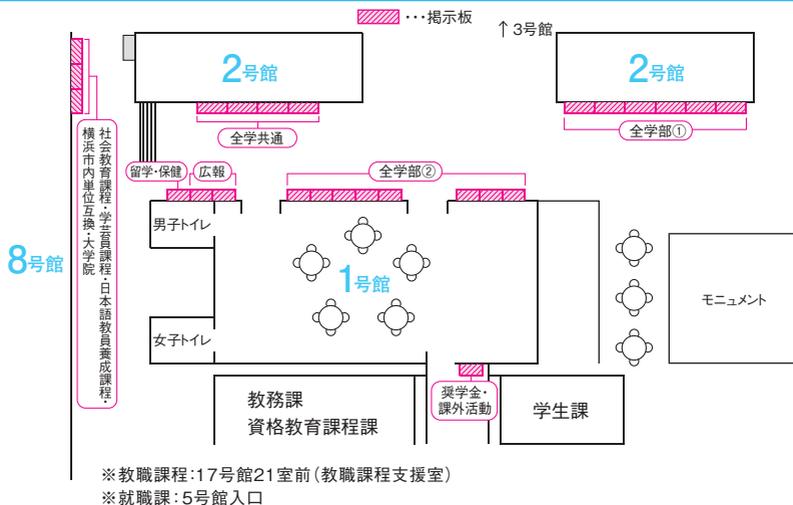
大学からのお知らせを確認しよう

大学から皆さんへの連絡は本学ホームページ、WebSt@tion等で行います。授業、試験、課外活動、奨学金、就職などの情報を得る習慣をつけ、日々、必ず本学ホームページ、WebSt@tion等を確認するよう心掛けてください。また、横浜キャンパスと湘南ひらつかキャンパスには掲示板を設置しています。掲示板の位置は以下の図を参照してください。

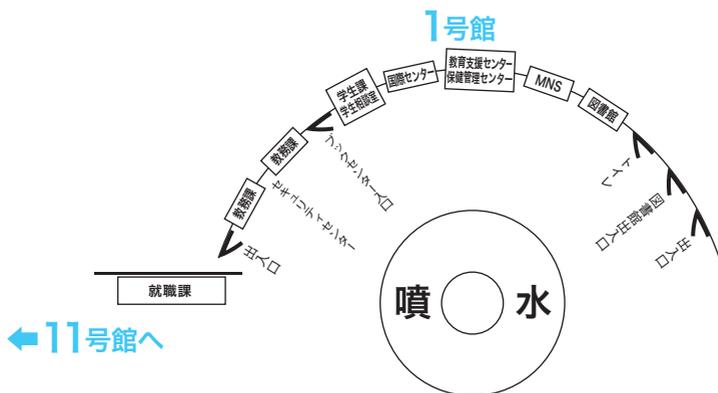
在学生向け学内広報誌「JINDAI Style」や就職支援サイト「KUキャリアナビ」、授業支援システム「WebClass」などにも事務局や教員からの大切なお知らせを掲載しています。必ず確認するようにしてください。また、大学から直接皆さんの携帯電話に連絡することがありますので、各キャンパス代表番号は必ず登録してください。



横浜キャンパス



湘南ひらつかキャンパス



※教職・学芸員課程:6号館201講義室前(資格教育課程支援室隣)

学生情報入力について

学生生活の第一歩は学生情報の登録を行うことから始まります。

学生情報の登録を行わないと、「大学からの郵送物が届かない」「貴重品（財布など）が落し物として大学に届けられているが、大学からの連絡がない」「あなたが事故に遭った時、急病にかかった時に、大学から家族に連絡が取れない」等の不都合が生じます。

このような不都合に遭わないよう、また、あなた自身の学生生活を有意義なものにするために必ず正確な学生情報入力を行いましょ。

まずは、 基本情報の入力から！



学生情報入力とは、大学に届け出なければならない学生の個人情報を神奈川大学ポータルサイト「WebSt@tion」から入力する初期登録のことを言います。

学生情報入力はすべての新生入生が対象です。

《登録項目》

英字氏名・本人連絡先情報・本人職業情報・保証人情報

入力は確実に、 正しい内容で



例年、入力内容に「住所が実際に存在するものと異なる」、「電話番号が本人のものと異なる」、「保証人名が本人の名前となっている」等多くの不備が見つかります。

誤った情報で申請した場合、あなたの学生情報は誤ったまま登録されてしまいます。入力は正確に行いましょう。入力内容を正しいものにするには、あなたがしっかりと自分の申請内容を確認することが大切です。

登録された基本情報は、「[神奈川大学個人情報規程](#)」に基づき適正な管理・運営をいたしますので、ご安心ください。

入力はここから



- ① 神奈川大学公式ホームページにアクセス
<http://www.kanagawa-u.ac.jp/>
 - ② 「WebSt@tion」のアイコンをクリックします。
 - ③ ログインします。
(大学が配布するID・パスワードが必要です)
 - ④ ページ内の「学生生活」メニュー内にある「学生情報変更申請」をクリックします。
 - ⑤ 入力スタートを行います。
- ※登録に関する詳細は別冊の「学生情報入力マニュアル」を参照してください。

基本情報の 変更について



登録した基本情報のうち、下記の項目は自身で変更を行うことができます。引越しや携帯電話番号の変更などにより、あなた自身や保証人の基本情報に変更となった際は、WebSt@tion内の「学生情報変更申請」で登録を行いましょ。特に、住所に変更が生じた際は、大学からの郵送物が届かないなどの不都合が生じてしまいますので、必ず変更入力を速やかに行いましょ。

《変更可能項目》

本人連絡先情報・保証人情報(保証人住所・連絡先のみ)

保証人・姓名 などの変更



保証人・姓名等に変更があった場合には、変更手続きを各キャンパス学生課で行ってください。

学生証

学生証は、皆さんが神奈川大学の学生であることを証明するものです。裏面の在籍証明シールに現住所を記入し、常時携帯してください。

なお、退学・除籍等により学籍を失った場合や再交付を受けた後、旧学生証が見つかった場合は必ず各キャンパス学生課へ返還してください。



学籍番号は あなた自身の番号です



学籍番号とは、大学が指定する学生の個人番号で、学生証に記載されています。学籍番号は試験を受ける時、レポートを提出する時、その他様々な申請をする時に必要な情報となりますので、正確に覚えましょう。

こんな時、 学生証の呈示が必要です



- ① 試験を受ける時
- ② 各種証明書(学割証・在学証明書・成績証明書等)を発行する時
- ③ 通学定期券を購入する時
- ④ 図書館を利用する時
- ⑤ その他、本学教職員から呈示を求められた時

在籍証明シールは 毎年貼り替えが必要です



在籍証明シールは、学生証の裏面に貼ります。必ず現住所をボールペンで記入してください。また、このシールは毎年貼り替えが必要です。貼り替えられない場合は各種証明書の発行、通学定期券等の購入ができません。在籍証明シールは、各キャンパス学生課で配布しています。

■ 在籍証明シール記入方法

現住所を記入	住所変更
変更する場合は 学生課訂正印が 必要です	
通学区間 を記入	
2021	
(印字用) 神奈川大学 学生課 (在籍 神奈川大学)	
〒202-8585 横浜市神奈川区六角橋3-27-1 045-481-5661	

通学定期券は 学生証を呈示して購入します



通学定期券は、皆さんの自宅から大学の最寄り駅までの区間に限り購入できます。通学定期券の購入には、定期券購入申込書とともに在籍証明シールに現住所・通学区間を記入した学生証を定期券販売窓口にて呈示してください。

※通学区間によっては、通学証明書の提出が必要となります。通学証明書は学生課にて発行しています。

学生証の紛失・汚損等に 注意しましょう



学生証は入学時に交付し、卒業まで使用します。紛失・汚損のないように注意しましょう。学生証にはIC機能が付加してあります。圧力に弱いため、取り扱いに十分注意してください。

学生証の再発行について



学生証を紛失した場合は証明書自動発行機で再発行願を購入し、各キャンパス学生課で再発行の手続きをしてください。再発行には手数料2,000円が必要です。なお、古い学生証は使用出来なくなるため、各キャンパス学生課へ返還してください。

氏名漢字の取り扱い



学生証やその他学内における皆さんの氏名は、原則としてJIS規格漢字第2水準を用いています。実際に使用している漢字氏名とは異なることがあります。学生証に記載されている漢字氏名に不都合がある場合は、各キャンパス学生課まで申し出てください。

各種証明書

各証明書・願書・届の取扱部署は、以下のとおりです。「表1」の証明書・願書は、学内に設置された証明書自動発行機での発行となり、各キャンパスで入手可能です。「表2」の証明書・願書は、各キャンパスの取扱窓口で手続きをすることになります。また、証明書の中には発行までに日数を要するものがありますので、早めに申し込みください。

表1 証明書自動発行機で入手できる証明書等

以下の証明書・願書は、各キャンパスの証明書自動発行機（パピルス）で学生証を利用して即時入手できます。

※学生証を忘れた場合は、証明書の発行はできません。

※印は、申込書です。購入後、各キャンパスの取扱窓口で申し込みください。

証明書等の名称	適用・対象者など	手数料等	取扱窓口
学割証	学部生・大学院生 年間10枚まで(注1)	不要	学生課
在学証明書	学部生・大学院生	200円	
英文在学証明書	学部生・大学院生	400円	
仮学生証・仮身分証明書	定期試験で学生証を忘れた場合など	100円	
※ 学生証・身分証明書再発行願	学生証・身分証明書を紛失、盗難にあった場合	2,000円	
※ 学業成績・卒業見込証明書	学部4年次生	300円	教務課
※ 卒業見込証明書	学部4年次生	200円	
※ 学業成績証明書	学部生	200円	
※ 成績・単位等修得・修了見込証明書	大学院生(博士課程除く)	300円	
※ 修了見込証明書	大学院生(博士課程除く)	200円	
※ 成績・単位等修得証明書	大学院生	200円	
※ 各種英文証明書	学部生・大学院生	400円	
※ 教育職員免許状取得見込証明書	教員採用試験など	200円	
※ 健康診断証明書	健康診断受診者	200円	
※ 健康診断書発行願	健康診断受診者で指定用紙の診断書が必要な場合	400円	

(注1) 10枚を超えて発行する場合は、各キャンパス学生課にご相談ください。

表2 窓口で取り扱う証明書等

以下の証明書・願書・届は、各キャンパスの各部署窓口で申請してください。なお、※印の証明書は発行までに数日～2週間前後の期間を要する場合がありますので、早めに申し込みください。△印は、申し込み後、利用料金が発生します。

証明書等の名称	適用・対象者など	手数料等	取扱窓口	
学生団体旅行申込	大学教職員が引率する8人以上の団体に適用	不要	学生課	
通学証明書	バス利用者、鉄道3線以上乗り継ぎなどに必要			
実習用通学定期乗車券発売申請書	卒業研究などで学外の施設に実習で通う場合			
※ 各種変更届	本人氏名・保証人の変更、生年月日等の訂正など			
※ 休学願・退学願	保証人の承諾を得て願い出る、面談あり			
※ 奨学金受給証明書	各種奨学金受給者			
※ 時間外施設利用願	卒業研究などで規定時間外に施設を使用する場合			
※ 他大学受験許可証	他大学の入試要項を持参し、願い出る			
※ 遺失物届・拾得物届・盗難届	物をなくしたとき、拾ったとき、盗難にあったとき			
※ 施設利用願・物品借用願	施設、物品を使用する際に記入する			
※ 学外で合宿届	学外で合宿を行うとき			
※ 修繕願	部室のガラス、戸などの修繕			
※ 在籍証明書	研究生・聴講生・科目等履修生			200円
※ 履修証明書	他大学の編入試験など			200円
※ 学力に関する証明書	教員免許状申請など	200円		
※ その他の証明書		200～400円		
※ 推薦状	就職活動で企業・団体等が求める場合(発行要件有り)	100円	就職課	
△ 富士見高原研修所予約申込書	ゼミ合宿等での利用の際に	不要	総務課 庶務課	

証明書自動発行機



証明書自動発行機の利用には、学生証と暗証番号（入学時に、生年月日の月日4桁で設定されます）が必要です。利用時間等につきましては、掲示等で確認してください。

設置場所

横浜キャンパス

1号館1階 3台

18号館2階就職課前 1台

湘南ひらつかキャンパス

11号館1階 1台

みなとみらいキャンパス

2階事務室前 2台

通学証明書



通学定期券を購入する際、年度始めやバスの利用者、鉄道3線以上の利用者は、通学証明書が必要になる場合があります。2回目以降は、使用中の通学定期券を提出することによって購入することができます。（バスは除く）なお、湘南ひらつかキャンパスの通学者で、平塚駅～大学間、秦野駅～大学間に運行されている通学用路線バスの定期券を購入する場合、通学証明書は必要ありません。通学証明書が必要な場合は、各キャンパス学生課に申し込んでください。

在学証明書



本学の学生であることを証明するものです。扶養控除（税金）の申請や遠隔地被保険者証（健康保険証）の申請等に必要となります。

学割



JRを利用して片道が101km以上の区間を乗車する場合に使用できます。乗車運賃が2割引となります。

- 1.学割は必ず本人が申し込んでください。他人名義のものを使用する、他人に譲渡するなどは不正使用になります。不正を行うと追徴金として3倍の運賃を請求されたり、以降学割の発行ができなくなったりします。
- 2.有効期間は3ヵ月です。
- 3.学割使用にあたっては、常に学生証を携帯し、係員の請求があるときは呈示できるようにしましょう。
- 4.年度内の使用上限枚数は、10枚です。事情があり、上限枚数を超えて発行したい場合は、各キャンパス学生課窓口に申し出てください。

学生団体割引



ゼミナール・課外活動など、8名以上（教職員の引率者含む）の団体がJR線を利用する場合に使用できます。乗車運賃が5割引となります。学生団体割引を利用する場合は、旅行の14日前までに本学所定用紙の「学生団体旅行申込書作成願」とJR各駅、旅行代理店などにある「団体旅行申込書」を各キャンパス学生課に提出し証明を受け、乗車券を購入してください。

02

学生生活

CAMPUS LIFE GUIDE
2021 NEXT

02

学生生活

Information

- 大学生として…………… 025
- 生活の安全を守るために…………… 030
- 悪質商法にあわないために…………… 031
- 盗難・遺失物・拾得物…………… 032
- アルバイト…………… 033
- 学生の教育研究災害補償制度…………… 034
- 奨学金を有効に活用しよう…………… 035
- 健康管理…………… 038
- 学生相談室…………… 043
- 学生ボランティア活動支援について…………… 045
- ハラスメントに関する相談…………… 046

大学生として [大人としてのふるまいを考えよう]

大学は個人の自主性を尊重し、自由が認められる場所です。しかし、自由が認められるということは皆さん一人一人の行動に「責任」が伴ってくることを忘れてはいけません。また、自由な行動は一般的なルールやマナー、モラルを守った上で認められる事が前提となります。だからこそ、大学生は社会的に「大人」として扱われるのです。

大学生として、社会とのつながりに目を向け、キャンパス内だけでなくキャンパス外においても大人としてのルール、マナー、モラルを守り行動することを心掛けましょう。

なお、本学各キャンパスに地域の方から寄せられる苦情のうち、多いものは以下のとおりです。

《横浜キャンパス》

- ①違法駐輪・駐車 大学付近の路上、私有地にバイクや自転車を不法に駐輪する、近隣店舗に不法駐車する。
- ②通学マナー 六角橋付近の通学路において横一列に広がって歩き、道を譲らない
- ③騒音・ゴミ出し 夜間に個人の居室で大声を出して歓談する、所定の曜日や集積所以外のゴミの廃棄

《湘南ひらつかキャンパス》

- ①バスマナー 駅での待列割込みや優先席を譲らない、大声での談笑や携帯電話の通話
- ②車両運転 一時停止無視や速度超過での走行、前方車両をおおる運転などの危険運転

《みなとみらいキャンパス》※想定される苦情

- ①違法駐輪・駐車 大学付近の路上、私有地にバイクや自転車を不法に駐輪する、近隣店舗に不法駐車する。
- ②電車内での大声での談笑／キャンパス周辺での横広がり歩き／不法駐輪

上記の事項以外にも数多くの苦情が寄せられています。神奈川大学の学生としての自覚を持ち、そのような行動を行わないように注意してください。

インターネット上でのマナー

～あなたの書き込みは、世界中に発信されます～

●意識しよう! 情報を発信することのマナー

- ①特定の個人や団体への誹謗・中傷は行わない
- ②未成年飲酒等、犯罪を連想させる書き込みや写真は厳禁
- ③自分の書き込みに責任が伴うことを意識する



インターネットで発信した情報は世界中、誰でも見ることができ、その情報がデジタルコピーされてしまえば2度と消すことができません。特にTwitter、Instagram、Facebookなどで個人が特定できる情報を開示している場合には、学生本人(個人)の責任だけでなく、大学の社会的責任も問われる事態となります。Twitter、Instagram、Facebookなどは友人同士だけの便利な連絡ツールではありません。世界中の誰もが見ることができることを念頭に置き、個人情報の安易な開示を行わないよう留意しましょう。

また、インターネット上に発信する内容については十分吟味し、未成年の飲酒を連想させるなどの犯罪及び社会的モラルを逸脱した内容や個人への中傷・誹謗といった書き込みを決して行わないようにしてください。

自分が情報の発信者となることを自覚し、軽い気持ちで書き込んだものが、思いもよらない批判に晒され、法的処分(犯罪行為)を下されることもあります。インターネット上に残った個人情報により、将来の進路や就職に悪影響を及ぼす可能性も考えられます。

インターネット上の情報発信には責任が伴うことを自覚し、発信する際には十分な注意を払ってください。

喫煙について

マナーからルールへ！改正健康増進法が2020年4月1日より全面施行!!

喫煙に起因する健康被害は重篤なものであり、特に受動喫煙による非喫煙者の健康被害は大きな社会問題となっています。喫煙や受動喫煙防止に関する法律が定められるなど、日本のみならず、国際的な潮流として世界各国で進んでいます。

このような状況から、神奈川大学では関係法令を順守し、グローバル・スタンダードにあった受動喫煙のないキャンパスを目指し、学生が大学生活の中で喫煙習慣を身に付けられないよう(喫煙者は“卒煙”して社会へ巣立っていけるよう)、次の活動を組織的に推進します。

- (1) キャンパス全面禁煙化に伴う学内喫煙所の撤去
(2021年4月各キャンパス禁煙対応予定)
- (2) 学内での禁煙啓発・卒煙支援活動の実施



●喫煙者については、以下の迷惑行為を行わないでください！

- ① 通学中の歩きタバコ
- ② 吸殻のポイ捨て
- ③ 喫煙可能な場所以外での喫煙

喫煙行為については、キャンパスで共に学ぶ在学生からも多くの改善要望が出ています！

学生生活を通して喫煙をしない健康な生活習慣を身に付け、生涯にわたり自らの健康状態に関心を持つよう心掛けていきましょう。

飲酒マナー

～未成年者の飲酒は法律で禁止されています～

未成年者の飲酒は違法行為であるばかりではなく、心身に悪影響を及ぼします。未成年者の飲酒を知らずながら制止しないこと、酒類を提供することも違法行為となります。

また、新勤コンパ等でイッキ

飲みを強要し、その人を死なせてしまった場合、飲ませた人は、刑法上過失致死罪(刑法210条)や傷害致死罪(刑法205条)が成立する場合があります。さらに、民事上の損害賠償として遺族に莫大な金額を請求されることもあります。更に、その場でイッキ飲みをおおった人にも、傷害現場助勢罪(刑法206条)が成立してしまうことがあります。

また、コンパ等の終了後、お店の玄関付近やコンビニ等でたむろする行為は近隣住民への騒音被害やその他の利用者への迷惑へつながりますので注意しましょう。

●注意しよう！お酒のマナー

- ① 未成年の飲酒やイッキ飲みを、しない・させない・あおらない
- ② コンパ等終了後、店の出入口や道路にたむろしない
- ③ 自分の体質に合った、節度ある飲み方を心がける

生活騒音について

～みんなが快適な生活をするために～

●気をつけよう！周りへの迷惑

- ①深夜に屋外や部屋の中では、大声での会話を控える
- ②テレビや音楽のボリュームを抑える
- ③屋外での楽器の演奏をしない
- ④自動車やバイクの排気音を上げない

上記の内容は、ほんの一例に過ぎません。

自分が生活している環境は、自分だけのものではなく、そこで生活する人全員の共有空間であることを忘れてはいけません。特に、横浜キャンパスは住宅街の中に位置しています。騒音だけに限らず近隣の方々への配慮を忘れてはいけません。



ゴミ出しのマナー

～特に、一人暮らしを始めた方は必読です～

●徹底しよう！ゴミ出しルール

- ①分別のルールを守る
- ②指定日・指定時間を守る
- ③指定場所以外へはゴミを出さない
- ④無責任なポイ捨ての禁止
※法律違反となる場合もあります。

自分が暮らす地域の一員として、近隣の方々には不快感を与えないように心掛けましょう。

特に、大学に入学し初めて一人暮らしをする方は、必ず自分が住む地区のゴミの分別方法・収集所・指定日を確認しましょう。

指定されたルール以外のゴミ出しは、清掃局がゴミを持っていきません。近隣のトラブルになりますので、絶対にルール違反のゴミ出しはしないでください。



横浜市資源循環局

<http://www.city.yokohama.lg.jp/shigen/>

平塚市役所ホームページ

<http://www.city.hiratsuka.kanagawa.jp/kankyo/gomi.html>

神奈川大学では、キャンパス内においても大学構成員全てが、気持ちよい環境で過ごせるよう、キャンパス美化に努めています。また、ゴミを出す際は個人情報の流出に注意してください。大学からの郵送物、各種DM、宅配便の伝票などを捨てる際は、シュレッダーにかける、はさみで細かく刻んでから捨てるなどして、個人名・住所などを外部に流出させないように注意しましょう。

車両通学について

《横浜キャンパス》

通学は公共交通機関を利用してください。自動車・バイク通学は以下の理由によりを全面的に禁止しています。(自転車通学は可)

- 公共交通機関を利用して通学できる立地条件であること。
- 周辺が住宅地であり、幼稚園・小・中学校が近くにあることから交通事故が懸念されること。

なお、身体的事情や卒業研究などで車両通学が必要な場合は、特別に認める場合があります。学生課まで相談してください。



《湘南ひらつかキャンパス》

通学は公共交通機関の利用を原則としていますが、やむを得ず自動車・バイクによる通学を希望する学生は願出により許可しています。

車両通学希望者は、大学で行われる交通安全講習会に必ず参加し、講習会開催時に配布される申請書類に必要な事項を記入し、学生課窓口で車両通学許可証の交付を受けてください。

なお、車両通学許可証の交付を受けていない学生は、車両による通学はできません。

《みなとみらいキャンパス》

通学は公共交通機関を利用してください。自転車を含む自動車・バイク通学は以下の理由によりを全面的に禁止しています。

- 公共交通機関を利用して通学できる立地条件であること。
- 周辺が商業地であり、交通の往来が激しいことから交通事故が懸念されることに加え、十分な駐車場・駐輪場を設けられないこと

なお、身体的事情により車両通学が必要な場合は、学生課まで相談してください。

★自転車損害賠償適任保険等加入義務化について★

近年、自転車と歩行者の関係する交通事故が多く発生しています。自転車事故の加害者に対し、高額な損害賠償(数百万円～数千万円)を請求された事例もあります。このような背景から、神奈川県では条例が制定され、自転車の安全で適正な利用と自転車事故の被害者を速やかに救済し、加害者の経済的負担を軽減するため、自転車損害賠償責任保険等への加入を義務付けています。自転車を利用する人は必ず保険に加入してください。

	横浜	湘南 ひらつか	みなと みらい
公共交通機関	推奨	推奨	推奨
自転車	○	○	×
バイク	×	○	×
自動車	×	○	×

通学中のマナー

～些細なことでも大きな迷惑～

●周りの目を意識して、最低限のモラルを心掛けよう

- ①電車・バスの利用時に迷惑行為はしない
- ②通学路を広がって歩かない
- ③自動車やバイク通学の際は、最低限の運転マナーを意識する



大変残念なことに神奈川大学へは、学生の通学中のマナー違反に関する苦情が多く寄せられています。主な内容として、電車やバスの利用については乗車中に大声で会話する、座席を余分にとって座っている、電車・バスの乗車時に割り込む、通学路を広がって歩く、などが挙げられます。湘南ひらつかキャンパスでは、自動車やバイクの運転マナーが良くないといった苦情も寄せられています。

皆さんに意識がなくても、周りの人が迷惑と感じれば、その行為は迷惑行為となります。公共機関の利用中や登下校の際は、思っている以上に多くの人の目に触れていることを意識しましょう。特に大学名の記載されたジャージ、バックなどを身につけている時は、ふるまいにより一層注意してください。

駐車・駐輪のマナー

～迷惑駐車は、犯罪行為です～

● STOP! 迷惑駐車・迷惑駐輪

- ①公道・私有地への駐車や駐輪はしない
- ②駐輪場利用の際は、他の利用者の迷惑にならないようにする
- ③迷惑駐車・駐輪は犯罪行為であることを意識する



「ほんの1時間くらいなら大丈夫…」といった軽い気持ちで行われるのが、迷惑駐車・迷惑駐輪です。しかし、その1時間のために、近隣住民は生活が妨げられること、緊急車両(消防車・救急車等)の通行が妨げられることが考えられます。

迷惑駐車・迷惑駐輪は、違法行為です。

また、キャンパス付近での迷惑駐車・迷惑駐輪を行った学生は、大学より指導を受けることになります。注意・警告にも関わらず迷惑駐車・迷惑駐輪を繰り返す学生は停学等の処分を受けます。(巻末車両通学規程参照)

学内の指定された駐輪場以外に自転車を停めることは禁止されています。

詐欺について

詐欺の被害も目立ちます。町内会費と言ってお金をだまし取るものや、インターネット上のワンクリック詐欺などがあります。よく確認し、被害にあわないようにしましょう。

男女交際のマナーについて

自分では交際していると思っていてもストーカー行為となっていることが多くあります。夫婦間でもストーカーになり得ます。

男女交際は「相手が嫌がることをしない」のが基本です。以下のような行為はストーカー規制法に抵触する恐れがありますので注意しましょう。

- つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、監視
- 面会・交際・復縁の強要
- 乱暴な言動(言葉の暴力、身体的な暴力)
- 短期間に連続してLINE、メールなどを送りつける
- 誹謗、中傷をメールやLINEで送りつける、SNSに書き込む
- 許可を得ないで相手の写真をTwitter、LINE等、SNSに掲載する

男女交際で困ったことがあったら、すぐに学生課に相談してください。

生活の安全を守るために [カルト宗教・薬物・安全についての注意]

大学生が悪質商法、カルト宗教、違法薬物、犯罪の被害に遭うことがしばしば報道されています。各自が日常の行動に注意することで被害を未然に防止することができます。安心して充実した学生生活を送るために被害に遭わないよう心掛けましょう。

カルト宗教について

本学では特定宗教の布教活動を許可していません。カルト宗教団体には、

「一緒に食事をしませんか」
「一緒にスポーツ(テニス・サッカー・バスケットボール等)をしませんか」
「パーティーに参加しませんか、他大学や社会人の友達ができます」
「ボランティア活動に興味はありませんか」

など、学内関係者、あるいはインカレサークルのメンバーを名乗り、音楽やスポーツ、ボランティアなどのサークルを装って勧誘し、知らず知らずの内にマインドコントロールされてしまうものがあります。これらの団体の悪質な点は、スポーツ、ボランティア活動などで人間関係を築き、友人になったと思わせてから正体を明かすことです。

このような団体に入会することは、**精神的・経済的に多大な被害を受け、大学生活が台無しになるばかりではなく、友人を勧誘することで仲間同士の信頼関係を壊すことにもなりかねません。**自分達の身分や真の活動内容を明かすことなく接近し、勧誘を行うカルト的なグループには十分注意し、**氏名、電話番号や住所など、個人情報**を教えないようにしてください。そして「怪しい」と感じたら、強い意志を持ってキッパリと断りましょう。なお、学内でこのような勧誘活動を見かけた時や、実際に自分や友人が勧誘を受けた場合は、すみやかに各キャンパス学生課に連絡をお願いいたします。

各種勧誘について

キャンパス周辺や通学路、大きな駅周辺でアンケートや調査を装った各種の勧誘や、スカウトなどが出没することがあります。各種の勧誘はカルト宗教団体、悪質商法、自己啓発セミナー、風俗店のスカウト等です。**あなたの利益になることは決してありません。**勧誘目的か判断がつかない場合もあると思いますが、大切なことは、その場では氏名や電話番号・メールアドレス、LINE ID、住所など個人情報は教えない、ということです。勧誘者は個人情報の提供を断りづらい雰囲気を作るかもしれませんが、その場での連絡先(LINE ID、電話番号、メールアドレス等)の交換は断り、「必要があればこちらから連絡します」と相手の連絡先を聞いてメモする(または写真をとる)ようにし

ましょう。見知らぬ相手に個人情報を教えないことが重要です。判断がつかない場合は、各キャンパスの学生課にご相談ください。

危険ドラッグ・脱法ハーブ等の薬物について

大麻や覚せい剤等の禁止薬物の乱用は、本人の精神と身体に悪影響を及ぼし、さらには友人や家族関係の崩壊にもつながるなど、計り知れない害悪をもたらします。また、最近危険ドラッグの乱用が引き起こしたと考えられる事件や死亡事故が全国で発生しています。過去には「合法」「ハーブ」の名称がついていることで、「違法ではなさそうだ」「ハーブなんて健康に良さそう」などと誤解を生じさせる原因になっています。

これらは、取り扱いが法令で禁止または制限されている薬物の組成を一部変更した化学物質、あるいは法規制の間に合わない違法薬物が含まれており、生死に関わる大変危険なものです。薬物に対して、**安易な気持ちや一時的興味で接することのないよう十分注意するとともに、本学の学生としての自覚を常に持ち、責任ある行動をとるよう、改めて注意を喚起します。**

女子学生の安全について

全国で一人暮らしの女子学生が犯罪に巻き込まれる事例が多数報告されています。被害に遭うことの無いよう次のことを徹底してください。

- ・帰宅時、ドアを開ける前に周囲に不審者がいないか確認をする。
- ・ドアを開けたら素早く室内に入り、すぐに施錠する。
- ・就寝前や入浴時に玄関、ベランダ、風呂場等の戸締りを確認する。
- ・夏期でも網戸などで窓を不用意に開放しない。(2階、3階以上の住居でも同様)
- ・突然の訪問者には、ドアスコープなどで確認し、ドアチェーンを外さずに対応する。
- ・Twitter等SNSや出会い系アプリ等で知り合った人と安易に2人きりで会わない。

みなさん一人一人が防犯に留意し、安全な学生生活を過ごすように注意しましょう。

盗難・遺失物・拾得物

盗難について



残念ながら大学構内での盗難が多発しています。その多くは教室やトイレに財布の置き忘れや、体育の授業や図書館利用の際に貴重品を放置したり、居眠りするなどした本人の不注意が原因です。まわりに友人がいても、被害にあっています。貴重品は、常に身につけて自己管理しましょう。自転車の盗難も多くなっています。必ず鍵はかけましょう。

もしも被害に遭ってしまったら、各キャンパス学生課に申し出てください。

遺失物・拾得物



学内での拾得物は、各キャンパス学生課に届け出てください。学生課には、毎年多くの落とし物が届けられます。その大部分は持ち主が受け取りにきません。こうした遺失物に関しては、一定期間保管後、処分することになります。持ち主の判明するものについては、本人に連絡をします。電話による照会はありませんので、窓口で確認するようにしてください。

氏名・学籍番号が記載してあれば、必ず本人に返却することができます。
氏名を書けるものにはできるだけ記入しましょう。

課外活動に参加しよう

学生生活において、学修活動とともに重要なのが課外活動です。学生一人ひとりの興味と個性に適した分野で、自主的に活動することで、正課の授業だけでは得ることのできない経験をすることができます。本学では、公認団体・サークル合わせて、約200団体が活動しています。特にここ数年、全国レベル、世界レベルで活躍している団体・個人も数多くいます。また、そのような学生の活躍をみんなで応援に行き、課外活動でしか味わえない楽しさや感動を分かち合うのも課外活動の醍醐味です。既存の団体に関すること、新しく団体を設立すること、その他課外活動に関する質問、相談は、各キャンパス学生課で行っています。積極的に課外活動に参加してください。本学ホームページにて各団体の詳細を掲載していますので、参照してください。



課外活動団体

アルバイト

アルバイトは学生生活を送っていく中で、生活と切り離して考えることのできないものの一つになっています。アルバイトをすることによって、賃金だけでなく、その体験や経験を通して得られるものも多いと思います。しかし、アルバイトに夢中になりすぎて、学生の本分である学業をおろそかにするようでは、充実した学生生活を送っているとはいえません。また、ブラックバイトと呼ばれるもので、賃金不払いや授業に出られない勤務をさせるなどのつらい目に合う例もあります。アルバイトをするにあたっては、学業を第一に考え、生活のリズムに無理のないようにしてください。

各キャンパス学生課では掲示や窓口で、直接アルバイト紹介は行っておりませんが、下記「学生アルバイト情報ネットワーク」にてアルバイト募集先の情報提供を行っております。

求人の内容と実際の条件などが異なるときは、ただちに各キャンパス学生課へ連絡をしてください。

アルバイト 求人情報



●学生アルバイト情報ネットワーク

「学生アルバイト情報ネットワーク」とは一般企業が運営している本学外のアルバイト求人情報が掲載されているインターネットサイトです。Webサイトでの情報提供となり、パソコンおよび携帯電話から24時間365日いつでもアクセスが可能です。「学生アルバイト情報ネットワーク」にログインするためには、初めに登録が必要となります。右記の登録方法にしたがって、登録をしてください。(学内のパソコンであれば、ID・パスワードを入力しなくても、ログインして利用することができます)

●アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント

最近、ブラックバイトが社会問題となっています。被害に遭わないようにアルバイトをする際は下記のポイントを理解して、困った時には労働局や労働基準監督署にある「総合労働相談コーナー」に相談しましょう。

1. アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう!
2. バイト代は、毎月、あらかじめ決められた日に、全額支払われるのが原則!
3. アルバイトでも、残業手当があります
4. アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます
5. アルバイトでも、仕事上のけがは労災保険が使えます
6. アルバイトでも、会社が自分の都合で自由に解雇することはできません
7. 困ったときには、総合労働相談コーナーに相談を

[確かめよう労働条件]
<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

●アルバイトの最低時給について

2020(令和2)年10月1日から神奈川県最低賃金は

時間額1,012円に改正されました。県内で働く常用・臨時・アルバイト等全ての労働者に適用されます。

【登録方法】 ※一度登録すれば以後の登録は不要です。

- ①「学生アルバイト情報ネットワーク」の新規登録画面
<http://www.aines.net /kanagawa-u/>
へアクセスします。(WeBSt@tionのトップページの「リンク」からも閲覧可能です)
- ②大学発行のメールアドレス
(*****@jindai.jp～等)を登録します。
- ③「学生アルバイト情報ネットワーク」用のIDとパスワードが、登録したアドレスに通知されます。

【申込み方法】

- ①「学生アルバイト情報ネットワーク」にアクセスします。
- ②登録の際に取得したIDとパスワードを入力します。
- ③アルバイト(求人先企業)を探します。
- ④求人先へ連絡し、就労確認をしてください。

外国人留学生の 資格外活動



留学生が学費やその他の必要経費を捕う目的でアルバイトを行う場合、事前に資格外活動の許可が必要です。許可された場合は1週間につき28時間以内(長期休暇中は1日8時間以内)に限り、アルバイトをすることができます。制限時間を超えたアルバイトをした場合は、本国送還・罰金・懲役などの処分を受けますので、ご注意ください。また、風俗営業や風俗関連営業(スナック、キャバレー、クラブ、パチンコ屋、麻雀屋など)が行なわれる場所でのアルバイトは禁じられています。これに反すると、在留資格を取り消されることもありますので絶対に行わないでください。

[出入国在留管理庁ホームページ]
<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/>

学生の教育研究災害補償制度

学生の教育研究災害補償制度として、公益財団法人日本国際教育支援協会により学生教育研究災害傷害保険(学研災)と学研災付帯賠償責任保険が創設されています。

「学生教育研究災害傷害保険」は傷害保険、「学研災付帯賠償責任保険」は賠償責任保険です。

保険の種類としての違いは以下のとおりです。

- 傷害保険…………… 本人のケガに対する補償
- 賠償責任保険…… 他人にケガを負わせたり、他人の物を壊すなどの法律上の賠償責任を負った場合に対する保険

学生教育研究災害傷害保険 (全員加入)



本学の学部・大学院に在学しているすべての学生は、日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険に加入しています。授業中または学校行事中のけが(治療日数1日以上)、通学中のけが、授業中、学校行事中以外で学校施設内にいる間のけが(治療日数4日以上)に適用され、保険金の支払対象となりますので、けがをしたらすぐ学生課に連絡してください。また、死亡・後遺障害(事故から180日以内)にも保険金が交付されます。詳しくは各キャンパスの学生課までお問合せください。

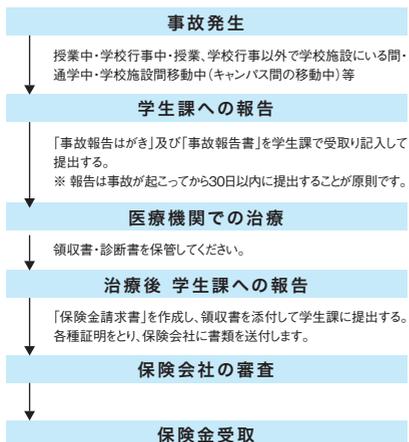
※病気は対象外です。

※課外活動中のけが(治療日数14日以上)にも適用されます。

※合宿中のけがについては、必ず事前に「合宿届」を学生課に提出している必要があります。

学生教育研究災害傷害保険手続のながれ

※学研災付帯賠償責任保険の請求は手続が異なります。



学研災付帯賠償責任保険 (任意加入)



国内において、学生が、正課・学校行事・ボランティア・クラブ等での課外活動中に、他人にけがをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

任意加入となっていますので、詳しくは各キャンパスの学生課にお問合せください。学研災付帯賠償責任保険には以下のコースがあります。

Aコース 学生教育研究賠償責任保険

Bコース インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険

Cコース 医学生教育研究賠償責任保険

神奈川大学学生 総合補償制度(任意加入)



本学では、学生教育研究災害傷害保険(学研災)ではカバーしきれない部分も補償する「神奈川大学学生総合補償制度」を用意しています。

自転車の事故等による賠償責任、学資費用、けが・病気の補償のほか自宅通学生・自宅外通学生それぞれの学生生活をしっかりとサポートするプランを提供しています。補償制度の詳細は、3月に大学から送付した「神奈川大学学生総合補償制度の案内」をご覧ください。

この保険に関するお問い合わせ先は、パンフレットの裏面に記載されている取扱代理店株式会社KUパートナーズ*(三井住友海上火災保険)となります。

*株式会社KUパートナーズは、学校法人神奈川大学が100%出資して設立された事業会社です。

奨学金を有効に活用しよう

神奈川大学では、学業の奨励及び大学生活を経済的側面から支援するため、本学独自の制度など様々な奨学金を取り扱っています。詳しい説明及び出願方法等については、奨学金説明会にて配付する「奨学金案内」に掲載されています。なお、説明会は毎年3月下旬～4月上旬に開催予定です。案内を確認し出席してください。

*すべての奨学金には出願・選考が伴います。奨学金制度の内容は変更になることがあります。

●国による高等教育修学支援新制度

給付奨学金

区分	学生身分	金額		内容	
給付	大学	自宅	第I区分	38,300円(42,500円)	返済不要の奨学金。優秀な学生で経済的に就学困難な学生の通学を支援。
			第II区分	25,600円(28,400円)	
			第III区分	12,800円(14,200円)	
		自宅外	第I区分	75,800円	
第II区分	50,600円				
第III区分	25,300円				

* () は生活保護世帯および児童養護施設などから通学する場合

授業料等減免

区分	学生身分	金額		内容	
減免	大学	入学金	第I区分	20万円*	日本学生支援機構奨学金の給付奨学金対象者は、大学へ申請することにより、授業料等減免を受けることができます。
		授業料	第I区分	最大70万円*	
				授業料の額が減免の上限額を上回る場合には上限額まで、下回る場合にはその授業料全額を減免する。	

*第II区分は3分の2、第III区分は3分の1の額を減免する

●日本学生支援機構奨学金

第一種奨学金

区分	学生身分	金額		内容
貸与	大学	自宅	2万円、3万円、4万円、5.4万円から選択	無利息の奨学金。一定の学力基準を満たし、経済的に修学が困難な学生が対象。卒業後に返還。 ※給付奨学金と併用する場合、収入基準により、貸与額が制限されることがあります。
		自宅外	2万円、3万円、4万円、5万円、6.4万円、から選択	
	大学院	博士前期	5万円、8.8万円から選択	
		博士後期	8万円、12.2万円から選択	

第二種奨学金

区分	学生身分	金額	内容	
貸与	大学	2万円から12万円まで1万円単位で選択	利息は年3.0%が上限。学力基準は第一種よりも緩やか。経済的な理由により修学が困難な学生が対象。卒業後に返還。	
	大学院	博士前期		5万円、8万円、10万円、13万円、15万円
		博士後期		から選択

●本学独自の奨学金制度(米田吉盛教育奨学金)

神奈川大学大学院給費生

区分	概要・対象等	金額
給付	将来大学の教員となることを希望し、学業成績、人物ともに優秀な学生が対象。	学費相当額

神奈川大学修学支援奨学金

区分	概要・対象等	金額
給付	一定以上の学業成績を満たし、経済的理由により修学が困難な者。*	(大 学) 理・工学部 31万円 経営・外国語・国際日本学部 25万円 その他の各学部 22万円 (大学院) 理・工学研究科 36万円 その他の各研究科 25万円

神奈川大学新入生奨学金

区分	概要・対象等	金額
給付	高校の成績が一定の基準を満たし、かつ、経済的理由により、修学が困難な学部1年次が対象。※	理・工学部 30万円 経営・外国語・国際日本学部 24万円 その他の各学部 21万円

神奈川大学地方出身学生支援奨学金

区分	概要・対象等	金額
給付	新入生奨学金の採用者のうち、東京(伊豆・小笠原諸島を除く)・神奈川を除く地方出身者で、自宅外通学をしている学生が対象。※	15万円

神奈川大学出身者支援奨学金(予約)

区分	概要・対象等	金額
給付	神奈川大学を卒業し、次年度神奈川大学大学院に進学を希望する学生で、学業成績、人物ともに優秀な者が対象。※	理・工学研究科 22万円 その他の各研究科 15万円

神奈川大学外国人留学生授業料減免制度

区分	概要・対象等	金額
減免	学業成績、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な私費外国人留学生が対象。	(大 学) 理・工学部 30万円 経営・外国語・国際日本学部 25万円 その他の各学部 22万円 (大学院) 理・工学研究科 36万円 その他の各研究科 25万円

神奈川大学指定資格取得・進路支援奨学金

区分	概要・対象等	金額
給付	難易度の高い資格試験(司法試験、公認会計士試験、税理士試験)、進路(国家公務員等)、TOEFL®及びTOEIC®に挑戦し、実績を上げた学部生が対象。	資格・進路による(10～30万円)

神奈川大学海外活動支援奨学金

区分	概要・対象等	金額
給付	短期海外研修参加者、派遣交換留学採用者等が対象。	活動内容による

神奈川大学学術研究活動支援奨学金

区分	概要・対象等	金額
給付	将来における明確な目標を持ち、学業成績、人物ともに優れ、かつ学術研究分野において優れた実績をおげた学生が対象。	実績による(2万円～)

神奈川大学学業成績優秀者奨学金

区分	概要・対象等	金額
給付	「神奈川大学学業成績優秀者表彰制度」により、成績優秀者として表彰された学生が対象。	最優秀者40万円 優秀者 20万円

※国による高等教育修学支援新制度との併給不可

● 本学独自の奨学金制度(その他)

村橋・フロンティア奨学金

区分	概要・対象等	金額
給付	勉学意欲旺盛にして、学業、人物共に優秀でありながら、経済的理由により修学が困難な学生を支援し、有為な人材の育成を目的とする。学部1・2年次生が対象。※	文系40万円 理系50万円

神奈川大学激励奨学金

区分	概要・対象等	金額
給付	「学業成績を含めて極めて優秀な学生」、「学業成績が良好であるにもかかわらず、経済的理由により学業の継続が困難な学生※」、「ボランティア等各種社会活動や課外活動で活躍する学生」が対象。	10万円

※国による高等教育修学支援新制度との併給不可

●在学生の父母中心の団体(神奈川大学後援会)による奨学金

神奈川大学後援会給付奨学金

区分	概要・対象等	金額
給付	勉学意欲を持ちながら、経済的に修学が困難な学部生が対象。(過去に経済支援型の給付奨学金(高等教育の修学支援新制度を含む)を受給した者又は受給中の者は除く)	20万円

●本学卒業生団体(一般社団法人神奈川大学宮陵会)による奨学金

一般社団法人神奈川大学宮陵会給付奨学金(学部生対象)

区分	概要・対象等	金額
給付	勉学意欲を持ちながら、家計の急激な変化のため学業の継続が困難になった学生に対し給付。原則として卒業年次生が対象。	前期または後期学費納入額50%相当額以内

一般社団法人神奈川大学宮陵会大学院給付奨学金

区分	概要・対象等	金額	
給付	神奈川大学を卒業し、神奈川大学大学院に在籍している学生で、学業成績、人物ともに優れていると認められ、将来的志向が明確な者が対象。	法・経済・経営・外国語・人間科・歴民	30万円
		理・工	40万円

●日本政府等による奨学金

文部科学省外国人留学生学習奨励費

区分	概要・対象等	金額
給付	学部又は大学院に在籍する私費外国人留学生で、学業成績、人物共に優れている者が対象。	学部・大学院 月額48,000円

各種団体等による奨学金



地方公共団体や民間の団体(財団等)が設けている奨学金制度も多数あります。大学に募集のある奨学金についてはWeBSt@tionで随時案内しますので、確認してください。

家計が急変したときは…



家計を支えている方の失業・病気・災害等により家計が急変し、奨学金が必要になった場合は、各キャンパス学生課まで早めに相談してください。

海外留学支援のための奨学金



諸外国政府等からの日本人留学生対象の奨学金については国際センター(各キャンパス国際課)での掲示のほか、日本学生支援機構のホームページにて確認をすることができます。

独立行政法人日本学生支援機構海外留学支援サイト
<http://ryugaku.jasso.go.jp/>

教育ローンについて

学費

本学では、下記の銀行・企業と提携しています。詳しくは、直接金融機関・提携企業へお問合せください。なお、問合せ先は本学ホームページの「教育ローンのご案内」をご覧ください。

提携銀行 **みずほ銀行**
 提携企業 **株式会社オリエンコーポレーション、株式会社ジャックス、SMBCファイナンスサービス株式会社**

奨学金に関するお知らせは、すべてWeBSt@tionで行っています。必ず確認するようにしましょう！

健康管理 (保健管理センター)

利用案内



心身両面にわたる健康支援を行っています。

※開室時間など利用についての変更は、本学ホームページ
や保健管理センターホームページでご確認ください。

●保健管理センターはこんなことをしています

- ・こことからだの健康相談
- ・健康診断
- ・応急手当、医療機関への紹介
- ・ヘルスチェック(身長・体重・体脂肪率・血圧・視力の測定) など
- ・病気や障がいがあり、学生生活において健康上の支援が必要な場合、他部署と連携した対応をしています。

●利用について

【横浜キャンパス】

場所	19号館2階(生協の上)
開室時間	月～金 8:30～19:00 / 土 8:30～16:30
直通☎	045-481-2523

【湘南ひらつかキャンパス】

場所	11号館1階(サーカムホール奥)
開室時間	月～金 8:50～19:00 / 土 8:50～16:50
直通☎	0463-73-9050

【みなとみらいキャンパス】

場所	2階2008号室
直通☎	045-664-3781

詳細は本学ホームページや、保健管理センターホームページ
でご確認ください。

※授業期間以外の開室日時は本学ホームページや学内掲示
でご確認ください

●保健管理センターホームページ

<https://www.kanagawa-u.ac.jp/hsc/>



健康診断は毎年受けましょう

※最新の情報は、本学ホームページや保健管理センター
ホームページでご確認ください。

全ての学生を対象に毎年実施しています。自分の健康
管理だけでなく、集団生活が行われている大学内の
感染予防のためにも必ず受診してください。

●健康診断書・証明書の発行

就職活動や実習などで健康診断証明書が必要な場
合は、自動発行機をご利用ください。指定用紙や英文
の診断書が必要な場合は、保健管理センターにご相
談ください。

こことからだの健康相談



●医師による健康相談

以下の各科担当医による健康相談を各キャンパスに
て、無料で行っています。些細な事でも構いませんの
で、ご相談ください。

相談科目

- ・内科・心療内科 ※センター長
- ・内科
- ・外科・整形外科
- ・婦人科
- ・精神科

※相談日時は保健管理センターホームページでご確認
ください。

●こことの相談

こことからだについての不安があれば、一人で悩ま
ず、ご相談ください。

例えば、眠れない、食欲がない、気分が落ち込んで
いる、家から出られない、対人関係やコミュニケーション
の悩みなど。

ご家族からの相談にも応じています。

※秘密は厳守いたします。

健康保険証について

急な病気やケガに備えて、保険証は携帯しましょう。

薬の処方について

保健管理センターでは、医師の診察により薬を処方
することがあります。

医師不在の時間帯は薬の処方ができませんので、ご
了承ください。

おススメこころのセルフケア

●体を動かしてみる

ネガティブな気持ちを発散させたり、こころと体をリラックスさせ、睡眠リズムを整える効果があります。

●イライラ・モヤモヤしている今の気持ちを書いてみる

書くことは、今抱えている悩みを客観的に見られる効果があります。書いた内容を読み返すことで、それまで思いつかなかった選択肢や状況が自分で気付くようにもなります。

●腹式呼吸を繰り返す

お腹に手を当てゆっくり口から息を吐き出し、お腹が凹んだら鼻からゆっくり空気を吸います。

●とりあえず笑ってみる

「笑い」はこころを軽やかにして、辛い日々を乗り越える力をつけてくれます。

●誰かに話してみる

頭の中だけで考えていると、思考が同じところをグルグル回り、悪い方向へ物事を考えてしまいがちです。周りの誰かに話すことで、別の角度から物事が考えられることもあります。

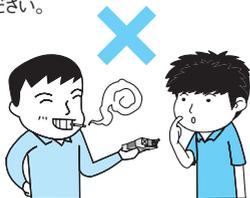
参考：厚生労働省HP「こころもメンテしよう」

タバコに手を出さない

【心身の発達途にある大学生が受けるタバコの害】

- ・将来の肺がん死亡率4.4倍（非喫煙者を1とした場合）
- ・かぜにかかりやすくなる
- ・動悸、息切れなどの体調不良
- ・運動能力、持久力、瞬発力の低下
- ・身長伸びが止まる
- ・口臭
- ・勉強に集中できないなど

大学生がタバコを吸い始めるきっかけは、「友人や先輩に誘われたから」が多いので、周りの人に誘われても断り、タバコに手を出さないようにしましょう。喫煙している場合は、自分と周りの人の健康のために卒煙（禁煙）にチャレンジすることをおすすめします。保健管理センターでは卒煙支援を行っていますので、ご利用ください。



健康な大学生活を送るための食事について

●実は朝食が一番大切

【朝食を抜くと・・・】

- ・脳のエネルギーが不足し、集中力が低下する
- ・イライラしやすくなったり、何もやる気が起こらない
- ・こころの不調に陥りやすくなる

・朝食は、充実した大学生活を送るために必要不可欠です。

●適正体重を知ろう

大学入学後、体重が増えたり、減ったりする学生が男女とも多くみられます。

心身ともに健康を維持するためには、痩せすぎも太りすぎも良くありません。

※BMIを計算して今の体重が適正か計算してみましょう

$$\text{BMI} = \text{体重}(\text{kg}) \div \text{身長}(\text{m}) \div \text{身長}(\text{m})$$

例) 体重55kg、身長160cmの場合：BMI=55÷1.6÷1.6=21.5

【判定】

BMI	コメント
25～	標準体重を超えています 運動・食事の見直しが必要です。
18.5～24.9	適正体重です
～18.4	やせすぎです 3食しっかり食べましょう。

●バランスよく食べよう

- ・主食（ご飯・パン・麺類）
- ・主菜・メインのおかず（肉・魚・卵・大豆）
- ・副菜（野菜・果物・海藻）

3種類をバランスよく食べることが大切です。

※脂質・塩分が多く栄養価の低いファストフードやインスタント、糖質が多く含まれている清涼飲料水は控えましょう。

「自分の性」を大切に

大学生の恋愛では、束縛やDV、性感染症が問題となります。

特に恋愛においてはパートナーと対等で、相手のためになることを率直に言い、謙虚に聴く姿勢が良い関係で、それは自分と相手の「性」を大切にすることにつながります。

HIVを含む様々な性感染症は性交渉により感染しやすいですが、正しいコンドームの使用で、予防が可能です。性感染症についての相談や情報提供も行っていますので、ご利用ください。

●夜間・休日救急病院案内

以下の医療機関を受診する時は、必ず事前に電話してください。
ただし一刻をあらそうような場合は、救急車を呼び、その指示に従ってください。

横浜キャンパス・みなとみらいキャンパス周辺

医療機関名		電話	診療科目	受付時間	住所
緊急時 医療機関	横浜市民病院	045-316-4580	全科(専門医が担当しているか電話で確認してから受診してください)	24時間	神奈川区三ツ沢西町1-1
	けいゆう病院	045-221-8181	全科(専門医が担当しているか電話で確認してから受診してください)	24時間	西区みなとみらい3-7-3
	横浜労災病院	045-474-8111	全科(専門医が担当しているか電話で確認してから受診してください)	24時間	港北区小机町3211
夜間 急病	横浜市夜間急病センター	045-212-3535	内科 眼科・耳鼻咽喉科	19:30～24:00	中区桜木町1-1 横浜市健康福祉総合センター1・2F
	神奈川区休日急患診療所	045-317-5474	内科	日曜・祝日 ・年末年始	神奈川区反町1-8-4 はーと友神奈川3F
	港北区休日急患診療所	045-433-2311	内科	10:00～16:00	港北区菊名7-8-27
	横浜市歯科保健医療センター 夜間休日救急歯科診療	045-201-7737	夜間や休日・祝祭日など急な歯の痛みや外傷などの救急診療	19:00～22:30 年中無休 10:00～15:30 日曜・祝日・年末年始	中区相生町6-107
	横浜市救急相談センター	#7119 045-232-7119	・急な病気やケガの 受診相談 ・医療機関の案内	24時間	

湘南ひらつかキャンパス周辺

医療機関名		電話	診療科目	受付時間	住所
救急	平塚市民病院	0463-32-0015	全科	24時間	平塚市南原1丁目19-1
	秦野赤十字病院	0463-81-3721	全科	24時間	秦野市立野台1-1
平日	平塚市休日・夜間 急患診療所	0463-55-2145	内科／外科	19:00～22:30	平塚市東豊田448-3
	秦野市休日・夜間 急患診療所	0463-81-5019	内科／外科	20:00～22:45	秦野市曾屋11
夜間 休日の 救急	平塚市休日・夜間 急患診療所	0463-55-2145	内科／外科	9:00～11:30 13:30～16:30 19:00～22:30	平塚市東豊田448-3
		0463-55-2176	歯科	9:30～11:30 13:30～16:30	
	秦野市休日・夜間 急患診療所	0463-81-5019	内科／外科	9:00～11:30 13:00～16:30 19:00～22:45	秦野市曾屋11
	秦野市歯科休日 急患診療所	0463-83-3120	歯科	9:00～16:30	秦野市今川町1-3 秦野駅前農協ビル3階

(注) 上記以外の時間帯での急病時には、下記のところと連絡し、指示を受けてください。

平塚市：0463-21-3340(平塚消防署テレホンガイド)

秦野市：0463-81-0119(秦野消防局)

感染症について

予防接種

以下の感染症について、感染の有無と予防接種の回数を母子手帳で確認をしてください。

感染したことがなく、予防接種の回数が不足している場合は、追加の予防接種をうけるようお願いいたします。

- 麻しん
- 風しん
- 水痘(みずぼうそう)
- 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)

学校感染症にかかったら

※最新の情報は、本学ホームページや保健管理センターホームページでご確認ください。

1. 保健管理センターに電話連絡

学校感染症と診断された場合は、直ちに各キャンパスの保健管理センターへ電話で連絡をしてください。

感染拡大防止のための病状聞き取り調査と欠席の証明に必要な手続きの説明をします。授業・試験については、教務課へ連絡をしてください。(04/学修・授業のページ参照)

2. 登校可能となるまでは外出を控える(出席停止期間)

感染症の種類により出席停止期間が違います。(下記の表参照)

3. 治癒後の手続

登校可能となったら次の必要書類を保健管理センターへ提出してください。

インフルエンザの場合

① 体温・症状の経過が確認できるもの

② インフルエンザり患が証明できる原本書類

インフルエンザ以外の場合

① 感染症り患と登校可能が証明できる原本書類(次ページ参照)

【主な学校感染症の出席停止期間】

インフルエンザ	発症した後(発熱の翌日を1日目として)5日を経過し、かつ、解熱した後2日経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻しん(はしか)	解熱した後3日経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しんが消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認められるまで

その他の学校感染症については、保健管理センターホームページ
(<https://www.kanagawa-u.ac.jp/hsc/current/>)でご確認ください。

感染症登校許可証明書記入について(ご依頼)

本学学生より「学校保健安全法」で定めるところによる「学校において予防すべき感染症」の届け出がありました。

お手数ですが、本疾患について感染のおそれなくなったこと、また出席停止期間について、下記証明書にご記入いただきますようお願い申し上げます。

【問合せ先】保健管理センター 横浜キャンパス 045-481-5661
湘南ひらつかキャンパス 0463-59-4111
みなとみらいキャンパス 045-664-3781

感染症登校許可証明書

氏名: _____

上記の学生は、罹患した下記の感染症について、登校可能なことを証明します。

疾患名	
インフルエンザ	百日咳
麻しん(はしか)	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)
風しん	水痘(みずぼうそう)
咽頭結膜熱(プール熱)	結核
髄膜炎菌性髄膜炎	その他()

*該当する疾患に○印をご記入ください。

出席停止期間

上記の疾患により、 年 月 日～ 年 月 日の出席停止が妥当であることを証明します。

年 月 日

医療機関名

医師名 _____ 印

大学事務処理

学部 _____ 学科 _____ 学年 _____ 学籍番号 _____

受付確認

保健管理センター: 年 月 日 印  教務: 年 月 日 印

学生相談室

学生相談室では、様々な活動を行っています。

以下「相談について」と「その他の活動について」に分けて、紹介します。

相談について



学生相談室には、年間多くの方が訪ねてきます。一度だけの人もいれば、毎週相談に来る人もいます。その人たちがどんな利用の仕方をしているのか、少し紹介します。

学生相談室では、いわば「よろず相談」に応じていますので、どんなことで相談に来られても構いません。相談の内容は、ごくおおまかに「ガイダンス」と「カウンセリング」に分けられます。

● ガイダンス

履修の仕方、転部・転科、他大学受験、休・退学などの「修学上の問題」や、「課外活動」、「アパートの問題」、「進路や就職に関する問題」など、学生生活を送る上で必要な情報を提供しています。

情報については、直接事務窓口に行きにくい場合は、学生相談室を訪ねてください。相談員が丁寧にお話をうかがいます。その上で、必要ならば、担当窓口を紹介します。学生相談室では、時間に追われることなく、納得のいくまで相談ができるようにしています。

● カウンセリング

人生の途上には、いろいろな壁・障害・苦痛・心の悩み・苦勞などがあるものです。学生生活でも、楽しいことばかりが続くとは限りません。むしろ、人は成長する途上で必ず壁に突き当たり、苦悩するものです。

人が十人いれば十通りの感じ方や考え方があり、それぞれの人が自分に固有の生き方を持っています。学生相談室の相談員は、そうした一人一人の生きている世界を何よりも大切に受け止めることを基本にしています。相談員と話し合いながら自分の苦しみや悩みを解きほぐし、自分自身が本当に納得できる生き方を、探したり選んだりしていきます。

これがカウンセリングです。

● 秘密厳守

ご相談の内容・個人の秘密は固く守ります。どうぞ安心してお気軽にご利用ください。

どのように 相談したらよいか



以上、学生相談室での相談について紹介しましたが、では実際に相談室に行ってみようかなと思うと、足が前に出なくなってしまう人もいます。

自分が困ったり悩んだりしていることが、些細なつまらないもののように思えたり、相談に行っても相手にされないのではないか、軽蔑されるのではないかなどと心配になったりすることもあるようです。でも、そういう心配や懸念は無用です。どんなことでも構いません。「行ってみようかな」と思いついたときに、電話での相談もできます。ちょっと勇気を出して学生相談室を訪ねてください。事前に、面談予約（電話でも直接来室でも）をしてくださると、面談日にお待たせしなくてすみます。

参考までに、相談の例を挙げておきます。

- * 勉強が手につかない
- * 学業や進路への疑問、大学に行く気がしない
- * 将来への迷い、自信がない
- * 眠れない、イライラする、不安でたまらない、ふさぎ込んでしまう
- * 何をしても楽しくない
- * 気力がない、何をしたらよいかわからない
- * 友人の言動が気になる、友人の力になりたい
- * 友人関係・先生との関係がうまくいかない
- * 異性とのつきあいの悩み
- * 家族とうまくいかない、家族の問題が負担になる
- * アパートやアルバイト先での問題
- * 自分の性格が気になる、自分について考えたい
- * 何のために生きているか疑問
- * 孤独を感じる

その他、どんなことでも構いません。

その他の活動



学生相談室では、相談の他にも幾つかの活動をしています。相談のあるなしにかかわらず、どなたでも参加できます。

以下に簡単に紹介しますが、それぞれの日程や場所など詳しいことは、HP、Web、掲示で確認するか、直接お問い合わせください。

● “語り”のグループ（横浜キャンパス） —one day's group・weekly group—

普段は知り合う機会の少ない、学部、学年を超えた人たちと、自分について話をするグループを企画しています。時には自由なテーマで。時には、特別なテーマ（たとえば、授業について、先生との人間関係、ゼミでの自分、休学を考える、復学の仲間づくり、大学生活での困りごと、音楽を聞く、絵を描く、など）で。土曜日や祝日や長期休暇中に、一日中（朝から夕方まで）、あるいは毎週毎回100分ほど集まって話をします。そこで、知識や新しい気づきを得ます。これが「出会い」です。自分との新たな「出会い」、他者との「出会い」が生まれることを期待した企画です。

● セミナー・講演会など

人の話の聞き方、よい自己表現の仕方、心身のリラクスのさせ方など、普段の生活や人間関係に役立つことを身につけるためのセミナーや、人間について・心について・社会についてなど、考えるヒントになるような講演会を、年に2～3回開催しています。

● “ちょっとホッと”コーナー（横浜キャンパス）

学生相談室の一角に、ソファや机があります。ちょっと来て一人で休むことができます。あるがままに過ごせるコーナーです。居合わせた人と会話が弾むこともあるかもしれませんが、ちょっとしたルールはありますが、なるべく居心地よく過ごせるようにします。

横浜キャンパス（28号館2階）

開室時間
月～金曜日 10:00～18:00

電話
045-491-2162（直通）
045-481-5661（内線2252）

湘南ひらつかキャンパス（11号館1階）

開室時間
月～金曜日 11:00～17:00

電話
0463-59-5975（直通）
0463-59-4111（内線3041）

みなとみらいキャンパス（2階2013号室）

電話
045-664-3780（直通）
045-664-3710（代表）



横浜キャンパス 学生相談室



湘南ひらつかキャンパス 学生相談室

学生ボランティア活動支援について

大学生にとっては、学修プログラムによる正課での学びだけでなく、正課外での活動による学びも重要な成長の機会です。キャンパスから飛び出して、実際の社会でボランティア活動することで社会に存在する課題を知り、その課題解決について学ぶことができます。また、ボランティア活動に関わるいろいろな人の出会いは、自分自身を見直す機会にもなりこれからの人生を豊かにすることができます。ボランティア活動は、正課での学修を実社会で実践に活かすことのできる場にもなり、社会人基礎力といわれる社会性や教養を身につけることができ、将来の進路(就職)の幅を広げることもつながります。

神奈川大学では、「大学に入学したらボランティア活動をやってみたい」と思う学生のために、横浜キャンパスでは「学生ボランティア活動支援室」を設置し、湘南ひらつかキャンパスでは、ボランティア情報を教育支援センター「KUSクエア」にて掲示しています。

学生ボランティア活動支援室 —横浜キャンパス



横浜キャンパスの学生ボランティア活動支援室(ボラ室)は、2004年10月に学生の自主性、社会性の育成する学内外でのボランティア活動を支援するために設置され学生が主体的に活動しています。ボラ室は単にボランティア情報を紹介する場だけでなく、「まち×学生プロジェクト」としての地域交流イベント、他のボランティアサークルと協力しての合同ボランティア説明会、他大学との交流会、広報誌の発行など幅広い活動をしています。

ボラ室学生スタッフ募集

横浜キャンパスボラ室は学生スタッフで運営しています。ボラ室ではボランティア活動に興味がある学生スタッフを募集しています。学修やアルバイトとの両立も無理なく活動でき他のサークルとのかけもちもできます(ボランティア経験がない学生も大歓迎です)。少しでもボランティアに興味のある方はボラ室または下記E-mailまで気軽に問い合わせてください。



E-mail vol-center@kanagawa-u.ac.jp

「KUSクエア」ボランティア情報 —湘南ひらつかキャンパス



湘南ひらつかキャンパスではボランティア情報を教育支援センター「KUSクエア」にて掲示して紹介しています。障がい者・介護・環境・自然・リクリエーション、国際交流などの分類で分けられています。

現在募集中の各キャンパスのボランティア情報はWebサイトやTwitterでも公開しています。

- <http://sp.kanagawa-u.ac.jp/kusquare/volunteer/>
- Twitter: @volstaff



■ 横浜キャンパス

学生ボランティア活動支援室
19号館305室(生協の上)
月～金曜日 10:00～17:00

※詳細はHP、掲示にて確認してください。

■ 湘南ひらつかキャンパス

8号館KUSクエア
月～金曜日 8:50～16:50

※ボランティア情報の掲示・相談

ハラスメントに関する相談

ハラスメントには、「セクシュアル・ハラスメント」「アカデミック・ハラスメント」「パワー・ハラスメント」などその他様々な種類があります。本学では基本的人権を侵害するこれらのハラスメントを防止し、すべての学生が快適でいきいきとした学生生活を送れるよう、「ハラスメントの防止・対策に関するガイドライン」を制定しています。

被害にあったと思ったら



まずは、リーフレット「NO! ハラスメントをしない させない 許さない」を読んでください。対処の方法、相談窓口の設置場所や利用方法などが書いてあります。「ハラスメントの防止・対策に関するガイドライン」は本学ホームページでご覧いただけます。

<http://www.kanagawa-u.ac.jp/>

トップページ→キャンパスライフ→ハラスメント相談室

相談窓口 (ハラスメント相談室)



●専門の相談員が親身になって相談に応えるハラスメント相談室を設置しています。

●横浜キャンパス

開室日と時間：月曜日 11時00分から18時00分
※月曜日は授業開講期間のみ開室しています。
木曜日 13時00分から18時00分
金曜日 13時00分から18時00分

電話番号：045-491-2129 (内線 2254)

メール：haras-ment@kanagawa-u.ac.jp

場所：28号館1階

●湘南ひらつかキャンパス

開室日と時間：火・木曜日 10時00分から17時00分

電話番号：0463-59-7110 (内線 3049)

メール：haras-ment@kanagawa-u.ac.jp

場所：11号館138室

【注意事項 (各キャンパス共通)】

- 注1) どの曜日も、祝日又は祝日の振替休日は開室しません
- 注2) 開室時間中、休憩等で不在とする場合があります
- 注3) 開室日及び開室時間に変更がある場合は、相談室に掲示してお知らせします

【予約方法】

- ・開室日の開室時間内に事前に電話又はメールで予約してください
- ・当日の来室を希望される場合にも可能な限り事前電話でご連絡ください
- ・メールでの予約については、余裕をもってご連絡ください。返信に時間がかかることがありますので、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください

●外部相談窓口

(委託先：東京メンタルヘルス・カウンセリングセンター)

※上記、ハラスメント相談室開室時間以外にも学外相談窓口を利用できます。



フリー電話相談 (予約不要)

0120-922-307

月曜日～土曜日 10:00～21:00 (祝日・年末年始 休み)
日曜日 10:00～19:00

※1日1回20分間程度ご利用になれます。
※予約不要で直ぐにご利用になれますが、基本的にお電話の度にカウンセラーが変わります。



メール相談 (相談内容を直接送信)

harasment@t-mental.co.jp

※本文冒頭に【神奈川県】と入れて、相談内容を直接ご送信ください。

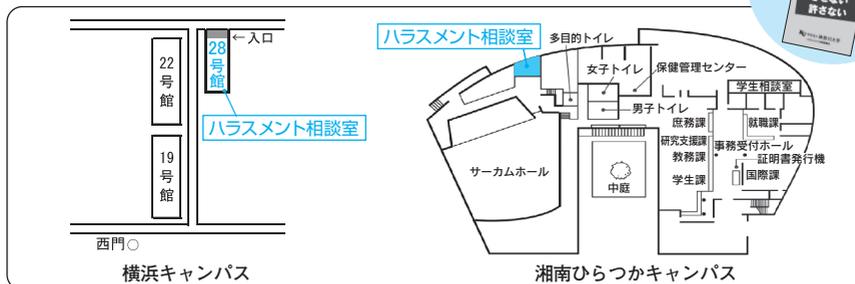
※4営業日以内に返信があります。

※同一のカウンセラーが、継続して担当します。

契約団体ID:h181002tm

※ご利用には、こちらの「ID番号」が必要になります。

神奈川県ハラスメント対策委員会では、リーフレット「NO! ハラスメントをしない させない 許さない」を刊行しています。



※みなとみらいキャンパスについては、2021年4月以降に本学ホームページでご案内します。

03

施設紹介

CAMPUS LIFE GUIDE
2021 NEXT

03

施設紹介

Information

- 一般施設 049
- 横浜図書館・平塚図書館・みなとみらい図書館 ... 050
- 学修施設 051
- コンピュータ利用環境 051
- 研究所 052
- 学生食堂 053
- 書籍・購買・プレイガイド 055
- 福利厚生施設 056
- 提携施設 056

一般施設

各キャンパスにはさまざまな運動施設があります。各施設の利用方法については、各キャンパス学生課、スポーツセンターまでお問合わせください。

【横浜キャンパス】

施設名	施設概要	窓口
ミーティングルーム・一般講堂	課外活動団体のミーティングに利用可能です。	学生課
体育館	1階席アリーナはバスケットボール3面、バレーボール4面の広さがあります。2階席800人収容の観客席があります。	
総合グラウンド	総合グラウンドとしてサッカー、ラグビー、アメリカンフットボール、野球など様々な競技に使用されます。	
室内温水プール(有料)	25Mの温水プールです。授業の他、個人利用も可能です。年間を通じて利用することができます。利用方法、時間は掲示で確認するか本学ホームページをご確認ください。	スポーツセンター
スポーツセンター(有料)	トレーニングマシンを配置したトレーニングルームがあります。授業の他、個人利用も可能です。定期利用者はトレーニングメニューを作ることができます。利用方法、時間は掲示で確認するか、本学ホームページをご確認ください。	

【湘南ひらつかキャンパス】

施設名	施設概要	窓口
体育館	1階はトレーニングマシン、専属トレーナーを配置したスポーツセンター・剣道場・ロッカールーム・シャワールーム。2階はバスケットボール・バレーボール・バドミントン等を行うことができます。また、アリーナの上には1周200Mのランニングコースがあります。	平塚学生課
陸上競技場	8レーンの400M全天候型トラックがあります。	
サッカー場	人工芝のサッカー場があります。	
野球場	軟式野球専用の野球場があります。	
プール	7コースの50Mプールがあります。(特定の課外活動団体のみ使用可)	
テニスコート	4面のテニスコートがあります。	SHCスポーツセンター
スポーツセンター(有料)	トレーニングマシンを配置したトレーニングルームがあります。授業の他、個人利用も可能です。定期利用者はトレーニングメニューを作ることができます。利用方法、時間は掲示で確認するか、本学ホームページをご確認ください。	

物品の貸出しについて

クラブ・サークルの活動やゼミナール活動用に物品の貸出しをしていますので、利用してください。

- バレーボール・バスケットボール・サッカーボール
- バドミントン用具一式・野球用グローブ・ボール
- ゼミ机・パイプ椅子
- イベント用テント



横浜図書館・平塚図書館・みなとみらい図書館

神奈川大学には、横浜図書館・平塚図書館・みなとみらい図書館の3つの図書館があります。横浜図書館は、横浜キャンパス15号館、平塚図書館は、湘南ひらつかキャンパス1号館、みなとみらい図書館は、みなとみらいキャンパス2F、3Fにあります。図書館には、総合大学としての学修・研究に必要な国内外の図書、雑誌、新聞、その他の資料が多数所蔵されています。また電子ジャーナルや各種データベース等も提供しています。館内にはパソコンを利用しながら勉強できるスペースや、レポート作成等で必要となる資料収集に関して相談できるレファレンスカウンターもあります。是非活用してください。

利用について



横浜・平塚・みなとみらいの各図書館は、どのキャンパスの学生も利用することができます。開館日については、図書館ホームページや館内配布の図書館年間カレンダーをご覧ください。入館するためには学生証が必要です。また、図書館を使いこなしていただくためのガイダンスやセミナーを開催しています。詳細は図書館ホームページや掲示をご覧ください。

神奈川大学図書館ホームページ

<https://www.kanagawa-u.ac.jp/library/>

資料の検索(OPAC)



インターネットに接続できるパソコンやスマートフォンから、神奈川大学図書館の所蔵資料だけでなく、近隣図書館の所蔵資料や、論文、各種データベース等を検索することができます。

検索方法がわからない場合や資料が見つからない場合は図書館スタッフにご相談ください。

神奈川大学図書館OPAC

<https://ufinity.kanagawa-u.ac.jp/>



各種サービス



●貸出

学部生 10冊 2週間

大学院生 30冊 3ヶ月

- ・資料を借りる際には学生証が必要です。
- ・カウンターで貸出の手続きをしてください。
- ・学部生には、夏季・冬季・春季休業期間中に、長期貸出を行っています。
- ・みなとみらい図書館のみ、スマホアプリ「Ufinity」での貸出が可能です。

※「Ufinity」は、AppStore、Google Playより無料でダウンロードできます。

●返却

カウンターに返却をしてください。図書館閉館中は、資料返却用ボックス(横浜・平塚:図書館入口付近、みなとみらい:1F)をご利用ください。なお、返却が遅れると延滞した日数分貸出停止になりますのでご注意ください(最長2週間)。貸出期間の延長(更新)も1回に限り可能です。

●資料の複写

図書館内にコピー機を設置しています。著作権法31条により、図書館所蔵資料に限って一部コピーが可能です(白黒:10円、カラー:30円/枚)。ノート等の持ち込み資料はコピーできませんのでご注意ください。

●館内パソコンの利用

大学発行のMNSアカウントが必要です。館内には無線LANが整備されており、ノートPCの利用も可能です(一部エリアで利用不可)。

●困ったときは

資料の探し方がわからないなど困ったときは、カウンタースタッフにご相談ください。

※図書館の利用に関する詳細は、図書館ホームページや「図書館利用の手引き」をご覧ください。資料探しの際は、「情報リテラシーテキスト」をご利用ください。

※横浜図書館は、2021年度中、3号館の仮設図書館での運用を予定しております。利用方法の詳細については、図書館ホームページ等でお知らせしますので、ご確認ください。

学修施設

語学視聴覚室

言語研究センターに併設の、視聴覚資料を使って学習する施設です。

各種語学教材を揃えています。外国映画やドラマを視聴することができます。

L.L. 演習室(湘南ひらつかキャンパス)

L.L. 演習室は1号館3階に3室(1-326、1-328、1-330)あります。また、LL準備室(1-325)には、自習に用いることのできる英語多読用ペーパーバックを多数揃えており、いつでも手に取って見ることができます。詳しい利用方法やその他質問は、LL準備室スタッフにご相談ください。

コンピュータ利用環境

ネットワーク環境



神奈川大学では、本学学生の学習および教職員の教育・研究活動を充実したものとするため、インターネットと接続したネットワークサービスシステム(MNS:MIYAMO-NET Service)を提供しています。MNSを利用するためにはMNSアカウントが必要です。このMNSアカウントはコンピュータ演習室など、学内の各種PC利用だけでなく、無線LAN(Wi-Fi)の利用をはじめ、WebSt@tion等の利用にも必須となります。入学時に交付しているMNSアカウント通知書は、個人の責任において慎重に管理してください。

MNSの施設・設備



●コンピュータ演習室

WindowsのPCが横浜キャンパスに9室約720台、湘南ひらつかキャンパスに7室約420台、(みなとみらいキャンパスは2室120台を設置予定)が設置されています。授業の無い時間帯には予習・復習やレポートの作成ができるよう開放しています。

●無線LAN(Wi-Fi)

個人所有のノートPCやモバイル機器等からMNSに接続可能な無線LAN(Wi-Fi)環境を提供しています。

●ノートPC貸出サービス

無線LAN(Wi-Fi)に接続可能なノートPCの貸出サービスを行っています。ご利用の方は横浜キャンパス6号館2階MNSカウンタ、湘南ひらつかキャンパス11号館3階MNSカウンタ、みなとみらいキャンパス8階MNSカウンタにお越しください。

●JINDAIメールシステム

Office 365を利用したメールサービスを提供しています。JINDAIアカウント(メールアドレスとパスワード)は入学時に交付しているMNSアカウント通知書に記載されていますので、必ず確認してください。

その他



MNSアカウントの発行、JINDAIメールシステムの利用方法、各施設の詳細や利用可能な時間・利用方法等については、入学時に配布している『MNS利用の手引き』やMNS Web、掲示などで確認してください。また、本学では、皆さんにIT環境を安全にかつ安心して活用してもらうために、『ソーシャルメディア利用のためのガイドライン』を作成し、配布・公開しています。学生生活のみならず、社会に出てからも必要な内容が掲載されていますので、必ず読んでください。

<MNS Web>

<http://mns.kanagawa-u.ac.jp/>

研究所

横浜キャンパス

法学研究所

24号館1階に置かれている法学研究所は、現代社会において法学・政治学が直面する多様かつ複雑な課題に対応するための研究機関です。研究者間の情報交換と共同研究、実務関係者との交流促進などのほか、研究所内に付置された地方自治センターと国際人権センターの事業を通じて、地域問題から国際問題まで幅広く活動を行っています。

「研究年報」、「法学研究叢書」および「ニュース・レター」を刊行しています。また、毎年様々なテーマで講演会やシンポジウムを開催しています。

経済貿易研究所

1号館5階に置かれている経済貿易研究所は、経済・貿易の各分野を調査研究することを目的として、1954年に開設された本学最初の研究所です。研究所年報として「経済貿易研究」を、研究叢書として「経済貿易研究叢書」を刊行しています。また、教員の共同研究の助成、講演会・シンポジウムの開催など、活発な活動を行っています。

工学研究所

23号館地下1階に置かれている工学研究所は、いろいろな工業分野や他の学問分野にまたがる広範囲な領域での研究・調査を目的とした研究所です。また、共同研究、プロジェクト研究、産学官交流や、連続講演会など、多方面にわたる活動を行っています。

日本常民文化研究所

9号館1階に置かれている日本常民文化研究所は、全国各地域の歴史・民俗・民具の調査・研究を目的として、1925年に渋沢敬三氏によって創設された民間の研究所を本学に招致したものです。日本の近代化のなかで、大きな変容をみた常民(庶民)の諸生活資料の調査・収集・保存を通して、共同研究、研究会、講座の開催、各種刊行物の発行などの活動を行っています。関心のある方は、公式Webサイト、Twitter、Facebookをご覧ください。随時情報を発信しています。また、学芸員を養成するための基礎的な実習教育も行っており、多くの学芸員資格取得者に社会に送り出しています。学芸員に関する詳細は、「履修要覧(資格教育課程)」の学芸員課程の項を参照してください。また付置組織として「非文字資料研究センター」、共同研究拠点「国際常民文化研究機構」があります。

アジア研究センター

9号館3階におかれているアジア研究センターは、アジア研究の学部横断・学際的な研究組織として、2013年4月に開設し研究活動を開始しました。これまで本学の各機関で個別に行われてきたアジア研究の情報を集約し、内外

に発信すると同時に、本学の特色を活かした政治、経済、社会、文化、科学技術等の総合的な研究によりアジア研究の発展に資すると共に、アジアの発展ひいては世界の平和と繁栄に寄与することを目的とします。

「神奈川大学アジア・レビュー」および「ニュース・レター」を刊行しています。また、研究会の講演会やシンポジウムを開催しています。

湘南ひらつかキャンパス

総合理学研究所

総合理学研究所は数学・物理学、情報科学、物質・エネルギー科学、生命科学の4分野を総合的に捉え、「知識情報」として体系化することを目的に、これらの科学技術全体にわたる諸問題の共同研究、セミナー、シンポジウムなどを行っています。

みなとみらいキャンパス

言語研究センター

言語研究センターは、言語・言語教育及び関連諸科学に関する理論的・実証的研究並びに語学視聴覚室の促進をはかることを目的としています。

「言語研究」、「神奈川大学言語学研究叢書」、「NEWS LETTER」を刊行しています。

また特殊言語を含む研究図書・雑誌の収集、共同研究グループを中心とした活動、および講演会を開催しています。

人文学研究所

人文学研究所は、各種テーマによる14グループの共同研究を柱に、シンポジウム・研究会・講演会をはじめ「神奈川大学人文学研究叢書」と「人文学研究所報」の刊行など多彩な活動を行っています。特に国際シンポジウムの開催によって、共同研究を基礎に世界各国から研究者を招待し、国際的な文化交流を推進しています。

国際経営研究所

国際経営研究所は経営というダイナミックな社会経済活動について多彩な観点から調査研究を行っています。経営学の数々の分野を研究する所員が理論的な側面ばかりでなく実践的な側面からも共同研究に取り組んでいます。成果は「プロジェクトペーパー」として定期的に刊行するとともに機関誌「国際経営フォーラム」を刊行しています。また、講演会やフォーラム開催の他、季刊の「国際経営だより」やホームページで内外への広報活動を展開しています。今日のグローバル化時代を捉えて国際経営という名称を冠していますがグローバルな分野の研究のみならずローカルコミュニティとの交流活動を展開するなど、ユニークで多方面にわたる活動を推進しています。

学生食堂

各キャンパスの学生食堂は、学生の好み、栄養面、経済面を考慮したメニューを、スピーディーに提供をしています。なお、各店舗ともに時期により営業時間に変更が生じる場合があります。

横浜キャンパス

横浜キャンパスの学生食堂は1号館8階・10号館2階、3階・19号館地階・21号館1階、2階にあります。屋外のキッチンカーもご利用ください。

801食堂 / 40席

横浜の素晴らしい眺めを背景に全天候型テラスもある快適な空間です。神奈川県産の食材を使用した「神大健美膳」や「日替定食」をお楽しみください。食を通じて、美味しく「食べて」健康になりましょう。

営業時間 ▶ 月～金曜日 11:30～14:30
(L.O.14:00)

806食堂 / 72席

「カレーバイキング(1回盛切り)・サラダ」をご用意しており、テイクアウトも可能です。また、ゼミ・研究室等のパーティーも受付けておりますので、横浜キャンパス総務課にお申込みください。

営業時間 ▶ 月～金曜日 11:30～14:30
(L.O.14:00)



1号館
8階
ラウンジ

LUX(ラックス) / 435席

日替わりのセットメニューや丼ものが中心となっております。又、部活やサークルの打ち上げやパーティー、音楽会など多様な目的で利用されています。

営業時間 ▶ 月～金曜日 11:30～14:00



19号館
地下1階

2階 Carrefour(カルフル) / 806席

カルフルは多くのメニューから選択できるカフェテリア方式の「学食」です。大人気の「唐揚げ」や、地元農家と提携し朝どり野菜を使用した「塩だれキャベツ」がおいしいと学生に評判です。定番の麺類や丼もののほか、手作りにこだわった日替わりのおかず・小鉢を選択できます。平日8時00分からの朝食サービスも行っています。

営業時間 ▶ 月～金曜日 8:00～19:15
土曜日 11:30～14:00



10号館

3階 Chiffon(シフォン)

焼きたてパンやプリン・パフェなどのスイーツが中心のおしゃれなベーカリーカフェです。毎日店内で焼き上げるパンは豊富なラインナップが自慢です。プリンやパフェなどのパティシエの手作りスイーツは多数のメディアに取り上げられ、高い評価を受けています。

営業時間 ▶ 月～金曜日 10:30～17:30



湘南ひらつかキャンパス

湘南ひらつかキャンパスの学生食堂は4号館(厚生棟)にあります。

テラ(第1食堂) 1階 / 430席

「ボリュームランチ」「麺類」「丼物」「カレー」など、健康的でバラエティー豊かなメニューを日替わりで楽しめます。

営業時間 ▶ 月～金曜日 11:00～15:00



4号館(厚生棟)1階

みなとみらいキャンパス

2021年1月現在新設予定。最新の情報については、本学ホームページをご確認ください。

書籍・購買・プレイガイド

書籍・家電、日用品、スポーツ用品等、学生生活の必需品はもとより最新の生活情報が豊富に取り揃えてあります。

横浜キャンパス

19号館1階に生協があります。生協の組合員になると各種割引価格で利用できます。営業内容、営業時間は次のとおりです。

●購買部

学生の「暮らし」と「学び」を全面的にサポートするゼネラルマーケット。文具に始まりパソコン、家電、家具まで何でもご相談ください。さらに食品(弁当・パン・飲料など)の豊富な品揃えは特筆もの。神大オフィシャルグッズも充実しています。

セールやイベントなどのお得な情報発信にも注目してください。ゼミ誌、卒業論文集の印刷も承ります。

●プレイガイド部(サービスカウンター)

—主な取扱業務—

- ・ JR、ANA、JALなど国内外の乗車券、指定券、航空券の予約と発券
 - ・ 国内、海外の様々なツアーの申し込みと受付
 - ・ 自動車免許をはじめ、語学検定、国家資格など 在学中に取得したいライセンスのご相談と受付
 - ・ 留学、語学研修のご相談、受付
- 他にも名刺、就職用証明写真撮影、印刷、卒業袴のレンタルも取り扱っております。

●書籍部

教科書・専門書・資格就職本・一般書・教養書・辞典の他、多数の書籍や雑誌・コミックを取り揃えています。生協の組合員は10%offで購入できます。注文での取り寄せも出来ますので、ご家族の分もご利用下さい。また、ネット書店「e-hon」での注文も出来ますので書籍部にお問い合わせ下さい。

●アパート紹介・学生総合共済の受付

新学期はもちろんの事、年間を通じてアパートの紹介・斡旋・トラブル相談を行っています。ケガや病気による入院や通院、手術などに伴うご相談は19号館生協内の共済カウンターにて承ります。

▶営業時間 (購買部)

月～金曜日 8:30～19:15
土曜日 10:30～15:30

(共済受付)

月～金曜日 10:00～18:00
土曜日 休業

(アパート紹介)

月～金曜日 10:00～16:00
土曜日 10:00～15:00 (12月～3月のみ)

(プレイガイド部・書籍部)

月～金曜日 10:00～18:00
土曜日 休業

神大生協ホームページ

<http://www.ku-coop.org/>

『加入手続きガイド～

生協・共済・保険～』

『生協のご案内～seikyo walker～』もご覧ください。



湘南ひらつかキャンパス

8号館にコンビニエンスストア「ファミリーマート」、サービスカウンター、1号館1階に書籍コーナー「紀伊屋書店」があります。営業内容、営業時間は次のとおりです。

●コンビニエンスストア「ファミリーマート」

コンビニエンスストアファミリーマートの品揃えとサービスはもちろんのこと、神大グッズの販売や学習教材、白衣・体育館シューズなども取り扱っております。

▶営業時間 月～金曜日 8:45～19:00

土曜日 8:45～15:00

※営業時間は変更になる可能性があります。

●書籍コーナー「紀伊屋書店」

和書、洋書、辞書、専門書をはじめ、教科書の販売、多数の書籍や雑誌を取り揃えています。

▶営業時間 月～金曜日 9:30～17:00

土曜日 9:30～14:00

※営業時間は変更になる可能性があります。

●サービスカウンター

(丸紅リアルエステートマネジメント(株)事務所)

どんなことでもお気軽にご相談ください。

- ・ 自動車学校/地元自動車学校、合宿教習の紹介
- ・ レンタル/レンタル用品、レンタカー紹介
- ・ クリーニング/衣類等クリーニングの取次ぎ
- ・ その他/宅急便、印刷、学生総合保険等各種保険、各種資格取得学校の紹介、お部屋紹介

▶営業時間 月～金曜日 9:00～17:30

土曜日 9:00～15:00

みなとみらいキャンパス

7階に生協購買部があります。生協の組合員になると各種割引価格で利用できます。営業内容、営業時間は調整中です。詳しくは、神大生協ホームページおよび生協から送付される新入生資料を参照ください。

神大生協ホームページ

<http://www.ku-coop.org/>



福利厚生施設

研修所の利用はWEBで申込みができます。

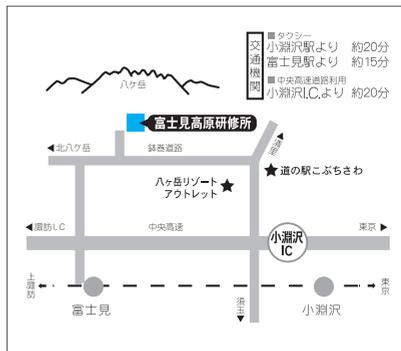
大学のホームページTOP > 大学紹介 > キャンパスと施設 > 施設利用のご案内
<https://www.kanagawa-u.ac.jp/aboutus/facilities/usage/>



富士見高原研修所

横浜から新宿または八王子を経て、電車で約3時間、長野県八ヶ岳山麓(標高1600m)にある神奈川大学富士見高原研修所はゼミナール合宿・研究室合宿のための研修所です。研修所は富士見町の高原にあり、八ヶ岳を窓から眺められ、付近は白樺の木立に囲まれて、四季の移り変わりも美しく、散策に絶好です。

住所	長野県諏訪郡富士見町立沢戸広原1-1194
電話番号	0266(66)2610
アクセス	JR中央本線 「小淵沢駅」下車 タクシー20分 送迎バス(予約制) 「富士見駅」下車 タクシー15分 1泊2食2,860円 (10/1~4/30は暖房費プラス220円)
料金	
付属設備	研修室・図書室・テニスコート・バーベキュー施設・ 卓球室・ビリヤード室・ パソコン室・娯楽室・マレットゴルフ 教職員の引率の団体・保証人同伴の学生 総務課(横浜キャンパス) 庶務課(湘南ひらつかキャンパス)
利用資格	
取扱窓口	



マホロバ・マインズ三浦【契約施設】

三浦の海に面しており、研修所として、ゼミナール合宿に利用されております。

住所	神奈川県三浦市南下浦町上宮田3231
電話番号	046(889)8911
アクセス	京浜急行「三浦海岸駅」下車徒歩7分
料金	予約金額より1泊3,000円の補助が出ます (詳細は取扱窓口で案内)
付属設備	研修室 他
取扱窓口	総務課(横浜キャンパス) 庶務課(湘南ひらつかキャンパス)

湘南国際村センター【契約施設】

湘南の丘にそびえ立つ、宿泊滞在型施設です。

住所	神奈川県三浦郡葉山町上山口1560-39
電話番号	046(855)1800
アクセス	JR横須賀線「逗子駅」下車バス25分
料金	予約金額より1泊3,000円の補助が出ます (詳細は取扱窓口で案内)
付属設備	研修室 他
取扱窓口	総務課(横浜キャンパス) 庶務課(湘南ひらつかキャンパス)

提携施設

東京国立博物館

神奈川大学は「東京国立博物館キャンパスメンバーズ」に加入しており、在籍する学生および教員は総合文化展を無料で何度でも観覧することができます。

また学生は特別展やコンサートなどのチケットの割引購入や、会員校対象の博物館セミナーに参加することもできますので、ぜひ活用ください。

詳しくは東京国立博物館ホームページ
[\(https://www.tnm.jp/\)](https://www.tnm.jp/)をご覧ください。

04

学修

CAMPUS LIFE GUIDE
2021 NEXT

04

学 修

Information

■ 履修・卒業	059
■ 授業	060
■ 試験	061
■ 成績	062
■ 学習相談	062
■ 障がい学生支援	063
■ 進学	063
■ 留学	064
■ 資格取得講座	065

履修・卒業

大学での学修には、入学から目標を定め、自主的に学ぶという姿勢が必要です。大学のカリキュラムは、幅広い分野にわたる教養や基礎的学力を身につけるための共通教養科目と、専門分野の知識を身につけるための専攻科目からなっており、在学期間中に、これらをバランス良く履修することができるように配置されています。各学部・各学科のカリキュラム（教育課程）を良く理解し、無理なく計画的に学修してください。

学修に関する情報はWeBSt@tionで必ず確認しましょう!!

学修に関する情報は学修支援ポータルサイト「WeBSt@tion（ウェブステーション）」に集約されています。

主な機能は以下のとおりです。

- 履修登録・履修情報の参照
- 履修要覧の参照
- シラバス（授業内容）の参照
- 成績参照
- 学業成績通知表の印刷
- 大学からのお知らせ
- 休講・補講・講堂変更などの情報
- 定期試験情報（試験時間、講堂、席座、参照情報）
- アンケート調査
- 遠隔授業サポートサイト

これらの情報は学内PCで見ただけでなく、インターネット経由で学外からの接続も可能となっています。まずはWeBSt@tionに慣れることが大学生活の基本です。

●WeBSt@tionを使うためには…

大学が発行したIDとパスワードが必要です。

履修計画

大学での授業は、高等学校までとは異なり、自分自身で計画を立て、取り組むことになります。

『履修要覧』をもとに、各自が所属する学部・学科のカリキュラム、履修方法を理解し、また各授業科目の『シラバス』をよく読んで、自主的に履修計画を立ててください。

履修登録

履修登録とは、各自の授業科目を大学に申請する手続きのことです。登録はWeBSt@tionで行います。履修登録を行わないと、授業に出ても単位が認定されません。履修登録は自分自身の責任において行わなくてはなりません。期間内に誤りのない履修登録をするよう十分注意してください。

単位と卒業要件

単位
English

“単位”とは、学修の量をあらわす基準であり、単位数は、授業科目の種類によって異なります。半期の授業時間数に対して、講義科目では2単位、外国語科目や演習科目、実技科目及び実験・実習科目などは1単位が基準となっています。卒業するためには、4年次を1学期以上含め通算4年（8学期）以上在学し、各学科で定められている卒業要件単位数を修得しなくてはなりません。卒業に必要な単位数は各学科によって異なりますが、概ね124～132単位の範囲内です。これを修得するためには、毎年平均40単位前後を目安に修得することになります。特に必修科目は早めに修得するようにしてください。卒業年度には、就職活動や卒業論文の作成等が見込まれるため、最初のうちにある程度の余裕を持った単位の修得が必要です。

進級制度

本学には進級制度を設けている学科があり、定められた基準をクリアできない場合には進級できず、その年次にとどまること（原級）になります。進級制度を設けていない学科については、在学期間が満たされれば、自動的に進級しますが、進級することと学修内容（単位修得）とは必ずしも一致しません。学年が進んでも卒業に必要な単位が修得できていない場合は卒業できませんので注意してください。

※所属する学科が進級制度を設けているかどうかは、「履修要覧」で確認してください。

学修指導及び保証人との連携

本学では学生に対する指導の機会をできるだけ増やすようにしています。

新入生に対する入学時のガイダンス、留年者や修得単位不足者に対する学修指導のほか、必要な場合は保証人にも連絡をとっています。

このほか、学修の悩みや疑問については各キャンパスの教務課にて随時相談に応じています。

授業

授業期間

1年間の授業期間は、「前学期」と「後学期」に分かれており、各授業科目はそれぞれ14週、通年科目は年間28週です。

授業時間

— 横浜キャンパス・みなとみらいキャンパス —

1時限	9:00～10:40
2時限	10:50～12:30
3時限	13:30～15:10
4時限	15:20～17:00
5時限	17:10～18:50
6時限	19:00～20:40

— 湘南ひらつかキャンパス —

1時限	9:10～10:50
2時限	11:00～12:40
3時限	13:30～15:10
4時限	15:20～17:00
5時限	17:10～18:50

先生と連絡を取りたい場合

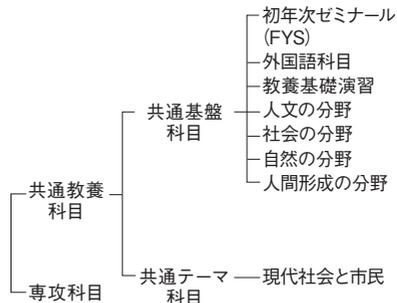
先生の出講日を授業時間割表で確認し、授業の前後に会うようにしたり、各科目のシラバスに記載の「オフィスアワー」を確認し、指定された場所・時間・方法で連絡を取るようしてください。

※教務課から教員への取り次ぎは行いません。

授業科目の区分

授業科目はその内容によって、次のように区分されています。学則の定めに従って、それぞれの分野の中から卒業に必要な単位数を修得することになります。

●全学部



欠席の取り扱いについて

本学では、公欠や欠席届の制度はありません。欠席の理由・期間により取り扱いが異なりますが、欠席を考慮するかしないかは、授業担当教員の判断に任されています。

●1ヵ月未満の欠席

事前・事後に各授業の担当者にその旨を申し出てください。

●1ヵ月以上3ヵ月未満の欠席

病気・怪我等で、休学するまでには至らないものの、長期間欠席をする場合は、各キャンパス学生課まで相談してください。

●引き続き3ヵ月以上欠席する可能性がある場合

各キャンパス学生課で休学の手続きを取ってください。

●教育実習や介護等体験のため欠席する場合

教職課程支援室（横浜キャンパス）および資格教育課程支援室（湘南ひらつか）・資格教育課程課（みなとみらいキャンパス）から発行される授業配慮願を使用してください。

●感染症にり患した場合

学校保健安全法で定められた感染症にり患した場合は感染拡大防止のため出席停止措置をとっています。速やかに保健管理センターへ電話で連絡してください。

- 【第一種の感染症】**………… エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるもの）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるもの）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する特定鳥インフルエンザ）
- 【第二種の感染症】**………… インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 【第三種の感染症】**………… コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎など
(2019年11月現在)

試験

定期試験



定期試験は、前学期末(7月中旬)と後学期末(1月下旬)の定期試験期間中に実施する試験のことで、定期試験を実施する科目を履修しているにもかかわらず、試験を受験しなかった場合には、単位が与えられません。試験の時間割は原則定期試験の2週間前までに発表されます。試験の参照条件や受験の講堂等については、WebSt@tionで確認してください。

追試験



追試験は、やむを得ない理由(病気・交通機関の事故・就職試験日や教育実習日との重複等)により、定期試験を受験できなかった者に対して行われます。本人の申請に基づき、追試験審査委員会の審査を経て、受験の可否が決定されます。申請は速やかに医師の診断書等、欠席を証明できる書類を添えて願出する必要があります。詳細は『履修要覧』で確認してください。

臨時試験



臨時試験は、授業担当教員が随時授業時間中に実施する試験のことで、外国語科目などの演習科目が多く、授業の出席状況等と併せて評価されます。定期試験とは異なり、追試験の対象とはなりませんので注意してください。

定期試験受験上の注意



受験の際には学生証が必要です。必ず携帯してください。学生証を忘れた場合は、証明書自動発行機で仮学生証を発行し、試験場に持参してください。履修登録した授業科目のみ受験できます。それ以外は受験できません。また、同一科目名であっても担任者・クラス・時限などを誤って受験した場合は成績評価の対象になりません。試験場においては、私語その他疑惑を招くような態度はとらないようにしましょう。
※その他詳細については『履修要覧』で必ず確認してください。

不正行為について



不正行為は卑劣な行為であり、絶対に行ってははいけません。不正行為を行った場合は、試験不正行為等取扱内規(学長決定)により、当該学期の受験科目がすべて無効となり、停学や退学になるなどの厳しい措置が取られます。



成績

学業成績の評価

学業成績の評価は、次のとおりです。

評価点	評価	合否
100点～90点	秀	合格
89点～80点	優	
79点～70点	良	
69点～60点	可	
59点以下	不可	不合格

合格した科目については、所定の単位が与えられます。

学業成績通知表

毎年9月及び3月に、WebSt@tionで公開します。また、保証人宛には「学業成績通知表」を送付します。学修の成果を確認するとともに、次学期の学修の計画を立ててください。なお、公開の期間等は、WebSt@tionでお知らせします。

GPA (Grade Point Average) について

GPAとは、世界標準的な大学での学生の成績評価の方法で、欧米の大学では一般に使われており、留学の際の学力を測る指標とされています。

本学でも学内の各種選考における指標として活用しています。GPAの算出方法は、次のとおりです。ただし、詳細は各学部の「履修要覧」をご確認ください。

$$\text{GPA} = \frac{(\text{秀の修得単位数} \times 4) + (\text{優の修得単位数} \times 3) + (\text{良の修得単位数} \times 2) + (\text{可の修得単位数} \times 1)}{\text{履修登録総単位数}}$$

学習相談

本学での学修において高等学校までの基礎学力に不安がある時、学生一人ひとりのスキルに合わせた相談ができます。また、基礎学力の向上だけでなく、学修の理解をより深めたいなどの相談にも経験豊かな学習相談員（元高等学校教諭）が丁寧に対応しますのでお気軽にご利用ください。

利用案内

科目：英語 数学 文章表現

- 質問例：
- 高校までの学習内容を復習したい
 - 学校での勉強の仕方がわからない
 - 文章（レポート）の書き方を教えてほしい
 - 公務員試験のための基礎学力の向上をしたい
 - 英語の基本的な文法がわからない
 - 数学が苦手で初歩からわからない
 - 自分の能力をさらに向上させたい

期間：授業期間中 月曜日～金曜日

※詳細は本学ホームページで確認してください。

障がい学生支援

支援方法と窓口

障がいのある学生一人ひとりの学修環境を整える支援をしています。教育支援センター（なんでも相談コーナー）は障がいや病気等により困りごとのある学生の相談窓口です。障がいの状況や診断書等をもとに面談を行い、学校医、学部学科や授業担当教員、関係部署と連携し、合理的な配慮を可能な範囲で提供します。

なんでも相談コーナー

横浜キャンパス・みなとみらいキャンパスでは、学生生活の困りごとの解決に向けた総合相談・案内「なんでも相談コーナー」を設置しています。どこに相談したらよいかわからない時、困った時、悩んだ時など予約なしで相談できます。相談内容に応じ適切な担当部署や相談機関もご案内しています。

授業サポーター

障害のある学生の「授業サポーター（ノートテーカー等）」を随時募集しています。教育支援センター（なんでも相談コーナー）にお問い合わせください。

進学

「大学4年間の学びをもっと究めたい」「世界をリードする研究者になりたい」。そんな学生のための高度な教育機関が大学院です。神奈川大学には現在約450名の大学院生が在籍し、所属する専攻のもとで研究テーマに取り組んでいます。卒業後も同じキャンパス、同じ恩師に学ぶことも可能なため、研究に集中できるのがメリットです。まずは学部でじっくりと勉強し、“その先の学び”に挑戦したい方は、各キャンパス教務課に相談してください。

大学院



大学院は学部での研究成果をさらに発展させ、より広い視野に立ち学問を追究し、将来自身の研究を究めようとする人や、社会に必要とされる高度の専門性を要する職業人を目指している人のためにあります。

本学では、右の研究科・専攻を設けていますが、他大学も含め大学院進学を考えている人はできるだけ早く、準備を始めることが肝心です。※各研究科とも博士前期・後期課程を設けています。

法学研究科、外国語学研究所欧米言語文化専攻、歴史民俗資料学研究所では、昼夜開講制で授業が行われます（ただし博士前期課程に限る）。



法学研究科	——	法律学専攻
経済学研究科	——	経済学専攻
経営学研究科	——	国際経営専攻
外国語学研究所	——	欧米言語文化専攻
	——	中国言語文化専攻
人間科学研究科	——	人間科学専攻
理学研究科	——	理学専攻
工学研究科	——	工学専攻
	——	建築学専攻
歴史民俗資料学研究所	——	歴史民俗資料学専攻

留学

グローバル化時代の中で、在学中に留学や海外語学研修などを希望する人が増えています。留学や語学研修と言っても、その形式や期間は目的によって様々です。なるべく早い時期から計画を立て、保証人や大学の国際センターに相談し、自分の最良の形を見つけ実現させてください。

※最新の留学プログラムの実施状況については本学ホームページ「国際交流・留学」のお知らせをご確認ください。

心得



留学や語学研修の計画を立てる際には、様々な準備が必要となります。ただし、目的や行き先によって、その準備内容や期間は異なります。半年(1学期)以上の留学を考えている場合には、少なくとも1年以上前からの準備が必要となり、短期の語学研修の場合でも半年以上前からの準備が望ましいでしょう。

また、滞在先の国の歴史、文化、生活習慣、治安などについても十分情報収集をしてから出発するように心掛けてください。同時に、日本について聞かれた時にも説明ができるように、自国の文化、歴史などに日ごろから関心を持ち、十分な知識を持って留学に臨んでください。

留学の種類



●交換留学

交換留学とは、神奈川大学と海外の大学との学術交流協定に基づき、学生を半期ないし1年派遣する制度です。交換留学先協定校は2020年11月現在、インド、カンボジア、タイ、韓国、台湾、中国、ベトナム、マレーシア、オーストラリア、アメリカ、カナダ、アルゼンチン、ウルグアイ、チリ、ブラジル、メキシコ、イギリス、イタリア、エストニア、オーストリア、スイス、スペイン、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ラトビア、リトアニア、ロシア、トルコ、モンゴル、アイルランド、チェコ、オランダ、ハンガリー、ポーランド、スウェーデン、ブルガリア、ルーマニア、ジョージアの40の国と地域にあります。学内選考を経て派遣先大学の条件と合致した学生を、本学派遣交換留学生として認定し、派遣しています。派遣交換留学生は留学先大学の授業料が免除されるほか、奨学金が支給されます。また、留学期間が修業年限に算入され、定められた範囲で、留学先大学で修得した単位が、神奈川大学で修得したものととして換算されるため、個人の履修計画によっては留学期間を含め4年で卒業することも可能です。費用や応募条件、期間は留学先によって異なりますので、HPやWebSt@tionのお知らせを確認の上、説明会に参加、または、国際センターまでお問い合わせください。

●一般留学

一般留学は、留学先に各自で応募する制度です。留学先大学の授業料は自己負担となります。一般留学申請に関する学内手続きについては、あらかじめ国際センターにご相談ください。

●休学による留学

大学を休学し、留学することも可能です。その期間は修学年限には算入されませんので標準修業年限での卒業はできませんが、自由に留学先や期間などを選ぶことができます。休学に関する詳細は、各キャンパス学生課までご相談ください。

語学研修



●推薦語学研修

神奈川大学が推薦する海外(イギリス、カナダ、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、ドイツ、フランス、スペイン、韓国、台湾、中国、ロシア(夏)2020年11月現在)の大学の語学研修コースに、学生個人で参加する制度です。夏休み・春休み期間を利用し、研修期間を含めた渡航日程を学生自身が計画し実行します。費用はすべて自己負担ですが、研修前後の日程を自由に計画することができるので、学生本人の意思と責任に基づき、海外滞在の機会を有効に生かすことができます。原則的には各大学の語学研修コースにおいて、能力別クラス編成により、各自の語学能力に応じた指導を受けることが可能なため、初級者でも安心して参加できます。研修を修了した学生には、「海外語学研修」として単位が認定されます。費用や日程は、研修先によって異なりますので、HPやWebSt@tionのお知らせを確認の上、説明会に参加、または国際センターまでお問い合わせください。

詳細は神奈川大学公式HP「国際交流・留学」でご確認ください。

資格取得講座

資格を取得して将来の進路に役立てたい、勉学の励みにしたいと、資格取得にチャレンジする学生の皆さんを支援するため、神奈川大学では各学部学科のカリキュラムとは別に、資格取得講座（有料）を開講しています。詳細は広報事業課にお問い合わせください。



HP「神大で資格」

資格取得講座の特徴



●自分のペースで学習できるオンライン講座

リアルタイムによる「ライブ配信」講座と、あらかじめ収録された「オンデマンド配信」講座があります。ライブ配信による講座も後日視聴可能なので、時間と場所を選ばず繰り返し受講することができます。

※一部変更の場合あり

●リーズナブルな受講料

専門学校等で行われている同内容の講義をリーズナブルな受講料で受講できます。

●就活や今後のキャリアに役立つ講座をラインナップ

神大生から要望の多い講座や、いま社会で必要とされている資格を厳選しています。

●フォローアップ体制

初回オリエンテーションや、学習進捗管理など様々なフォローアップ体制で受講生の学習をサポートします。

※フォロー内容は講座によって異なります

主な講座

秘書技能検定2級
秘書技能検定準1級
医療事務
調剤薬局事務
TOEIC[®]TEST 470点突破
TOEIC[®]TEST 600点突破
TOEIC[®]TEST 730点突破
日商簿記検定3級
日商簿記検定2級
ファイナンシャル・プランニング技能検定3級
ファイナンシャル・プランニング技能検定2級
行政書士
社会保険労務士
中小企業診断士（第1次試験対策）
宅地建物取引士
インテリアコーディネーター
色彩検定[®]3級・2級（カラーコーディネーター）
色彩検定[®]UC級（色のユニバーサルデザイン）
旅行業務取扱管理者
ツアーコンダクター（国内旅程管理主任者）
通関士
世界遺産検定2級
環境社会検定[®]（eco検定）
アスリートフードマイスター3級
Microsoft[®]Office Specialist（Word/Excel/PowerPoint）
ITパスポート
基本情報技術者
公務員試験



神奈川大学
みなとみらいエクステンションセンター
＜KUポートスクエア＞

みなとみらいキャンパス内にある「エクステンションセンター（KUポートスクエア）」は、誰もが生涯にわたって「学べる場」。ビジネススキル・語学など豊富な講座を用意しています。神奈川大学生は、在学中はもちろん卒業後も学生料金で受講できます。詳細は、学内に配架されているガイドブック、またはホームページをご覧ください。

神奈川県横浜市西区みなとみらい4-5-3 みなとみらいキャンパス内 2F

●みなとみらい線 みなとみらい駅下車 徒歩6分

●みなとみらい線 新高島駅下車 徒歩約4分

【問い合わせ】神奈川大学広報事業課 <http://www.ku-portsquare.jp>

2021年4月に
みなとみらいキャンパス内へ
移転します！



けいゆうぽーと 検索

05

就職

CAMPUS LIFE GUIDE
2021 NEXT

05

就 職

Information

■ 就職 069

就職

「MY VALUE」キャリア形成・就職支援プログラム

今や人生100年と言われる時代。そんな時だからこそ、「あなたの夢」が必要不可欠です。夢を抱くための、そして夢をカタチにするための、未来をつかむエッセンス。それは、全く未知のものではなく、あなたの中にまだ眠っているだけの「本当のチカラ」なのです。就職課では、そんなあなたのチカラを掘り起こし、あなたの夢を大きく育てるためのキャリア形成・就職支援プログラムを用意しています。

学生時代をどう過ごすか

大学の4年間は長いようで短いものです。是非いろいろなことにチャレンジしてください。まず自分の好きなこと、やってみたいことを探しましょう。部活動やサークル活動に打ち込む人、アルバイトやボランティア活動に精を出す人、留学を経験する人、資格取得をめざし勉学に励む人、これ以外にも選択肢はまだまだあるはず。いずれにしても、自分が打ち込めるものを見つけ、熱中することは自分を大きく成長させることができます。そして大事にしてほしいことが、“人”との出会いです。学内の先輩、同輩、先生はもちろんのこと、学外の人たちとの出会いから新たなつながりも生まれ、きっとあなたの世界観を広げていくことができるでしょう。

就職課の支援内容

就職課では入学時より全員に、GPS-Academicという適性検査を実施しています。みなさんが自分を知り、これからの学生生活の過ごし方、将来の仕事について考えることをサポートすることが目的です。また企業の人事担当者から直接話が聞ける「キャリアフェスタ」や卒業生と学内で会える「卒業生の話を聞こう」といったイベントのほか、国内・海外インターンシップに参加するためのガイダンス、地方出身学生のための「U・Iターン相談会」・公務員の仕事を知る「公務員仕事理解セミナー」など、早期から将来を考えるきっかけ作りを厚くサポートしています。

3年次には就職活動を見据えた本格的な準備が始まります。学部別オリエンテーションの後、各種就職講座がスタートし、それらは履歴書の書き方、ビジネスマナー、面接対策など就職活動に必要な知識を無理なく身につけられるように構成されています。詳細は神奈川大学オリジナル就職サイト「[KUキャリアナビ](#)」や学内掲示、メール配信、就職講座日程表等でお知らせします。また[就職アドバイザー](#)

による就職相談が受けられ、就職活動の悩みや履歴書・エントリーシートの添削、模擬面接などの要望にお応えします。

KUキャリアナビでできること

- ①企業データの閲覧
- ②面談予約
- ③求人、卒業生、セミナー情報の検索
- ④ガイダンスや講座等のメール受信
- ⑤ニーズ別（求人）情報のメール受信
- ⑥内定した先輩の就職活動体験記の閲覧
- ⑦インターンシップ情報の閲覧
- ⑧学校推薦情報の閲覧
- ⑨就職講座の予約
- ⑩企業データベースの閲覧
- ⑪進路報告登録（全員必須）

就職課の利用方法

使い道1 “就職相談”

進路、就職についての疑問や悩みをここで解消しましょう。

使い道2 “企業情報の閲覧”

インターンシップ情報や先輩たちの就職活動記録、就業状況報告書を見ることができます。

使い道3 “Web 企業検索システム”

学生が自由に利用できるPCを設置。神大オリジナル就職システム「KUキャリアナビ」から企業情報を調べたり、求人票を検索したりすることができます。

使い道4 “講座・セミナー・イベント等への参加”

就職課主催の各種プログラムを通して、正確な自己分析や企業研究・職種研究ができるよう工夫されています。

使い道5 “就職関連図書・雑誌閲覧、貸し出し”

新聞・ビジネス系の雑誌の閲覧をはじめ、業界研究や筆記試験に関する図書を貸し出しています。

インターンシップに参加しよう!



インターンシップとは「学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うこと」で、近年、企業が非常に力を入れている取組みのひとつです。

神奈川大学でも一部のインターンシップを正課授業として組み込み、「単位認定」をしています。インターンシップの目的は、「仕事の経験を通じて自分の仕事の適性や将来設計について考える」ことにあります。就職課では、インターンシップの内容についての詳細や、インターンシップに参加した先輩の体験談を本学ホームページ内にて紹介しています。充実した学生生活のため、そして早めに将来のビジョンを築くために、是非インターンシップに参加してみましょう。

また、2008年度より「海外インターンシップ」を実施しています。企業のグローバル化を視野に入れ、目的意識やチャレンジ精神を醸成すること、各国の経済状況や文化を実際に体験し、働き方や文化の違いを学び、学生生活や社会生活の基盤作りやヒントを探す点が留学や旅行と大きく異なる点です。

※2020年度は新型コロナウイルス感染症流行による渡航制限のため中止。

2019年度は、アメリカ17名・オーストラリア21名・台湾4名・香港1名・インド5名・ベトナム2名が参加。

業種・職種も多岐にわたり、一人ひとりにあった実習先をマッチングさせて決定していきます。参加学生は、幅広く、全ての学部から参加しています。

就職資料室案内



就職資料室では、以下の資料を閲覧利用できます。

●企業ファイル

各企業のパンフレットやインターンシップ情報、会社説明会の案内を閲覧することができます。

●公務員ファイル

国家、地方公務員の他、都道府県別警察官等の募集要項、パンフレットが入っています。

●就職試験報告書

過去に採用試験を受けた先輩からの具体的な就職活動に関する報告書です。

●就業状況報告書

社会人1年目、3年目の先輩に就職先企業・団体の就業状況を報告して頂いたアンケートです。

●UIターン就業資料

都道府県別の求人票、地元企業紹介誌などを見ることができます。

●インターネットPC

横浜キャンパス就職資料室 26台
湘南ひらつかキャンパス就職資料室 2台
みなとみらいキャンパス 2台

その他、各業界の試験対策本、会社四季報、新聞、雑誌などを自由に閲覧することができます。



06

その他

CAMPUS LIFE GUIDE
2021 NEXT

06

その他

Information

- 諸規程…………… 073
- 学費その他納付金一覧表 …… 102
- Q&A …… 104
- 支援団体 …… 109
- 防災 …… 110

諸規程

規程とは、皆さんがこれからスタートさせる、学生生活のルールの基礎となります。本誌で紹介した奨学金や車輛通学についての取り決めも、ここで紹介している規程により運用されています。

※2020年11月30日(月)現在の規程となります。今後変更となる可能性があるためご注意ください。

奨学金規程



●米田吉盛教育奨学金 神奈川大学給費生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学給費生の運用に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この給費生制度は、神奈川大学(以下「本学」という。)の建学の精神を顕現するために設けるものであり、広く全国から優秀な学生を募り、その才能が十分に発揮できるよう修学を奨励し、有為な人材を育成することを目的とする。

(給費生の定義)

第3条 給費生は、本学が実施する給費生試験において給費生に合格し、所定の入学手続を完了した者をいう。

(給費生試験)

第4条 前条の給費生試験の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(給費金の額)

第5条 給費生に支給する給付金(以下「給費金」という。)の額は、別に定める。

(給費金の支給期間)

第6条 給費金の支給期間は、4年以内とする。

(給費金の支給)

第7条 給費金は、前期分と後期分からなるものとし、年2回に分けて支給する。

(給費金の支給停止)

第8条 給費生が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の給費金の支給を停止する。

- (1) 本学学則(以下「学則」という。)の定める進級要件を満たさず原級となったとき その年度
 - (2) 入学から在学年次末までに修得した単位数が通算標準修得単位数に満たないとき その次年度
 - (3) 入学から在学年次末までの通算したGPAが2.0に満たないとき その次年度
 - (4) 休学したとき その学期
 - (5) その他、教授会の審議を経て、給費金の支給を停止することが相当であると認めるとき その学期又は次学期
- 2 前項第2号又は第3号の規定に該当する場合であっても、給費金を支給することが相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、給費金を支給する。

(支給期間への算入)

第8条の2 前条第1項各号に規定する給費金の支給停止期間は、第6条の支給期間に算入する。ただし、前条第1項第4号に該当し、かつ、前条第1項第1号から第3号まで及び第5号のい

ずれにも該当しないときは、この限りでない。

(支給停止の解除)

第9条 第8条の規定により給費金の支給が停止された理由が消滅した場合には、支給が停止された学期の次学期分から支給停止を解除する。

(給費生の資格喪失)

第10条 給費生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 学則の定めるところにより退学又は除籍となったとき。
- (2) 学則の定めるところによる学籍上の身分の異動(転部、転科)にあたり、異動先の学部教授会の審議を経て、給費生の資格を継続することが相当でないとき。
- (3) 学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (4) 第8条第1項第1号の規定により給費金の支給が停止された理由が支給停止となった年度の次年度においても継続しているとき。
- (5) その他、教授会の審議を経て、給費生として不相当と認めるとき。

(給費金の返還)

第10条の2 学長は、前条の規定により、給費生の資格を失った者に対し、学生生活支援委員会の審議を経て、給付した給費金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(事務の所管)

第11条 この規程に関する事務は、学生課及び平塚学生課が所管する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第4条に規定する給費生試験に関する事務は、入試センターが所管する。

(実施細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議会の審議を経て理事会が行う。

附 則 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。
(平成7年2月21日規程第408号)

附 則 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月15日規則第63号)

附 則 この規程は、平成13年6月15日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年11月9日規程第587号)

附 則 この規程は、平成13年11月9日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年3月16日規程第653号)

附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月2日規程第758号)

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月30日規程第820号)

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

- 附 則 (平成23年12月1日規程第941号)
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成29年3月30日規程第1108号)
- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
 - 2 この規程は、平成30年度入学者から適用し、平成29年度以前入学者については、なお従前の例による。

●米田吉盛教育奨学金 神奈川大学給費生規程施行細則

(趣旨)

- 第1条** この細則は、米田吉盛教育奨学金神奈川大学給費生規程(以下「規程」という。)第12条の規定に基づき、規程の実施に関し必要な事項を定める。

(給費金の額)

- 第2条** 規程第5条に規定する給費金の額は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 理学部及び工学部に在籍する給費生に対する給費金の額は、年135万円
 - (2) 経営学部、外国語学部及び国際日本学部 に在籍する給費生に対する給費金の額は、年110万円
 - (3) その他の各学部に在籍する給費生に対する給費金の額は、年100万円
- 2 入学初年度は、前項各号に掲げる給費金の額に、入学金相当額を加算する。
 - 3 給費生が自宅外通学者の場合には、第1項各号に掲げる給費金の額に、生活援助金として年70万円を加算する。

(給費金の支給)

- 第3条** 規程第7条に規定する給費金は、原則として毎年5月及び11月に支給する。
- 2 給費生は、前項の規定により給費金を受給するために必要な手続をとらなければならない。

(支給停止の通知)

- 第4条** 規程第8条の規定により給費金の支給を停止したときは、その旨を当該給費生及びその保証人あてに通知する。

(解除の通知)

- 第5条** 規程第9条の規定により給費金の支給停止を解除したときは、その旨を当該給費生及びその保証人あてに通知する。

(資格喪失の通知)

- 第6条** 給費生が規程第10条の規定によりその資格を喪失したときは、その旨を当該給費生及び保証人あてに通知する。

(改廃)

- 第7条** この細則の改廃は、評議会の審議を経て理事会が行う。

附 則 この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月26日細則第80号)
この細則は、平成13年4月26日から施行し、平成14年度入学者から適用する。

附 則 (平成19年8月2日細則第95号)

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月30日細則第100号)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第規程1063号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年11月12日細則第111号)

附 則 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この細則は、平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月28日細則第118号)

- 1 この施行細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この施行細則は、平成32年度入学者から適用し、平成31年度以前入学者については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月26日規程第1206号)

- 1 この施行細則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この施行細則は、令和2年度入学者から適用し、平成31年度以前入学者については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年7月9日細則第124号)

- 1 この施行細則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この施行細則は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前入学者については、なお従前の例による。

●米田吉盛教育奨学金 神奈川大学大学院給費生規程

(趣旨)

- 第1条** この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学大学院給費生(以下「大学院給費生」という。)の運用に関し、必要な事項を定める。

(出願資格)

- 第2条** 神奈川大学大学院(以下「本学大学院」という。)に在籍する学生で、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者は、大学院給費生による給費生(以下「給費生」という。)に出願することができる。
- (1) 大学の教員になることを希望し、意欲的に研究活動を行っている者
 - (2) 学業成績、人物ともに優れ、他の模範となる者
 - (3) 所属研究科の推薦を受けた者
- 2 前項の規定にかかわらず、本学大学院学則に定める休学中の者は、出願資格がないものとする。

(給費金額)

- 第3条** 給費金額は、当該年度に支払う学費相当額とする。
- 2 給費金は、前期分と後期分からなるものとし、年2回に分けて給付する。

(出願)

- 第4条** 給費生を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願ひ出なければならない。
- (1) 研究計画書
 - (2) 学業成績を証明する書類
 - (3) 所属研究科委員長の推薦書
 - (4) その他必要な書類

(選考基準)

- 第5条** 給費生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用)

- 第6条** 給費生の採用は、学長が招集する選考委員会の審議を経て、学長が決定する。
- 2 学長は、選考委員会の委員長となり、委員を指名する。
 - 3 給費生の採用者数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 博士前期課程1年次において2名以内
- (2) 博士後期課程1年次において3名以内

(採用期間)**第7条**

給費生の採用期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 博士前期課程1年次に採用された者については、博士前期課程及び博士後期課程の在学期間を想定し、5年以内とする。ただし、この規定により博士後期課程の入学を約束するものではない。
- (2) 博士後期課程1年次に採用された者については、3年以内とする。

(採用の取消し)**第8条**

給費生が第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載事項があると判明したときは、学長は、給費生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)**第9条**

給費生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本学大学院学則の定めるところにより休学若しくは退学又は除籍となったとき。
- (2) 本学大学院学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (3) 本学大学院学則の定めるところにより標準修業年限を超えて在籍することが決定したとき。
- (4) 博士前期課程1年次に採用された者が博士後期課程に進学しなかったとき。
- (5) その他給費生として不適格であると認められたとき。

(給費金の返還)**第10条**

学長は、次に掲げる場合には、当該年度に給付した給費金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 第8条の規定により給費生の採用を取り消した場合
 - (2) 前条の規定により給費生の資格を喪失した場合
- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3号の規定に該当する場合は博士前期課程の在籍中に給付した給費金の返還は求めない。

(事務の所管)**第11条**

この規程に関する事務は、学生課及び平塚学生課が所管する。

(改廃)**第12条**

この規程の改廃は、大学院委員会の審議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(平成23年12月1日規程第942号)

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(平成27年3月26日規程第1063号)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(平成31年3月28日規程第1178号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

●米田吉盛教育奨学金**神奈川大学予約型奨学金規程****(趣旨)****第1条**

この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条の規定に基づき、神奈川大学(以下「本学」という。)への入学を強く希望しているにもかかわらず、

経済上の理由によって進学が困難である成績優秀な者を支援する米田吉盛教育奨学金神奈川大学予約型奨学金(以下「奨学金」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)**第2条**

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自宅所在地 奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。)の生計を主として維持する者の住所をいう。ただし、その者が勤務の関係等で一時的にその家族と別居しているときは、当該家族の住所を、学生本人が自ら生計を維持しているときは、本人の住所をいうものとする。
- (2) 地方出身奨学生 自宅所在地が神奈川県及び東京都(伊豆・小笠原諸島を除く。以下同じ。)以外の奨学生をいう。
- (3) 神奈川・東京出身奨学生 自宅所在地が神奈川県及び東京都の奨学生をいう。

(出願資格)**第3条**

次に掲げる要件の全てを満たす者は、奨学生に出願することができる。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本国籍を有していない者のうち、査証における在留資格が永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等若しくは定住者である者
- (2) 日本国内の高等学校(中等教育学校を含み、通信制を除く。以下同じ。)を卒業見込みの者
- (3) 本学の一般入学試験(前期)又は大学入学共通テスト利用入学試験(前期)を出願予定の者
- (4) 別に定める家計状況及び学業成績に関する基準を満たし、人物ともに優れている者

(出願手続)**第4条**

奨学生に出願する者は、所定の申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 高等学校の発行する調査書
- (2) 自宅所在地を証明する書類
- (3) 家計状況を証明する書類
- (4) その他必要な書類

(採用候補者の決定)**第5条**

奨学生に出願した者のうちから、別に定める選考方法により、奨学生として採用される候補者(以下「採用候補者」という。)を決定する。

- 2 前項に規定する決定は、学生生活支援委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、学長が行う。

(採用候補者の資格の喪失)**第6条**

採用候補者が次の各号のいずれかに該当するときは、採用候補者の資格を喪失する。

- (1) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学給費生規程による給費生として入学したとき。
- (2) 第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (3) 第3条第3号に規定する入学試験に合格しなかったとき。

(採用手続)

第7条 採用候補者が奨学生となることを希望する場合は、入学後、指定の期日までに所定の書類を学長に提出しなければならない。

(採用決定)

第8条 奨学生の決定は、委員会の審議を経て、学長が行う。

(奨学金の額)

第9条 奨学金の額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理学部及び工学部に在籍する地方出身奨学生 年50万円
- (2) その他の各学部に在籍する地方出身奨学生 年40万円
- (3) 理学部及び工学部に在籍する神奈川・東京出身奨学生 年30万円
- (4) その他の各学部に在籍する神奈川・東京出身奨学生 年20万円

(支給期間)

第10条 奨学金の支給期間は、4年以内とする。

(支給の停止)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める学期又は年度の奨学金の支給を停止する。

- (1) 奨学生が休学したとき 当該学期
 - (2) 本学学則の定める進級要件を満たさず原級となったとき 当該年度
 - (3) 別に定める在学年次における学業成績に関する基準に満たないとき 当該在学年次の次年度
 - (4) その他奨学生として不適当であると認められたとき 次年度
- 2 前項各号に規定する奨学金の支給停止期間の前条の支給期間への算入については、次に掲げるとおりとする。
- (1) 前項第1号の規定による支給停止期間は、支給期間に算入しない。
 - (2) 前項第2号から第4号までの規定による支給停止期間は、支給期間に算入する。
- 3 第1項第3号の規定に該当する場合であっても、奨学金を支給することが相当であると認めるときは、同項同号の規定にかかわらず、奨学金を支給する。

(支給停止の解除)

第12条 前条第1項の規定による奨学金の支給停止の事由が消滅した場合には、支給が停止された学期の次学期分から支給停止を解除する。

(奨学生の資格の喪失)

第13条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本学学則の定めるところにより退学又は除籍となったとき。
- (2) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (3) 本学学則の定めるところにより標準修業年限を超えて在籍したとき。
- (4) 出願及び採用手続の際に提出した書類等に虚偽の記載があることが判明したとき。
- (5) その他奨学生として不適当であると認められたとき。

(奨学金の返還)

第14条 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合には、学長は、委員会の審議を経て、支給した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

(奨学金の辞退)

第15条 奨学生が奨学金の辞退を申し出た場合には、届出をもって学長が認めるものとする。

(事務の所管)

第16条 この規程に関する事務は、学生生活支援部が所管する。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

附 則 1 この規程は、平成28年7月28日から施行する。

附 則 2 この規程は、平成29年度入学者から適用する。(令和2年2月20日規程第1219号)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前入学者については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年5月28日規程第1246号)

この規程は、令和2年5月28日から施行する。

●米田吉盛教育奨学金

神奈川大学修学支援奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条の規定に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学修学支援奨学金(以下「支援奨学金」という。)(の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 神奈川大学(以下「本学」という。)(又は神奈川大学大学院(以下「本学大学院」という。))に在籍する学生で、学業成績、人物ともに優れ、かつ、経済的理由によって修学が困難なものは、支援奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。))に出願することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、出願することができない。

- (1) 本学の1年次に在籍する者
- (2) 外国人留学生(在留資格が「留学」の者)
- (3) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学給費生規程による給費生
- (4) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学大学院給費生規程による給費生
- (5) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学予約型奨学金規程による奨学生
- (6) 本学学則及び本学大学院学則に定める標準修業年限を超えて在籍する者
- (7) 本学学則及び本学大学院学則に定める休学中の者
- (8) 本学学則に定める進級要件を満たさず、当該年度に原級した者
- (9) 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)における学費支給対象者又は授業料等減免対象者(ただし、学費支給・授業料等減免を停止されている者は除く。)

(奨学金の額)

- 第3条** 奨学金の額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 理学部及び工学部に在籍する奨学生 31万円
 - (2) 経営学部、外国語学部及び国際日本学部に在籍する奨学生 25万円
 - (3) その他の各学部に在籍する奨学生 22万円
 - (4) 理学研究科及び工学研究科に在籍する奨学生 36万円
 - (5) その他の各研究科に在籍する奨学生 25万円

(出願手続)

- 第4条** 奨学生を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならない。
- (1) 学業成績を証明する書類
 - (2) 学費の支弁が困難である事情を証明する書類
 - (3) その他必要な書類

(選考基準)

- 第5条** 奨学生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用)

- 第6条** 奨学生の採用は、学部生については学生生活支援委員会、大学院生については大学院委員会(以下両委員会を「委員会」という。)の審議を経て、学長が決定する。
- 2 奨学生は、年度ごとに採用するものとし、その年度限りのものとする。ただし、次年度以降も奨学生となることを妨げない。

(採用の取消し)

- 第7条** 奨学生が第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載があることが判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、奨学生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

- 第8条** 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより休学、退学又は除籍となつたとき。
 - (2) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
 - (3) その他奨学生として不適格であると認められたとき。

(奨学金の返還)

- 第9条** 学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、当該年度に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。
- (1) 第7条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
 - (2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務の所管)

- 第10条** この規程に関する事務は、学生生活支援部が所管する。

(改廃)

- 第11条** この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

- 附 則 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
2 次に掲げる規程及び細則は、廃止する。

- (1) 神奈川大学学費減免奨学生規程(昭和63年4月11日規程第262号)
 - (2) 神奈川大学学費減免奨学生規程施行細則(平成7年2月21日細則第46号)
- 附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成28年11月10日規程第1095号)
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成31年3月28日規程第1178号)
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和元年12月26日規程第1208号)
この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和2年2月20日規程第1215号)
この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和2年7月9日規程第1253号)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前入学者については、なお従前の例による。

●米田吉盛教育奨学金 神奈川大学新入生奨学金規程

(趣旨)

- 第1条** この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条の規定に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学新入生奨学金(以下「奨学金」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

- 第2条** 神奈川大学(以下「本学」という。)の1年次に在籍する学生で、一定の成績基準を満たし、積極的な勉学意欲がありながら、経済的理由によって修学が困難な者は、奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。)に出願することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、出願することができない。
 - (1) 外国人留学生(在留資格が「留学」の者)
 - (2) 社会人入学試験により入学した者
 - (3) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学給費生規程による給費生
 - (4) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学予約型奨学金規程による奨学生
 - (5) 本学学則に定める休学中の者
 - (6) 本学学則に定める進級要件を満たさず、当該年度に原級した者
 - (7) 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)における学費支給対象者又は授業料等減免対象者

(奨学金の額)

- 第3条** 奨学金の額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 理学部及び工学部に在籍する奨学生 30万円
 - (2) 経営学部、外国語学部及び国際日本学部に在籍する奨学生 24万円
 - (3) その他の各学部に在籍する奨学生 21万円

(出願手続)

- 第4条** 奨学生を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 学業成績を証明する書類
- (2) 学費の支弁が困難である事情を証明する書類
- (3) その他必要な書類

(選考基準)

第5条 奨学生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用)

第6条 奨学生の採用は、学生生活支援委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、学長が決定する。
2 奨学生の採用は、一度限りとする。

(採用の取消し)

第7条 奨学生が第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載があることが判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、奨学生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本学学則の定めるところにより休学、退学又は除籍となったとき。
- (2) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (3) その他奨学生として不適格であると認められたとき。

(奨学金の返還)

第9条 学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第7条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
- (2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務の所管)

第10条 この規程に関する事務は、学生生活支援部が所管する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月10日規程第1096号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月26日規程第1207号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月20日規程第1216号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月9日規程第1254号)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前入学者については、なお従前の例による。

●米田吉盛教育奨学金

神奈川大学地方出身学生支援奨学金規程

(趣旨)

第1条

この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学地方出身学生支援奨学金(以下「支援奨学金」という。)の運用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 地方出身学生 東京都(伊豆・小笠原諸島を除く。)、神奈川県以外に自宅があり、自宅からの通学が困難で、自宅以外の住所から通学する者
- (2) 自宅 支援奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。)の生計を主として維持する者の住所をいう。ただし、奨学生の生計を主として維持する者が勤務の関係等で一時的に家族と別居している場合は、その家族の住所を自宅とみなす。

(出願資格)

第3条

米田吉盛教育奨学金神奈川大学新入生奨学金規程による奨学生のうち、地方出身学生で、経済的理由により経済支援が必要な者は、奨学生に出願することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、出願資格がないものとする。

- (1) 神奈川大学附属高等学校出身者
- (2) 神奈川大学学則(以下「本学学則」という。)に定める休学中の者

(奨学金額)

第4条

奨学金額は、年間15万円とする。

(出願)

第5条

奨学生を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 本人及び家族全員の住民票
- (2) 不動産賃貸借契約書の写し
- (3) その他必要な書類

(選考基準)

第6条

奨学生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用)

第7条

奨学生の採用は、学生生活支援委員会(以下「委員会」という。)の選考を経て、学長が決定する。

- 2 奨学生の採用は、一度限りとする。

(採用の取消し)

第8条

奨学生が第5条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載事項があると判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、奨学生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

第9条

奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本学学則の定めるところにより休学若しくは退学又は除籍となったとき。
- (2) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。

- (3) その他奨学生として不適格であると認められたとき。

- (4) 附属学校長の推薦書
(5) その他必要な書類

(奨学金の返還)

第10条 学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、給付した奨学金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 第8条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
(2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務の所管)

第11条 この規程に関する事務は、学生課及び平塚学生課が所管する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議会の審議を経て理事会が行う。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

●米田吉盛教育奨学金

神奈川大学附属高等学校出身学生支援奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条の規定に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学附属高等学校出身学生支援奨学金(以下「支援奨学金」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 神奈川大学(以下「本学」という。)の1年次に在籍し、神奈川大学附属高等学校(以下「附属高校」という。)を前年度に卒業した学生で、学業成績、人物ともに優れ、かつ、経済的理由によって修学が困難な者は、支援奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。)に出願することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、出願することができない。

- (1) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学給費生規程による給費生
(2) 本学学則に定める休学中の者

(奨学金の額)

第3条 奨学金の額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 理学部及び工学部に在籍する奨学生 年30万円
(2) 経営学部、外国語学部及び国際日本学部
に在籍する奨学生 年25万円
(3) その他の各学部
に在籍する奨学生 年22万円

(出願手続)

第4条 奨学生を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願出しなければならない。

(1) 附属高校の卒業証明書
(2) 学業成績を証明する書類
(3) 家計状況を証明する書類

(選考基準)

第5条 奨学生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用及び採用期間)

第6条 奨学生の採用は、学生生活支援委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、学長が決定する。

- 2 奨学生の採用期間は、4年以内とする。

(採用の取消し)

第7条 奨学生が第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載があることが判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、奨学生の採用を取り消すことができる。

(支給の停止)

第8条 奨学生が休学したときは、当該学期中の奨学金の支給を停止する。

(支給期間への算入)

第9条 前条の支給停止期間は、第6条第2項の採用期間には算入しない。

(支給停止の解除)

第10条 第8条の規定による奨学金の支給停止の事由が消滅した場合には、支給が停止された学期の次学期分から支給停止を解除する。

(資格の喪失)

第11条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 本学学則の定めるところにより退学又は除籍となったとき。
(2) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
(3) 本学学則の定める修業年限を超えて在籍することが決定したとき。
(4) 本学学則の定める進級要件を満たさず、原級したとき。
(5) その他奨学生として不適格であると認められたとき。

(奨学金の返還)

第12条 学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、当該年度に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第7条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
(2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務の所管)

第13条 この規程に関する事務は、学生生活支援部が所管する。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

- 附 則 (令和2年2月20日規程第1217号)
- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第8条から第10条まで、第11条第1号及び第12条第2号については、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この規程は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前入学者については、なお従前の例による。ただし、第8条から第10条まで、第11条第1号及び第12条第2号については、令和2年度入学者から適用する。
- 附 則 (令和2年7月9日規程第1255号)
- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前入学者については、なお従前の例による。

●米田吉盛教育奨学金 神奈川大学出身者支援奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条の規定に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学出身者支援奨学金(以下「支援奨学金」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 神奈川大学大学院(以下「本学大学院」という。)の博士前期課程1年次に在籍し、神奈川大学を前年度に卒業した学生で、学業成績、人物ともに優れ、かつ、経済的理由によって修学が困難な者は、支援奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。)に出願することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、出願することができない。

(1) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学大学院給費生規程による給費生

(2) 本学大学院学則に定める休学中の者

(奨学金の額)

第3条 奨学金の額は、次の各号に掲げる奨学生の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 理学研究科及び工学研究科に在籍する奨学生 22万

(2) その他の各研究科に在籍する奨学生 15万円

(出願手続)

第4条 奨学生を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(1) 学業成績を証明する書類

(2) 神奈川大学の卒業証明書

(3) 家計状況を証明する書類

(4) その他必要な書類

(選考基準)

第5条 奨学生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用)

第6条 奨学生の採用は、大学院委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、学長が

決定する。

2 奨学生の採用は、一度限りとする。

(採用の取消し)

第7条 奨学生が第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載があることが判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、奨学生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本学大学院学則の定めるところにより休学、退学又は除籍となったとき。
- (2) 本学大学院学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (3) その他奨学生として不適格であると認められたとき。

(奨学金の返還)

第9条 学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第7条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
- (2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務の所管)

第10条 この規程に関する事務は、学生生活支援部が所管する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、委員会の審議を経て理事会が行う。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月28日規程第1178号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年2月20日規程第1218号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

●米田吉盛教育奨学金 神奈川大学外国人留学生授業料減免制度規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条の規定に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学外国人留学生授業料減免制度(以下「減免制度」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 神奈川大学(以下「本学」という。)又は神奈川大学大学院(以下「本学大学院」という。)に在籍する私費外国人留学生(在留資格が「留学」の者)で、学業成績、人物ともに優れ、かつ、経済的理由によって修学が困難な者は、減免制度を受ける減免対象者(以下「減免対象者」という。)に出願することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、出願することができない。

- (1) 米田吉盛教育奨学金 神奈川大学給費生規程による給費生
- (2) 米田吉盛教育奨学金 神奈川大学大学院給費生規程による給費生
- (3) 本学学則及び本学大学院学則に定める標準修業年限を超えて在籍する者
- (4) 本学学則及び本学大学院学則に定める休学中の者
- (5) 本学学則に定める進級要件を満たさず、当該年度に原級した者

(減免額)

第3条

減免額は、次の各号に掲げる減免対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 理学部及び工学部に在籍する減免対象者 30万円
- (2) 経営学部、外国語学部及び国際日本学部 に在籍する減免対象者 25万円
- (3) その他の各学部 に在籍する減免対象者 22万円
- (4) 理学研究科及び工学研究科 に在籍する減免対象者 36万円
- (5) その他の各研究科 に在籍する減免対象者 25万円

(出願手続)

第4条

減免対象者を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 学業成績を証明する書類
- (2) 在留カード又は外国人登録証明書の写し
- (3) その他必要な書類

(選考基準)

第5条

減免対象者を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用)

第6条

減免対象者の採用は、学部生については学生生活支援委員会、大学院生については大学院委員会(以下両委員会を「委員会」という。)の審議を経て、学長が決定する。

- 2 減免対象者は、年度ごとに採用するものとし、その年度限りのものとする。ただし、次年度以降も減免対象者となることを妨げない。

(採用の取消し)

第7条

減免対象者が第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載があることが判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、減免対象者の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

第8条

減免対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本学学則及び本学大学院学則に定めるところにより休学、退学又は除籍となったとき。
- (2) 本学学則及び本学大学院学則に定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (3) その他減免対象者として不適格であると認められたとき。

(減免した授業料の支払請求)

第9条

学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、減免した授業料の全部又は一部の支払を請求することができる。

- (1) 第7条の規定により減免対象者の採用を取り消した場合
- (2) 前条の規定により減免対象者の資格を喪失した場合

(事務の所管)

第10条

この規程に関する事務は、学生生活支援部が所管する。

(改廃)

第11条

この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。(平成25年3月7日規程第980号)

附 則

この規程は、平成25年3月7日から施行する。(平成27年3月26日規程第1063号)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。(平成31年3月28日規程第1178号)

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。(令和2年2月20日規程第1220号)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。(令和2年7月9日規程第1256号)

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
2 この規程は、令和3年度入学者から適用し、令和2年度以前入学者については、なお従前の例による。

●米田吉盛教育奨学金

神奈川大学指定資格取得・進路支援奨学金規程

(趣旨)

第1条

この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条に基づき、米田吉盛教育奨学金 神奈川大学指定資格取得・進路支援奨学金(以下「奨学金」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条

神奈川大学(以下「本学」という。)に在籍する学生で、在籍期間中に次の各号のいずれかに該当し、かつ、学業成績が優秀なものは、奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。)に出願することができる。

- (1) 司法試験、公認会計士試験又は税理士試験に合格した者(第3号に規定する者を除く。)
- (2) 税理士試験のうち会計学に属する科目の2科目又は税法に属する科目から3科目(所得税法又は法人税法のいずれか1科目を含む。)に合格した者
- (3) 前号の規定により奨学生に採用された者で、税理士試験に合格したものの
- (4) 国家公務員採用総合職試験又はそれと同等程度の公務員試験に合格した者
- (5) TOEFL iBT®96点以上又はTOEIC®850点以上を取得した者

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、奨学生に出願することができない。
- (1) 本学学則に定める修業年限を超えて在籍する者
 - (2) 本学学則に定める休学中の者
 - (3) 本学学則に定める進級要件を満たさず、当該年度に原級した者
 - (4) 前項第5号に該当する者で、母語又は公用語を英語とする国において、日本の中学校及び高等学校に相当する教育機関に3年以上在籍した者

(奨学金額)

- 第3条** 奨学金額は、次に掲げる額とする。
- (1) 前条第1項第1号及び第4号の規定に該当する者については、30万円
 - (2) 前条第1項第3号の規定に該当する者については、20万円
 - (3) 前条第1項第2号及び第5号の規定に該当する者については、10万円

(出願)

- 第4条** 奨学生を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願出しなければならない。
- (1) 試験合格、採用決定、得点のいずれかを証明する書類
 - (2) 学業成績を証明する書類
 - (3) その他必要な書類

(選考基準)

- 第5条** 奨学生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用決定)

- 第6条** 奨学生の決定は、学生生活支援委員会(以下「委員会」という。)の選考を経て、学長が行う。
- 2 奨学生の採用は、一度限りとする。ただし、第2条第1項の各号において異なる実績をあげた場合又は第2条第1項第1号において異なる試験に合格した場合は、この限りでない。

(採用の取消し)

- 第7条** 奨学生が第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載事項があると判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、奨学生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

- 第8条** 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 本学学則の定めるところにより休学若しくは退学又は除籍となったとき。
 - (2) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
 - (3) その他奨学生として不適格であると認められたとき。

(奨学金の返還)

- 第9条** 学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、当該年度に給付した奨学金の全額又は一部を返還させることができる。
- (1) 第7条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
 - (2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務の所管)

- 第10条** この規程に関する事務は、学生課及び平塚学生課が所管する。

(改廃)

- 第11条** この規程の改廃は、評議会の審議を経て理事会が行う。

附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月21日規程第1131号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

●米田吉盛教育奨学金 神奈川大学海外活動支援奨学金規程

(趣旨)

- 第1条** この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学海外活動支援奨学金(以下「支援奨学金」という。)の運用に関し、必要な事項を定める。

(出願資格)

- 第2条** 支援奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。)に出願できる者は、次の各号の支援区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 短期海外研修等支援 神奈川大学(以下「本学」という。)又は神奈川大学大学院(以下「本学大学院」という。)に在籍し、学生生活支援委員会又は大学院委員会が指定する短期海外研修プログラム又は海外インターンシップに参加する者で、学業成績、人物ともに優れたもの。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、出願資格がないものとする。
 - ア 本学学則及び本学大学院学則に定める修業年限を超えて在籍する者
 - イ 本学学則及び本学大学院学則に定める休学中の者
 - ウ 本学学則に定める進級要件を満たさず、当該年度に原級した者
 - エ 本学学則に定める進級要件を満たさず、当該年度に原級した者
- (2) 派遣交換留学生支援 本学又は本学大学院に在籍し、派遣交換留学生に決定した者
- (3) 受入交換留学生支援 本学と協定を結ぶ海外の大学(以下「協定校」という。)から本学又は本学大学院に受け入れた交換留学生で、学業成績、人物ともに優れた者

(奨学金額)

- 第3条** 奨学金額は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 短期海外研修等支援の奨学生には、参加費補助として、一律5万円を給付する。
 - (2) 派遣交換留学生支援の奨学生には、奨学金として留学先に応じて派遣期間分、別に定める奨学金額を給付する。
 - (3) 受入交換留学生支援の奨学生には、生活支援金として受入期間分、月額5万円を給付する。

(出願)

第4条

派遣交換留学生支援及び受入交換留学生支援の奨学生を志願する者は、所定の申請書により、学長に願い出なければならぬ。

- 2 短期海外研修等支援の奨学生を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならぬ。
 - (1) 学業成績を証明する書類
 - (2) 短期海外研修等への参加を証明する書類

(選考基準)

第5条

奨学生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用)

第6条

奨学生の採用は、本学にあつては学生生活支援委員会、本学大学院にあつては大学院委員会(以下両委員会を「委員会」という。)の選考を経て、学長が決定する。

- 2 短期海外研修等支援の奨学生の採用は、本学又は本学大学院の在籍期間中一度限りとする。
- 3 派遣交換留学生支援及び受入交換留学生支援の奨学生の採用は、別に定める留学期間内とする。

(修了報告)

第7条

奨学生は、奨学生の採用期間終了後、速やかに報告書及び修了を証明する書類を提出しなければならない。

(採用の取消し)

第8条

奨学生が第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載事項があると判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、奨学生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

第9条

奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより休学若しくは退学又は除籍となつたとき。
- (2) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (3) その他奨学生として不適格であると認められたとき。

(奨学金の返還)

第10条

学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、当該年度に給付した奨学金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 第8条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
- (2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務所の所管)

第11条

この規程に関する事務は、学生課及び平塚学生課が所管する。

(改廃)

第12条

この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て理事会が行う。

附 則

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。
(平成25年7月25日規程第998号)
この規程は、平成25年7月25日から施行し、

附 則

平成25年4月1日から適用する。

(平成27年3月26日規程第1063号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

●米田吉盛教育奨学金

神奈川大学学術研究活動支援奨学金規程

(趣旨)

第1条

この規程は、学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金基金規程第6条の規定に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学学術研究活動支援奨学金(以下「支援奨学金」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条

神奈川大学(以下「本学」という。)又は神奈川大学大学院(以下「本学大学院」という。)に在籍する学生で、将来における明確な目標を持ち、学業成績、人物ともに優れ、かつ、次の各号のいずれかに該当する者は、支援奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。)に出願することができる。ただし、第1号については、本学大学院に在籍する学生に限る。

- (1) 明確な研究計画を持ち実現に向け努力を続けている者で、優れた研究能力を有すると認められるもの
 - (2) 論文又は作品等が社会的に高い評価を受けるなど、学術分野において優れた実績をあげた者
 - (3) 国内外で開催された学会に出席し、発表を行った者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、出願することができない。

- (1) 本学学則及び本学大学院学則に定める休学中の者
- (2) 本学学則に定める修業年限を超えて在籍する者
- (3) 本学大学院学則第27条の2に基づく在学の延長を許可された者以外の者で、修業年限を超えて在籍するもの
- (4) 本学学則に定める進級要件を満たさず、当該年度に原級した者

(奨学金の額)

第3条

奨学金は、活動内容及び実績並びにその活動における社会的評価に応じて給付し、奨学金の額は、別に定める。

(出願手続)

第4条

奨学生を志願する者は、所定の申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究計画書又は活動の成果を証明する書類
- (2) 学業成績を証明する書類
- (3) 指導教員の推薦書
- (4) その他必要な書類

(選考基準)

第5条

奨学生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用)

第6条

奨学生の採用は、学部生については学生生活支援委員会、大学院生については大学院委員会(以下両委員会を「委員会」という。)の審議を経て、学長が決定する。

- 2 奨学生は、年度ごとに採用し、その年度限りのものとする。ただし、次年度以降も奨学生となることを妨げない。

(採用の取消し)

第7条

奨学生が第4条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載があることが判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、奨学生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

第8条

奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより休学、退学又は除籍となったとき。
- (2) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (3) その他奨学生として不適格であると認められたとき。

(奨学金の返還)

第9条

学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、当該年度に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第7条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
- (2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務の所管)

第10条

この規程に関する事務は、学生生活支援部が所管する。

(改廃)

第11条

この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(平成27年3月26日規程第1063号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(令和2年2月20日規程第1222号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

●米田吉盛教育奨学金

神奈川大学学業成績優秀者奨学金規程

(趣旨)

第1条

この規程は、神奈川大学学則第55条及び学校法人神奈川大学米田吉盛教育奨学金規程第6条の規定に基づき、米田吉盛教育奨学金神奈川大学学業成績優秀者奨学金(以下「奨学金」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条

この奨学金は、修学中の学生に対する勉学意欲の高揚を図ることを目的とする。

(対象者)

第3条

この奨学金を受ける奨学生(以下「奨学生」という。)は、神奈川大学学業成績優

秀者表彰制度取扱規程第6条の規定による成績優秀者とする。

(奨学金の額)

第4条

奨学金の額は、最優秀者は40万円、優秀者は20万円とする

(採用)

第5条

奨学生の採用は、学生生活支援委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、学長が決定する。

- 2 奨学生は、年度ごとに採用するものとし、その年度限りのものとする。ただし、次年度以降も奨学生となることを妨げない。

(資格の喪失)

第6条

奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本学学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (2) その他奨学生として不適格であると認められたとき。

(事務の所管)

第7条

この規程に関する事務は、学生生活支援部が所管する。

(改廃)

第8条

この規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

●村橋・フロンティア奨学金規程

(設置)

第1条

学校法人神奈川大学に村橋・フロンティア奨学金(以下「奨学金」という。)を置く。

(目的)

第2条

この奨学金は、村橋三好氏及び神奈川大学フロンティアクラブ(以下「フロンティアクラブ」という。)の篤志を尊重し、学業、人物ともに優秀な神奈川大学に在籍する学生の学業を支援し、有為な人材を育成することを目的とする。

(奨学金)

第3条

奨学金は、村橋三好氏からの寄附金、フロンティアクラブからの寄附金等を原資とする。

- 2 この奨学金の趣旨に賛同する寄附金があった場合、理事会の議を経て、奨学金に繰り入れることができる。

(奨学金の管理)

第4条

奨学金は、学校法人神奈川大学資金運用管理規程に基づき運用するものとし、財務部財務課が管理する。

(保持の原則)

第4条の2

奨学金は、保持することを原則とする。ただし、やむを得ない事由があるときは、理事会の議を経て、取り崩すことができる。

(奨学金)

第5条

第2条の目的を達成するため、村橋・フロンティア奨学金(以下「奨学金」という。)を設ける。

- 2 奨学金は、奨学基金から生ずる果実をもって充てる。ただし、フロンティアクラブからの寄附金がある場合は、これを含めることができるものとする。
- 3 給付の額及び件数は、理事会が決定する。

(奨学金の給付)

第6条 奨学金は、神奈川大学に在籍する学生で、学業成績、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難と認められる者に対して給付する。

- 2 前項の決定は、理事会の議を経て行い、理事長がこれを授与する。

(奨学金の運用)

第7条 前条に定めるもののほか、奨学金の運用に関し必要な事項は、施行細則で定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附 則 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
附 則 (平成13年6月15日規則第63号)

この規程は、平成13年6月15日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年9月5日規程第999号)

この規程は、平成25年9月5日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日規程第1051号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月1日規程第1122号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

●村橋・フロンティア奨学基金規程施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、村橋・フロンティア奨学基金規程(以下「規程」という。)第7条の規定に基づき、「村橋・フロンティア奨学金」(以下「奨学金」という。)の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学生)

第2条 奨学金を授与される者を村橋・フロンティア奨学生(次条第2項第2号から第7号までを除き、以下「奨学生」という。)という。

(出願資格)

第3条 神奈川大学(以下「本学」という。)に在籍する学生で、学業成績、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者は、奨学生に出願することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、出願することができない。
 - (1) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学給費生規程による給費生
 - (2) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学予約型奨学金規程による奨学生
 - (3) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学修学支援奨学金規程による奨学生
 - (4) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学新入生奨学金規程による奨学生
 - (5) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学附属高等学校出身学生支援奨学金規程による奨学生

- (6) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学外国人留學生授業料減免制度規程による奨学生
- (7) 神奈川大学激励奨学金規程第2条第1号及び第2号による奨学生
- (8) 本学学則に定める修業年限を超えて在籍する者
- (9) 本学学則に定める休学中の者
- (10) 本学学則に定める進級要件を満たさず、当該年度に原級した者
- (11) 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)における学資支給対象者又は授業料等減免対象者(ただし、学資支給・授業料等減免を停止されている者は除く。)

(奨学金額)

第4条 給付の額及び件数は、規程第5条第3項の規定に基づき、毎年度理事会が決定する。

(出願)

第5条 奨学生を志願する者は、所定の申請書に必要書類を添えて、理事長に願い出なければならない。

(奨学生の採用及び奨学金の授与)

第6条 理事長は、前条の出願があった候補者の中から奨学生を採用し、奨学金及び村橋・フロンティア奨学生章を授与する。

- 2 理事長は、奨学生の採用に資するため、諮問委員会を設置することができる。
- 3 諮問委員は、必要に応じて理事長が指名する。
- 4 奨学生の採用は、その年度限りのものとする。ただし、次年度以降も奨学生となることを妨げない。

(誓約書)

第7条 奨学生として採用された者は、所定の誓約書を提出しなければならない。

(採用の取消し)

第8条 奨学生が第5条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載事項があると判明したときは、理事長は、奨学生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

- 第9条** 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 本学学則に定めるところにより休学、退学又は除籍となったとき。
 - (2) 本学学則に定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
 - (3) その他奨学生として不適格であると認められたとき。

(奨学金の返還)

第10条 理事長は、次に掲げる場合には、当該年度に給付した奨学金額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第8条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
- (2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務の所管)

第11条 この細則に定める奨学金に関する事務は、学生生活支援部が所管する。

(改廃)	
第12条	この細則の改廃は、理事会が行う。
附則	この細則は、平成11年10月22日から施行する。
附則	(平成16年3月16日規程第653号) この細則は、平成16年4月1日から施行する。
附則	(平成21年7月30日細則第101号) この細則は、平成22年4月1日から施行する。
附則	(平成28年11月10日細則第113号) この細則は、平成29年4月1日から施行する。
附則	(平成29年8月1日細則第115号) この細則は、平成30年4月1日から施行する。
附則	(平成30年3月8日細則第117号) この施行細則は、平成30年4月1日から施行する。
附則	(令和元年12月26日細則第120号) この施行細則は、令和2年4月1日から施行する。

●神奈川大学激励奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川大学(以下「本学」という。)及び神奈川大学大学院(以下「本学大学院」という。)に神奈川大学激励奨学金(以下「奨学金」という。)制度を設け、多様な学習環境において修学及び学生生活に励む学生を激励し、支援することによって勉学意欲の高揚を図り、優れた人材を育成することを目的とする。

(種類)

第2条 奨学金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 学業成績を含めて、極めて優秀と認められる学生に給付する奨学金
- (2) 学業成績が良好であるにもかかわらず、経済的理由によって学業の継続が困難と認められる学生の支援のために給付する奨学金
- (3) ボランティア等各種社会活動や課外活動で活躍する学生の、学業両立を支援するために給付する奨学金

(出願資格)

第3条 この奨学金を受ける奨学生(次項を除き、以下「奨学生」という。)に出願することができる者は、本学又は本学大学院に在籍するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、出願することができない。

- (1) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学給費生規程による給費生
- (2) 米田吉盛教育奨学金神奈川大学大学院給費生規程による給費生
- (3) 本学学則及び本学大学院学則に定める修業年限を超えて在籍する者
- (4) 本学学則及び本学大学院学則に定める休学中の者
- (5) 本学学則に定める進級要件を満たさず、当該年度に原級した者

2 米田吉盛教育奨学金神奈川大学予約型奨学金規程による奨学生については、前条第3号に掲げる奨学金のみに出願することができる。

3 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)における学資支給対象者又は授業料等減免対象者(ただし、学資支給・授業料等減免を停止されている者は除く。)については、前条第1号又は第3号に掲げる奨学金のみ出願ができるものとする。

(奨学金)

第4条 奨学金の資金は、この規程の目的に賛同する個人又は法人による寄付金とする。

- 2 奨学金は、1件10万円とし、寄付者の氏名等を冠する。
- 3 奨学金の寄付に関する事項は、別に定める神奈川大学激励奨学金寄付金取扱細則による。
- 4 奨学金の給付は、1名に対し1件とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(出願)

第5条 奨学生を志願する者は、所定の申請書に必要な書類を添えて学長に願い出なければならない。必要書類は、第2条の種類に応じて、別に定める。

(選考基準)

第6条 奨学生を選考するために必要な事項は、別に定める。

(採用)

第7条 奨学生の採用は、本学にあっては学生生活支援委員会、本学大学院にあっては大学院委員会(以下両委員会を「委員会」という。)の選考を経て、学長が決定する。

(採用の取消し)

第8条 奨学生が第5条の規定により提出した申請書等に虚偽の記載事項があると判明したときは、学長は、委員会の審議を経て、奨学生の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより休学、退学又は除籍となったとき
- (2) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき
- (3) その他奨学生として不適格であると認められたとき

(奨学金の返還)

第10条 学長は、次に掲げる場合には、委員会の審議を経て、当該年度に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 第8条の規定により奨学生の採用を取り消した場合
- (2) 前条の規定により奨学生の資格を喪失した場合

(事務の所管)

第11条 この規程に関する事務は、学生生活支援部が所管する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会が行う。

- 附 則 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
 附 則 (平成13年6月15日規則第63号)
 この規程は、平成13年6月15日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
 附 則 (平成16年3月16日規程第653号)
 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
 附 則 (平成21年7月30日規程第836号)
 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
 附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)
 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
 附 則 (平成28年11月10日規程第1097号)
 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
 附 則 (平成31年3月28日規程第1178号)
 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
 附 則 (令和元年12月26日規程第1209号)
 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

●神奈川大学後援会給付奨学金規程

(趣旨)

- 第1条** この規程は、神奈川大学学部学生に対する給付奨学金に関する事項を定める。

(目的)

- 第2条** 給付奨学金は、勉学意欲をもちながら、経済的に修学困難な者に対し、援助することを目的とする。
 2 前項の給付奨学金を給付される者を給付奨学生という。

(資格)

- 第3条** 給付奨学生に出願できる者は、神奈川大学に在籍する1年次から4年次までの経済的理由により学費の支弁が困難な者で成績・人物共に優秀な者とする。ただし、次の各号に該当する者は除く。
 (1) 今年度原級者・休学者・神奈川大学学則に定める修学年限を超える(留年)者
 (2) 過去に本奨学金を受給した者
 (3) 現在までに以下の給付奨学金を受給した者
 ・神奈川大学給費生
 ・神奈川大学予約型奨学金
 ・神奈川大学新入生奨学金
 ・神奈川大学地方出身学生支援奨学金
 ・神奈川大学修学支援奨学金
 ・神奈川大学激励奨学金
 ・村橋・フロンティア奨学金
 ・神奈川大学宮陵会給付奨学金
 ・その他学外の団体からの給付奨学金

(給付人数及び金額)

- 第4条** 給付奨学生の人数及び給付金額は次のとおりとする。
 給付人数 30名
 給付金額 年額20万円

(給付期間)

- 第5条** 給付奨学生の期間は、採用年度限りとする。

(出願手続)

- 第6条** 給付奨学生に出願する者は、次の書類を提出しなければならない。
 ・給付奨学生願書(所定のもの)
 ・成績に関する書類
 ・家計に関する書類

(大学への委託)

- 第7条** 給付奨学生の出願書類の受理及び選考は、学校法人神奈川大学へ委託する。

(採用の決定)

- 第8条** 給付奨学生は、修学上経済的援助が必要と認められ、かつ学業成績、人物ともに優れている者の中から選考し、後援会会長が採用を決定する。

(改廃)

- 第9条** この規程の改廃は、後援会役員会が行う。

- 附 則 この規程は、平成20年5月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

- 附 則 この規程は、平成26年5月17日から施行する。

- 附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

●一般社団法人神奈川大学宮陵会給付奨学金規程

(趣旨)

- 第1条** この規程は、神奈川大学学部学生に対する給付奨学金に関する事項を定める。

(目的)

- 第2条** 給付奨学金は、勉学意欲をもちながら、経済的に修学困難な者に対し、援助することを目的とする。
 2 前項の給付奨学金を給付される者を「給付奨学生」という。

(資格)

- 第3条** 給付奨学生に出願できる者は、神奈川大学に在学する者で次の各号に該当する者とする。
 (1) 天災その他の災害又は家計支持者の死亡等により、家計が急激に変化し、学業の継続が困難になった者
 (2) 成績、人物共に優秀で健康な者
 (3) 原則として卒業年次生である者

(給付人数及び金額)

- 第4条** 給付奨学生の人数及び給付金額は次のとおりとする。
 給付人数 若干名
 給付金額 分納すべき学費等納入額の1/2相当額以内とする
 給付時期 分納すべき時期1回限りとする

(給付期間)

- 第5条** 給付奨学生の期間は、採用年度限りとする。

(出願手続)

- 第6条** 給付奨学生に出願する者は、次の書類を提出しなければならない。
 (1) 給付奨学生願書(所定のもの)
 (2) 学業成績証明書
 (3) 家計証明書
 (4) クラス担任又はゼミナール(卒研)教授の推薦書(所定のもの)

(大学への委嘱)

- 第7条** 給付奨学生の出願書類の受理及び選考

考は、学校法人神奈川大学へ委嘱する。

(採用の決定)

第8条 給付奨学生は、修学上経済的援助が必要と認められ、かつ学業成績、人物ともに優れている者の中から選考し、会長が採用を決定する。

(取消)

第9条 給付奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長がその資格を取り消すことができる。

- (1) 休学及び退学したとき
- (2) 給付する必要のない事由が生じたとき
- (3) 給付の対象として適当でないと認められたとき

(義務)

第10条 この規程により給付された奨学金は、返還を要しない。ただし、資格を取り消された者については、給付された奨学金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

● 一般社団法人神奈川大学宮陵会 大学院給付奨学金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学大学院生に対する給付奨学金に関する事項を定める。

(目的)

第2条 大学院給付奨学金は、優秀な研究者養成のために援助することを目的とする。

2 前項の大学院給付奨学金を給付される者を「大学院給付奨学生」という。

(資格)

第3条 大学院給付奨学生に出願できる者は、神奈川大学を卒業し神奈川大学大学院に在学する者とする。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 休学中の者
- (2) 定職を有する者
- (3) その他給付の必要がないと認められる者

(給付人数及び金額)

第4条 大学院給付奨学生の人数及び金額は次のとおりとする。

給付人数 若干名

研究科	給付金額
法学研究科 経済学研究科 経営学研究科 外国語学研究科 人間科学研究科 歴史民俗資料科学研究科	年額300,000円
理学研究科 工学研究科	年額400,000円

(給付期間)

第5条 大学院給付奨学生の期間は、採用年度限りとする。ただし、願い出により重ねて採用することができる。

(出願手続)

第6条 大学院給付奨学生に出願する者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 大学院給付奨学生願書(所定のもの)
- (2) 学業成績証明書
- (3) 研究計画書(所定のもの)
- (4) 指導教授の推薦書(所定のもの)

(大学への委嘱)

第7条 大学院給付奨学生の出願書類の受理及び選考は、学校法人神奈川大学へ委嘱する。

(採用の決定)

第8条 大学院給付奨学生は、学業成績、人物ともに優れていると認められ、かつ将来的志向が明確な者の中から選考し、会長が採用を決定する。

(取消)

第9条 大学院給付奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長がその資格を取り消すことができる。

- (1) 休学及び退学したとき
- (2) 給付する必要のない事由が生じたとき
- (3) 給付の対象として適当でないと認められたとき

(義務)

第10条 この規程により給付された奨学金は、返還を要しない。ただし、資格を取り消された者は、給付された奨学金の一部又は全部の返還を求めることがある。

2 大学院給付奨学生は、受給年度における研究成果を指導教授を経て、会長に報告しなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1

項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人設立の登記の日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年2月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

●神奈川大学緊急支援学費減免制度規程

(目的)

第1条

神奈川大学緊急支援学費減免制度(以下「緊急支援」という。)は、神奈川大学(以下「本学」という。)又は神奈川大学大学院(以下「本学大学院」という。)に在籍する者(以下「在籍者」という。))が、自然災害により、又は在籍者の学費や生活費を負担する者(以下「生計維持者」という。))の失職、死亡等により、家計の状況が大幅に悪化し、学費の支払が困難になった場合に学費減免等の救済措置を行うとともに、本学又は本学大学院(以下「本学等」という。)へ進学を希望する者(以下「受験生」という。))が自然災害により被害を受けた場合に入学検定料免除の救済措置を行うことにより、在籍者の修学及び受験生の進学を支援することを目的とする。

(対象者の資格)

第2条

- 第一種災害罹災対象者となる者は、在籍者であって、主たる生計維持者が災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用された市区町村において居住し、かつ、所有する住家(借家を除く。以下同じ。))が自然災害により全壊又は半壊の認定を受けたものでなければならない。ただし、主たる生計維持者が勤務の関係等で一時的に別居しているときは、その所有する住家に居住しているものとみなす。
- 2 第二種災害罹災対象者となる者は、受験生であって、主たる生計維持者が災害救助法の適用された市区町村において居住し、かつ、所有する住家が自然災害により全壊又は半壊の認定を受けたものでなければならない。ただし、主たる生計維持者が勤務の関係等で一時的に別居しているときは、その所有する住家に居住しているものとみなす。
- 3 第三種災害罹災対象者となる者は、第二種災害罹災対象者となった者で、本学等に入学することが決定したものでなければならない。
- 4 家計急変対象者となる者は、在籍者であって、過去1年以内に生じた主たる生計維持者の失職、死亡等により、家計の状況が大幅に悪化し、学費の支払が困難になったものでなければならない。ただし、本学等の他の奨学金制度による奨学生(神奈川大学激励奨学金規程による奨学生、米田吉盛教育奨学金神奈川大学指定資格取得・進路支援奨学金規程による奨学生、米田吉盛教育奨学金神奈川大学学術研究活動支援奨学金規程による奨学生及び米田吉盛教育奨学金神奈川大学海外活動

支援奨学金規程による奨学生を除く。))は、対象となることができない。

(救済措置)

第3条

救済措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第一種災害罹災対象者については、罹災状況に応じて学費を減免する。
- (2) 第二種災害罹災対象者については、入学検定料の支払を免除する。
- (3) 第三種災害罹災対象者については、入学金の支払を免除するとともに、罹災状況に応じて入学後の学費を減免する。
- (4) 家計急変対象者については、授業料を減額する。

(減免額)

第4条

第一種災害罹災対象者及び第三種災害罹災対象者の減免の額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家屋の全壊の場合 その者が本学等に当該年度納入すべき学費の全額の支払を免除する。
- (2) 家屋の大規模半壊又は半壊の場合 その者が本学等に当該年度納入すべき学費の半額の支払を免除する。
- 2 家計急変対象者については、その者が本学等に納入すべき当該授業料の年額の30パーセントに相当する額の支払を免除する。

(出願方法)

第5条

出願方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第一種災害罹災対象者は、所定の申請書及び災害救助法が適用された市区町村発行の罹災(被災)証明書の写しを在籍する学部及び研究科が所在するキャンパスの学生課に提出しなければならない。
- (2) 第二種災害罹災対象者は、所定の申請書及び災害救助法が適用された市区町村発行の罹災(被災)証明書の写しを入試センターに提出しなければならない。
- (3) 家計急変対象者は、所定の申請書及び家計の急変を証明する書類を在籍する学部及び研究科が所在するキャンパスの学生課に提出しなければならない。

(採用)

第6条

第一種災害罹災対象者及び第二種災害罹災対象者の採用は、罹災(被災)証明書の写しの提出をもって決定とする。

- 2 第三種災害罹災対象者の採用は、入学手続の完了をもって決定とする。
- 3 家計急変対象者の採用は、出願書類が提出された後に、学長が決定する。
- 4 家計急変対象者の採用は、特別の事情がある場合を除き、在籍中一回に限るものとする。

(採用の取消し)

第7条

第一種災害罹災対象者、第二種災害罹災対象者及び第三種災害罹災対象者並びに家計急変対象者(以下「対象者」という。))が第5条に規定する書類に虚偽の記載をして提出したときは、学長は、対象者の採用を取り消すことができる。

(資格の喪失)

第8条 家計急変対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより退学又は除籍となったとき。
- (2) 本学学則及び本学大学院学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (3) その他家計急変対象者として不適格であると認められたとき。

(免除した学費及び授業料の支払請求)

第9条 学長は、次に掲げるときは、免除した学費及び授業料の全部又は一部の支払を請求することができる。

- (1) 第7条の規定により対象者の採用を取り消したとき。
- (2) 前条の規定により家計急変対象者がその資格を喪失したとき。

(救済措置の取止め)

第10条 理事長は、学校法人神奈川大学の運営に重大な影響を及ぼす自然災害が発生したときは、第3条第1号から第3号までに規定する救済措置の実施を取り止めることができる。

(事務所の所管)

第11条 この規程に関する事務は、学生生活支援部が所管する。ただし、第二種災害罹災対象者に関する事務は、入試センターが所管する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則 この規程は、平成21年7月30日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日規程第1240号)

令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月28日規程第1248号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

●神奈川大学学業成績優秀者表彰制度取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川大学学則(以下「学則」という。)第55条の規定に基づき、学生の勉学への熱意や取組を評価し、その実績を表彰することにより、修学中の学生に対する勉学意欲の高揚を図ることを目的として制定する学業成績優秀者(以下「成績優秀者」という。)表彰制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象者)

第2条 表彰の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 別に定める通算標準修得単位数以上を修得し、かつ、各学科の進級基準を満たした1年次から3年次までに在籍する学生であって、当該年度の学業成績が優秀と認められるもの
 - (2) 卒業が認定された4年次に在籍する学生であって、学業成績が優秀と認められるもの
- 2 過年度の成績優秀者も表彰の対象となるものとする。

(成績優秀者の人数等)

第3条 成績優秀者は、最優秀者及び優秀者とし、それぞれの人数は、別表のとおりとする。

(表彰の名称)

第4条 表彰の名称は、学業成績最優秀学生賞及び学業成績優秀学生賞とする。

(選考の基準)

第5条 学業成績の評価はGPAに基づいて行う。

2 前項に定めるもののほか、各学部又は各学科が定めた基準に従って選考を行う。

(成績優秀者の決定)

第6条 成績優秀者は、各学部における選考を經た者について、学長が決定する。

(資格の喪失)

第7条 成績優秀者が次の各号のいずれかに該当するときは、学生生活支援委員会及び当該学生の所属する学部の教授会における審議を経て、その資格を喪失させることができる。

- (1) 学則の定めるところにより退学又は除籍となったとき。
- (2) 学則の定めるところにより懲戒処分を受けたとき。
- (2) その他成績優秀者として不適格であると認められたとき。

(表彰の方法)

第8条 成績優秀者には、表彰状及び記念品を授与するとともに、入学式又は卒業式において全員の氏名を公表するものとする。

2 成績優秀者は、履歴書にこの受賞歴を記載することができるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議会の審議を経て、理事会が行う。

(事務所の所管)

第10条 この規程に関する事務は、学生生活支援部が所管する。

- 附 則 この規程は、平成16年3月4日から施行する。
- 附 則 (平成16年3月16日規程第653号)
平成16年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成17年3月23日規程第679号)
この規程は、平成17年3月23日から施行し、
平成16年4月1日から適用する。
- 附 則 (平成18年3月16日規程第704号)
この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成21年1月23日規程第789号)
この規程は、平成21年1月23日から施行し、
平成20年4月1日から適用する。
- 附 則 (平成25年3月7日規程第981号)
この規程は、平成25年3月7日から施行し、
平成24年4月1日から適用する。
- 附 則 (平成27年3月26日規程第1063号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和2年3月5日規程第1224号)
この規程は、令和2年3月5日から施行する。

別表(第3条関係) 対象人数

1学科(1プログラム)・1学年 の在籍者数(名)	優秀者の人数(名)
1～149	1(最優秀者のみ)
150～299	2(最優秀者1名・優秀者1名)
300以上	3(最優秀者1名・優秀者2名)

福利厚生施設規程



●神奈川大学富士見高原研修所規程

(名称及び所在地)

第1条 本学は、神奈川大学富士見高原研修所(以下「富士見高原研修所」という。)を長野県諏訪郡富士見町立沢字広原1-1、194番地に置く。

(目的)

第2条 富士見高原研修所は、本学教職員・学生の研究・教育及び研修のための施設として使用することを目的とする。

(管理)

第3条 富士見高原研修所を管理するために管理人を置く。
2 管理人については、別に定める。

(学校法人神奈川大学固定資産・物品管理規程の準用)

第4条 富士見高原研修所の資産及び物品等の管理については、学校法人神奈川大学固定資産・物品管理規程の定めるところによる。

(利用手続及び利用方法)

第5条 富士見高原研修所を利用しようとする者は、所定の手続きにより許可を受けなければならない。
2 利用手続及び利用心得については、別に定める。

(規程等の遵守)

第6条 富士見高原研修所を利用する者は、諸規程、諸注意事項等を厳守しなければならない。

(管理業務の委託)

第7条 富士見高原研修所の管理業務の一部を他に委託することができる。

(業務監査等)

第8条 事務局長は、富士見高原研修所の業務全般にわたる監査を定期又は臨時に行うものとする。

附 則 この規程は、昭和55年12月8日から施行する。

附 則 (平成22年4月22日規程第885号)
この規程は、平成22年4月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

●神奈川大学富士見高原研修所利用規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川大学富士見高原研修所規程第5条に基づいて、神奈川大学富士見高原研修所(以下「研修所」という。)の利用に関する事項について定める。

(資格)

第2条 研修所を利用できる者は、次に掲げる者とする。
(1) 次に掲げる職員及びその家族
ア 職員任用規程に定める職員及び特別招聘職員
イ 契約職員及び嘱託職員

- (2) 非常勤講師及びその家族
- (3) 本学学生(ただし、教員の引率する研究指導に属している学生及び顧問又は部長等職員が引率する神奈川大学(以下「本学」という。)公認の課外活動団体に属している学生)
- (4) 附属学校生徒(ただし、教員が引率する学校行事及び顧問等が引率する部活動に所属している生徒)
- (5) 本学を退職した第1号に掲げる職員及びその家族(ただし、就業規則第45条第5号及び第6号による退職は除く。)
- (6) 法人役員及び法人評議員並びにそれらの家族
- (7) 法人役員経験者及び名誉博士並びにそれらの家族
- (8) 本学卒業生及び卒業生同伴の家族
- (9) 本学学生保証人及び附属学校生徒保護者並びにそれらの同伴の家族
- (10) 第1号アに掲げる職員及び法人役員を申込責任者とした学外者
- (11) その他理事長が特に認めた者

(手続)

- 第3条** 研修所を利用しようとする者は、利用申込に必要な事項を利用開始日の2か月前から10日前までに総務課へ申し出るものとする。
2 総務課は、前項の事項を確認し、利用を許可するものとする。
3 利用を許可された者は、利用開始日の1週間前までに利用料金を財務課に納入しなければならない。
4 利用を許可された者は、総務課が定めた事項を研修所へ届け出なければならない。

(日数)

第4条 利用日数は3泊4日を限度とする。ただし、特に必要と認めた場合は、期間の延長を認めることがある。

(取消し・変更等)

第5条 利用の取消し、期日及び利用人員の変更等は、直ちに申し出るものとする。

(取消しによる手数料負担)

- 第6条** 利用者が自己の都合により、申込みを取り消した場合は、次の取消手数料を負担するものとする。
- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 利用日及びその前日 | 利用料金の100% |
| (2) 利用日の2日前 | 利用料金の50% |
| (3) 利用日の3日前 | 利用料金の30% |

(料金)

第7条 利用料金は、別表「富士見高原研修所利用料金表」による。

(利用責任者)

第8条 引率教員、顧問、部長等職員は、利用責任者として研修所の利用について指導の責任を負うものとする。

(利用許可の取消)

第9条 次の各号に該当する場合は、利用許可を取り消すことができる。

- (1) 宿泊手続に虚偽があったとき。
- (2) 管理人の指示に従わないとき。
- (3) 天災及び施設設備不良により研修所が利用できないと判断したとき。
- (4) その他法人が研修所を利用できないと判断したとき。

(休業及び休日)

第10条 研修所の休業及び休日は、別に定める。

- 附 則 この規程は、昭和55年12月8日から施行する。
- 附 則 (昭和57年3月15日規程第140号)
この規程は、昭和57年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成元年7月10日規程第289号)
この規程は、平成元年10月1日から施行する。
- 附 則 (平成2年4月23日規程第301号)
この規程は、平成2年4月23日から施行し、平成2年4月1日から適用する。
- 附 則 (平成3年1月7日規則第41号)
この規程は、平成3年1月7日から施行し、平成2年10月1日から適用する。
- 附 則 (平成9年6月6日規程第469号)
この規程は、平成9年10月1日から施行する。
- 附 則 (平成13年3月23日規程第566号)
この規程は、平成13年5月1日から施行する。
- 附 則 (平成13年6月15日規則第63号)
この規程は、平成13年6月15日から施行し、平成13年4月1日から適用する。
- 附 則 (平成16年3月16日規程第653号)
この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則 (平成27年3月26日規程第1051号)
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 (令和元年12月26日規程第1205号)
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表

富士見高原研修所利用料金表

(1) 第2条第1号から第7号までの利用者に適用

利用料		
利用期間	宿泊なし	1泊(1名あたり)
5月1日から9月30日(夏季)	500円	1,000円
10月1日から4月30日(冬季)	500円	1,200円

食事料		
朝食	昼食	夕食
500円	500円	1,100円

(2) 第2条第8号から第11号までの利用者に適用

利用料		
利用期間	宿泊なし	1泊(1名あたり)
5月1日から9月30日(夏季)	1,000円	2,000円
10月1日から4月30日(冬季)	1,000円	2,200円

食事料		
朝食	昼食	夕食
500円	500円	1,100円

以上により算出した金額に消費税額を加算する。

その他



●横浜キャンパス・車両通学に関する取扱要領

(目的)

第1条

この取扱要領は、神奈川大学(湘南ひらつかキャンパスを除く。以下「本学」という。)学生の車両通学に関する基準を定め、教育・研究にふさわしい学園環境を維持し、本学に在学する学生の交通災害の防止と地域住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(車両の定義)

第2条

この取扱要領における「車両」とは、学生が通学のために使用する車両(普通自動車・自動二輪車・原動機付自転車)をいう。

(車両通学の禁止)

第3条

学生の通学は、徒歩若しくは自転車又は電車、バス等の公共交通機関により行なうものとし、車両通学を禁止する。ただし、特に本学が車両通学の必要があると認められた者については、この限りでない。

(車両通学の許可)

第4条

身体障害者そのほか本学が特に必要と認める学生については、車両通学を許可する。ただし、この取扱要領に定める事項に違反し、車両通学の許可を取り消された者については、この限りでない。

- 2 車両通学を希望する学生は、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに学生課(以下「学生課」という。)へ提出しなければならない。
 - (1) 車両通学許可願(別紙様式1)
 - (2) 保証人(父母又はこれに代わる者)の同意書(別紙様式2)
 - (3) 運転免許証の写
 - (4) 自動車検査証の写(250cc以下の自動二輪車及び原動機付自転車は自賠責保険証明書の写)
 - (5) 任意自動車保険証の写
- 3 前項により願出のあった者については、学生生活支援委員会の審査の上、車両通学を許可するものとし、許可した者に対しては、車両通学許可証(別紙様式3又は4、以下「許可証」という。)を交付する。

(許可証の有効期限)

第5条

許可証の有効期限は、許可した日からその日の属する学年の終わりまでとする。

(許可証の明示)

第6条

許可証は、車両の前部(普通自動車の場合は運転席の前フロントガラス、自動二輪車又は原動機付自転車の場合は燃料タンク)などの確認が容易な個所に掲示又は貼付しなければならない。

(許可証記載事項の変更)

第7条

許可証の記載事項に変更が生じたときは、その理由及び変更事項を学生課に届け出て、旧許可証と引き替えに新許可証の交付を受けなければならない。

(許可証の更新・再交付)

第8条

許可証の更新又は許可証が破損若しくは紛失したときは、再交付願(別紙様式1を使用)を学生課へ提出し、許可証の更新又は再交付を受けなければならない。

(許可証の返却)

第9条

許可証で有効期限が切れたもの若しくは学年の途中での休学、退学又は車両通学の取り止めなどの理由により不要となった許可証は、直ちに学生課へ返却しなければならない。

(駐車場所)

第10条

車両通学する学生は、本学が指定する場所(以下「駐車場」という。)に駐車しなければならない。

- 2 駐車場は、別に定めるところにより利用しなければならない。

(臨時の構内乗り入れ)

第11条

通学以外の目的で本学構内へ車両を乗り入れる場合は、事前に駐車願(別紙様式5)を学生課へ提出し、その許可を受けなければならない。

(車両通学者の遵守事項)

第12条

車両通学者は、道路交通法を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 駐車場内は、徐行運転すること。
- (2) 駐車場を通行するときは、歩行者を優先し、その安全を図ること。
- (3) 指定の駐車位置(枠)内に正しく駐車し、隣接車の出入りを妨げないこと。
- (4) 別に定める駐車時間を厳守すること。
- (5) 煙草の吸殻、ジュースの空き缶及びごみ類を駐車場内外に放棄しないこと。
- (6) 駐車場及びその周辺では、みだりに警笛を鳴らしたり、大音量での車内音楽等を流さないこと。
- (7) 学外周辺の道路に駐車して一般の交通若しくは地域住民の生活を妨げないこと。
- (8) その他この取扱要領に定める事項。

(違反者の撤去)

第13条

この取扱要領を遵守しない悪質な違反車については、大学は、これを撤去するための措置をとることができる。

- 2 前項の措置により生じた車体の損傷及び撤去等の費用は、違反者側で負担するものとする。

(事故等の責任)

第14条

駐車場及び構内での事故、災害、盗難及び車体に対するいたずらなどによる損害については、本学は賠償の責任を負わないものとする。

(許可の取消)

- 第15条** 次の各号の一に該当する場合は、車両通学の一時停止又は許可の取り消しをすることができる。
- (1) この取扱要領に定める事項に違反したとき。
 - (2) 許可証を第三者に譲渡又は貸与したとき。
 - (3) そのほか本学の指示又は警告を無視したとき。
- 2 前項による車両通学の一時停止又は許可の取り消しは、学生生活支援委員会の議を経て、学生生活支援部長が決定する。

(交通安全義務)

- 第16条** 車両通学者は、この取扱要領を遵守するとともに、本学で定める安全運転に関する講習会などには、必ず参加しなければならない。
- 2 本学で定める安全運転などの講習会に参加しないときは、車両通学の許可を取り消すことができる。

附 則 この取扱要領は、平成4年4月1日から実施する。
附 則 この取扱要領は、平成15年2月5日から施行する。

●みなとみらいキャンパス・車両通学に関する取扱要領

(目的)

- 第1条** この取扱要領は、神奈川大学みなとみらいキャンパス(以下「本学」という。)の車両通学に関する基準を定め、教育・研究にふさわしい学園環境を維持し、本学に在籍する学生の交通災害の防止と周辺地域の環境保全を図ることを目的とする。

(車両の定義)

- 第2条** この取扱要領における「車両」とは、公共交通機関以外の通学のために使用する車両(普通自動車・自動二輪車・原動機付自転車・自転車等)をいう。

(車両通学の禁止)

- 第3条** 学生の通学は、徒歩若しくは電車、バス等の公共交通機関により行うものとし、車両通学を禁止する。ただし、特に本学が車両通学の必要があると認めた者については、この限りでない。

(車両通学の許可)

- 第4条** 身体障害者そのほか本学が特に必要と認める学生については、車両通学を許可する。ただし、この取扱要領に定める事項に違反し、車両通学の許可を取り消された者については、この限りでない。
- 2 車両通学を希望する学生は、次の各号に掲げる書類をみなとみらいキャンパス学生課(以下「学生課」という。)へ提出しなければならない。
- (1) 車両通学許可願(本学所定様式)
 - (2) 保証人(父母又はこれに代わる者)の同意書(本学所定様式)
 - (3) 運転免許書の写
 - (4) 自動車検査証の写(250cc以下の自動二輪車及び原動機付自転車は、自賠責保険証明書(の写))
 - (5) 任意自動車保険証の写
- 3 前項より願出のあった者については、車両通学を許可するものとし、許可した者に

対しては、車両通学許可証(以下「許可証」という。)を交付する。

(許可証の明示)

- 第5条** 許可証は、車両の前部(普通自動車の場合は運転席の前フロントガラス、自動二輪車又は原動機付自転車の場合は燃料タンク)などの確認が容易な個所に掲示又は貼付しなければならない。

(許可証記載事項の変更)

- 第6条** 許可証の記載事項に変更が生じたときは、その理由及び変更事項を学生課に届け出て、必要な措置を受けなければならない。

(許可証の再交付)

- 第7条** 許可証を破損若しくは紛失したときは、学生課に再交付を申請しなければならない。

(許可証の返却)

- 第8条** 許可証で有効期限が切れたもの若しくは年度途中での休学、退学又は車両通学の取り止めなどの理由により不要となった許可証は、直ちに学生課へ返却しなければならない。

第9条

- 車両通学者は、道路交通法を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 駐車場内は、徐行運転すること。
 - (2) 駐車場を通行するときは、歩行者を優先し、その安全を図ること。
 - (3) 指定の駐車位置(枠)内に正しく駐車し、隣接車の出入りを妨げないこと。
 - (4) 別に定める駐車時間を厳守すること。
 - (5) 煙草の吸殻、ジュースの空き缶及びごみを駐車場内外に放棄しないこと。
 - (6) 駐車場及びその周辺では、みだりに警笛を鳴らしたり、大音量での車内音楽等を流さないこと。
 - (7) 学外周辺の道路に駐車して一般の交通若しくは周辺地域の環境を妨げないこと。

(許可の取消)

- 第10条** 次の各号の一に該当する場合は、車両通学の一時停止又は許可の取り消しをすることができる。
- (1) 許可証を第三者に譲渡又は貸与したとき。
 - (2) そのほか本学の指示又は警告を無視したとき。
- 2 前項による車両通学の一時停止又は許可の取り消しは、学生生活支援部が決定する。

(交通安全義務)

- 第11条** 車両通学者は、道路交通法を遵守するとともに、本学で定める安全運転に関する講習会などには、必ず参加しなければならない。

(所管)

- 第12条** この取扱要領に関する事務は、学生生活支援部が所管する。

(改廃)

- 第13条** この取扱要領の改廃は、学生生活支援委員会の議を経て行う。

附 則 この取扱要領は、令和3年4月1日から施行する。

●湘南ひらつかキャンパス・車両通学に関する取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、神奈川大学湘南ひらつかキャンパス(以下「本学」という。)の車両通学に関する基準を定め、教育・研究にふさわしい学園環境を維持し、本学に在籍する学生の交通災害の防止と地域住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(車両の定義)

第2条 この取扱要領における車両とは、公共交通機関以外の、通学に使用する車両(自動車・原動機付自転車・自転車等)をいう。

(車両通学の許可)

第3条 学生の通学手段は、原則として、徒歩、自転車及び電車、バス等の公共交通機関とする。ただし、必要により、車両通学を希望する者は、所定の車両通学許可願(兼駐車許可願)(以下「許可願」という。)を提出し、車両通学許可証(兼駐車許可証)(以下「許可証」という。)の交付を受けなければならない。なお、自転車は、許可願を必要としない。

(許可条件)

第4条 許可は、原則として次の各号に掲げる条件を満たしていなければならない。なお、身体障害者、その他特に本学が必要と認めた場合は、この適用を除外することもある。

- (1) 保証人(父母またはこれに代わる者)の同意があること。
- (2) 任意保険(対人・対物)に加入していること。
- (3) 通学に使用する車両の所有者が本人、又は家族であること。
- (4) この取扱要領の違反等により、許可を取り消されていないこと。

(許可申請)

第5条 許可を受けようとする者は、次の各号の書類を整え、平塚学生課に申請しなければならない。

- (1) 車両通学許可願(本学所定用紙)
- (2) 保証人の同意書(本学所定用紙)
- (3) 運転免許証の表裏の写し
- (4) 自動車検査証等の写し
(自動車(250cc以上の自動二輪車を含む)は自動車検査証の写し、249cc以下の自動二輪車及び原動機付自転車は自動車賠償責任保険証明書の写しを提出する。)
- (5) 任意保険証の写し

(許可証の交付)

第6条 許可証は、申請書類を学生生活支援委員会が審議の上、交付する。

(許可証の有効期限)

第7条 許可証の有効期限は、許可を受けた日から、その年度の終わりまでとする。

(許可証の明示)

第8条 許可証は、車両前部等の確認が可能なところに明示しなければならない。

(車両・住所等の許可事項の変更)

第9条 車両や住所等の許可事項に変更が生じた場合は、その旨を平塚学生課に届け出て必要な措置を受けなければならない。

(許可証の再交付)

第10条 許可証を破損、又は紛失したときは、平塚学生課に再交付を申請しなければならない。

(許可証の返却)

第11条 期限切れ、年度途中での休学、退学及び車両による通学の取りやめ等により、不要となった許可証は、ただちに平塚学生課に返却しなければならない。

(事故等の責任)

第12条 事故、災害、盗難及び車両に対するいたづら等による損害について、本学は賠償の責任を負わないものとする。

(駐車場)

第13条 通学に使用する車両は、本学が指定した場所に駐車しなければならない。

(臨時による構内乗り入れ)

第14条 通学以外の目的で構内に車両の乗り入れを希望する者は、事前に平塚学生課に申し出て指示を受けなければならない。

(車両通学者の遵守事項)

第15条 車両通学者は、道路交通法及び次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教職員の指示に従うこと。
- (2) 構内は、20km/h以下で走行するとともに、歩行者を優先し、その安全を図ること。
- (3) 駐車場では、駐車位置(枠)内に正しく駐車し、隣接車両の出入りを妨げないこと。
- (4) 必要以上にエンジン音を響かせたり、みだりに警笛を鳴らしたり、大音量で車内音楽等を流したりしないこと。
- (5) 学外周辺の道路に駐車して一般の交通若しくは、地域住民の生活を妨げないこと。
- (6) 駐車場に故障車両等を放置しないこと。
- (7) 煙草の吸殻やごみ類を放棄しないこと。
- (8) その他この取扱要領に定めること。

(違反車両の撤去)

第16条 本学は、この取扱要領を遵守しない悪質な違反車両を強制撤去することができる。

- 2 前項の措置により生じた車両の損傷及び撤去等の費用は、違反車両側で負担するものとする。

(許可の取り消し)

第17条 次の各号の一に該当する場合は、車両通学の一時停止、又は許可を取り消すことがある。

- (1) この取扱要領に定める諸事項に違反したとき。
- (2) 許可証を第三者に譲渡、又は貸与したとき。
- (3) 本学の指示あるいは警告を無視したとき。

- 2 前項による車両通学の一時停止、又は許可の取り消しは、学生生活支援委員会の議を経て学生生活支援部長が決定する。

(交通安全義務)

第18条 車両通学者は、この取扱要領を遵守するとともに、本学で定める安全運転に関する講習会等には、必ず参加しなければならない。

- 2 前項で定める安全運転に関する講習会等に参加しないときは、許可を取り消すことがある。

- 附 則 この取扱要領は、平成2年4月1日から実施する。
- 附 則 この取扱要領は、平成7年12月8日から実施し、平成7年4月1日から適用する。
- 附 則 この取扱要領は、平成15年2月5日から実施する。

●車両通学に関する取扱要領に違反した学生に対する指導要領

(目的)

第1条 この指導要領は、神奈川大学学生の「車両通学に関する取扱要領」に違反した学生に対して、改善を求めることを目的とする。

(指導)

第2条 学生生活支援部長は、違反学生に対して指導を行い、始末書を提出させるものとする。

(処罰)

第3条 第2条の指導を受けた学生に、改善が見られない場合は、神奈川大学学則第56条に基づき懲戒処分とする。

(処分の基準)

第4条 第3条に定める懲戒処分は、次の各号の基準に基づき、学生生活支援委員会が、教授会に提案するものとする。

- 1 第2条の指導を受けた学生が更に違反を行った場合は戒告処分とする。
- 2 前号1の処分を受けた学生が更に違反を行った場合は停学処分とする。

(処分の基準)

第5条 懲戒処分を受けた学生については、その氏名を公表し、保証人に通知する。

(所管)

第6条 この指導要領に関する事務の所管は、学生生活支援部学生課および平塚学生課とする。

(改廃)

第7条 この指導要領の改廃は、学生生活支援委員会の議を経て行う。

附 則 この指導要領は、平成11年8月1日から施行する。

附 則 この指導要領は、平成15年2月5日から施行する。

●神奈川大学受動喫煙防止のための学内禁煙規程

(目的)

第1条 この規程は、健康増進法(平成14年法律第103号)第25条の規定及び神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(平成21年神奈川県条例第27号)の精神に則り、神奈川大学(以下「本学」という。)の横浜キャンパス構内及び湘南ひらつかキャンパス構内における禁煙に関する必要な事項を定めることにより、教育及び研究の場にふさわしい環境を整備・維持することを目的とする。

(対象)

第2条 この規程の対象者は、本学の学生及び大学院生とする。

(禁煙地域の指定)

第3条 本学の建物内(開放廊下、号館の連絡通路及び出入口を含む。)は、全面禁煙とする。

2 本学構内の屋外は禁煙とする。ただし、当分の間、喫煙場所を設け、その場所でのみ喫煙を認めるものとする

(遵守事項)

第4条 対象者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 未成年者は喫煙してはならない。
- (2) 喫煙は、定められた喫煙場所以外ではしないこと。
- (3) 喫煙場所において、たばこの吸い殻は、灰皿以外に放置しないこと。
- (4) 喫煙に関する本学の注意事項及び指導に従うこと。

(指導委員)

第5条 前条各号に規定する遵守事項の履行を監督するため、指導委員を置く。

2 指導委員は、学生生活支援委員会が認める者とし、遵守事項に違反している者に対し、指導及び必要な措置を行うことができる。

(違反者への措置)

第6条 本学は、第4条各号に規定する遵守事項の違反者に対して、次に掲げる措置をとることができるものとする。

- (1) 指導委員は違反者に学生証の提示を求め、口頭による厳重注意を行う。
- (2) 前号の規定による指導を受けた者が再度の違反を行ったときは、学生生活支援部長が指導を行い、誓約書を提出させ保証人に通知する。
- (3) 前号の規定による指導を受けた者が更に違反を繰り返したときは、本学学則又は本学大学院学則により処分する。

(事務の所管)この規程に関する事務の所管は、学生課及び平塚学生課とする。

第7条

(改廃) この規程の改廃は、評議会及び大学院委員会の議を経て理事会が行う。

第8条

附 則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

●学生の懲戒に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第26条第5項及び神奈川大学学則(以下「学則」という。)第56条の規定に基づき、神奈川大学(以下「本学」という。)の学生に対する懲戒の手続及び効果について規定することを目的とする。

(定義)

第2条

- (1) この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (2) 戒告 この内規による懲戒手続の対象となる学生(以下「対象者」という。)の責任を確認し、書面をもって戒めることをいう。
- (3) 停学 対象者に対し、一定の期間、登校を禁止(本学が召喚する場合を除く。)、かつ、本学学生としての活動を制限することをいう。
- (4) 退学 対象者について本学学生としての身分を剥奪することをいう。

附帯処分 前3号に規定する処分の原因となる事案に関し、これらの処分に付随して(これらの処分を行わないこととした場合は、これらの処分に代えて)行う処分をいう。

(懲戒の発議)

第3条 本学の教職員は、懲戒の原因となり得る事案が生じたことを知ったときは、直ちに学生生活支援委員会(以下「委員会」という。)を通じて、学長及び対象者が所属する学部の学部長に報告するものとする。

- 2 学長は、前項の報告があったときは、委員会に対し、速やかに懲戒に係る審議を行うよう命じ、かつ、審議を行うに当たり必要となる措置をとるものとする。
- 3 懲戒は、委員会が発議し、当該学部の教授会の審議を経て、学長が行う。
- 4 委員会は、前項の規定により懲戒を発議するときは、必要に応じて附帯処分についても合わせて発議するものとする。この場合において、附帯処分の内容が当該学部以外にも影響を及ぼす恐れがあるときは、学長は、当該教授会の審議の後、評議会の審議を経て、処分を行うものとする。
- 5 委員会は、審議の結果、懲戒及び附帯処分(以下「懲戒等」という。)の必要がないと認めるときは、その旨及び理由を学長に報告するものとする。

(仮の処分)

第4条 学長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、対象者が当該事案に関与したことが明らかであり、かつ、停学以上の処分を科す可能性が高いと認められるときは、次条及び第6条の手続を経ずに、次の各号に掲げる仮の処分を行うことができる。

- (1) 対象者に対し登校を禁止すること。
- (2) 対象者から退学又は休学の申出があっても、これを受理しないこと。
- (3) 対象者が卒業又は除籍の要件を満たしたときでも、卒業又は除籍の認定手続を保留すること。

2 委員会は、懲戒等に係る審議を開始したときは、速やかに前項の規定に基づく仮の処分の必要性、相当性等について審議し、学

長に対し意見を述べるとする。

- 3 学長は、前項の規定による委員会の意見が出されたときは、当該意見をも十分に参酌し、直ちに仮の処分を取消し又は延長その他必要な措置を執るものとする。
- 4 前項に規定する場合を除くほか、学長が懲戒等を決定したとき、又は仮の処分を行った日から起算して1か月(夏季及び学年末の休暇期間を除く)を経過したときは、仮の処分は、その効力を失う。

(懲戒小委員会)

第5条

- 1 委員会は、別に定めがある場合を除くほか、当該事案に係る事実を調査し、懲戒等の処分案について検討するため、懲戒小委員会(以下「小委員会」という。)を事実ごとに設置するものとする。
- 2 小委員会は、学生生活支援部長(以下「学生部長」という。)を委員長とし、当該学部選出の学生生活支援委員、学生生活支援部事務部長及び学生部長の指名する教職員若千名により構成する。
- 3 学長は、当該事案について審査し、懲戒等の案を検討するために必要な専門的知見を有する者として学生部長が指名する学外者を小委員会の委員として委嘱することができる。
- 4 小委員会は、設置後速やかに対象者及び関係者に対して事情聴取を行うものとする。ただし、対象者及び関係者が勾留され接見又は面会を認められない場合等、事情聴取ができないときは、この限りでない。
- 5 前項の事情聴取を行うに当たっては、対象者には併せて弁明の機会を付与するものとする。この場合において、弁明は、小委員会が口頭ですることを認めるときを除き、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。
- 6 前2項に定めるもののほか、小委員会は、当該事案に係る情報を可能な限り収集し、それらに基づき慎重に検討した上で、委員会に対し、懲戒等(不処分を含む。)の案を提示するものとする。
- 7 小委員会は、前項に規定する案を提示するときは、事情聴取その他の調査結果(第5項の規定により口頭による弁明の機会を与えたときは、当該弁明の内容を含む。)をまとめた調書及び第5項の規定により提出された弁明書を、当該案に添えて委員会に提出しなければならない。
- 8 前7項の規定にかかわらず、本学が実施する定期試験における不正行為については、神奈川大学試験不正行為等取扱内規(平成27年6月26日学長決定第2号)の定めるところによる。

(懲戒等の決定)

第6条

- 1 学長は、懲戒等を決定するに当たっては、委員会及び当該教授会の意見並びに対象者の弁明及び調書その他の関係書類を十分に参酌して行うものとする。
- 3 学長は、当該事案が重大かつ異例なものである場合には、弁護士、医師その他

の当該事案について専門的な知見を有する者の意見を聴取した上で懲戒等を決定するものとする。ただし、前条第3項の規定により専門的知見を有する者が小委員会の委員となっている場合は、この限りでない。

(刑事裁判所に係属する間の懲戒手続)

第7条

懲戒等の対象となる事案が刑事裁判所に係属する間に懲戒手続を進めようとする場合において、対象者が、公判廷において、懲戒等の対象とする事実で公訴事実と該当するものが存すると認めているとき(第1審の判決があった後においては、当該判決(控訴審の判決があった後は当該控訴審の判決)により懲戒の対象とする事実で公訴事実と該当するものが存すると認められているときに限る。)は、第5条に規定する事情聴取その他の情報収集を行わずに懲戒を決定することができる。

- 2 前項に規定する場合において、対象者が、公訴事実と該当するものが存在することを認めていないとき、その他懲戒の対象とする事実の存在が不明なときは、第1審の判決があるまでは、懲戒手続を停止するものとする。

(書面の交付)

第8条

戒告、停学又は退学の処分は、処分内容及び処分理由を記載した書面を対象者に直接交付して行わなければならない。ただし、直接交付することができない場合は、書面の到達を証明することのできる方法により送達することができる。

- 2 前項に規定する書面は、対象者の保証人にも交付するものとする。ただし、保証人の所在が不明の場合は、この限りでない。
- 3 処分は、当該書面が対象者に到達した時に発効するものとする。
- 4 停学又は退学の処分については対象者の所在が判明しない場合においては、これらの方法に代えて、対象者の所属学部、学科、学籍番号及び処分内容並びにこれらの事項を記載した書面をいつでも対象者に交付する旨を学内の所定の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該書面が対象者に到達したものとみなす。

(戒告の効果)

第9条

戒告処分を受けた学生は、処分後速やかに当該学部長及び学生部長に対し、戒告事由についての適切な内容の反省文を提出しなければならない。

(停学の期間)

第10条

- 1 停学の期間は、1日以上1年以下とする。
- 2 学長は、停学の期間を定めるに当たっては、次条の規定等に配慮し、懲戒のために必要な限度を超えて対象者に不利益を及ぼすことのないようにしなければならない。
- 3 第4条第1項第1号に規定する仮の処分を行ったときは、当該仮の処分の期間を停学期間に算入することができる。
- 4 停学期間中において対象者の改悔の情が顕著なことその他特段の事情が認められる場合には、委員会の発議に基づき、当該教

授会の審議を経て、学長は停学期間を短縮することができる。

- 5 停学期間は、在学年数に算入するものとする。

(停学の効果)

第11条

停学の期間中、対象者には、履修の登録、講義の受講、レポート等の提出、定期試験その他の試験(当該試験終了後に停学期間が満了したときの追試験を含む。)の受験、各種派遣研修への参加及び部その他の団体における課外活動等、本学が関与する教育・研究活動及びそれらに関連する申請、届出等の行為を全て認めない。ただし、停学期間中に課題等を与え、期間満了後にその効果を測って成績評価に加えることその他教育上必要な措置を執ることを妨げない。

- 2 停学期間中は、対象者が卒業の要件を満たしたときでも、卒業の認定手続を保留するものとする。
- 3 停学期間中に履修登録期間が終了した場合には、当該科目の全講義回数の3分の2以上の出席の機会が得られる可能性があり、かつ、担当教員が履修を認めたもののみ、停学期間満了後に履修登録をすることができる。
- 4 停学による欠席が当該科目の全講義回数の3分の1を超えた科目については、単位を認定しないものとする。
- 5 休学中の者が停学処分を受けたときは、停学処分の発効時をもって休学を取り消すものとする。
- 6 停学処分を受けた者は、停学期間中の授業料その他の納入金を納入しなければならない。

(報告義務)

第12条

停学処分を受けた者は、処分後速やかに当該学部長及び学生部長に対して停学事由についての適切な内容の反省文を提出し、かつ、停学期間中は、毎月、書面による生活状況報告を行わなければならない。

(退学の効果)

第13条

退学処分を受けた者については、再入学を許可しないものとする。ただし、特段の事情があると認められる場合は、当該学部(退学時に所属した学部が廃止又は改編されたときは、相当する学部又は学長が指名する学部。)の教授会の審議を経て、学長はこれを許可することができる。

(退学の効果)

第14条

本学を卒業した者が、在学期間中の行為に係る刑事事件に関し刑が確定した場合において、当該事件が在学中に覚知され懲戒手続が執られていれば退学処分を行ったものと判断されるときは、学長は、当該卒業認定を取り消し、当該卒業年度の3月末日(9月卒業の者については9月末日)付けで遡って退学処分を科すことができる。この場合においては、第3条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、学長が発議し、当該学部(卒業時に所属した学部が廃止又は改編されたときは、相当する学部又は学長が指名する学部。)の教授会での審

議を経た上で、決定するものとする。

- 2 学長は、前項の規定に基づき卒業認定を取り消し、退学処分を科したときは、対象者に対し、卒業証書及び学位記の返納を命ずるとともに、学籍簿の訂正その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科目等履修生等に係る準用)

第15条

学則第40条により学則を準用するものと定められている科目等履修生、委託生及び研究生に対する懲戒等については、この内規を準用する。この場合において、前条中「卒業した者」とあるのは「修了した者」と、「卒業認定」とあるのは「修了認定」と読み替えるものとする。

附 則

この内規は、平成27年5月29日から施行する。

- 2 この内規の施行前に行われた本学学生の行為について、施行時に懲戒等の処分が決定していない場合には、この内規を適用するものとする。ただし、対象者に対し従来の取扱いよりも不利益を与えるものについては、この限りでない。
- 3 第13条については、この内規の施行前に退学した者に対しても適用するものとする。
- 4 第14条については、この内規の施行前に卒業した者に対しても適用するものとする。

●神奈川大学試験不正行為等取扱内規

(趣旨)

第1条

この内規は、神奈川大学履修規程第7条に基づき、試験における不正行為について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条

試験における不正行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 他人に受験を依頼する行為又はこれを引き受ける行為
- (2) 他人と答案を交換する行為
- (3) 言語、動作又は電子機器等により他人に連絡をする行為又は連絡を受ける行為
- (4) 他人の答案を書き写す行為又は他人に自己の答案を見せる行為
- (5) カンニングペーパーを使用する行為
- (6) 所持品、電子機器、身体、机又は壁等に書き込みをする行為
- (7) 使用が許可されていないノート、書籍、電子機器その他の物品(次号において単に「物品」という。)を使用する行為
- (8) 使用が許可された物品の貸借等をする行為
- (9) その他試験監督者の指示に従わず、又は公正な試験を妨げると認められる行為

(不正行為の確認)

第3条

試験監督者は、不正行為を発見した場合、その受験者の受験を直ちに中止させ、この受験者を同行して学修進路支援委員会に報告するものとする。

- 2 学修進路支援委員会は、不正行為に関する事実の確認を行うものとする。

- 3 学修進路支援委員会は、不正行為を行ったことが確認された場合、その受験者に始末書を提出させるものとする。
- 4 不正行為に係る答案、始末書、証拠品等の保管等の取扱いについては、学修進路支援委員会が定める。

(不正行為等を行った者の成績の取扱い)

- 第4条** 不正行為を行った者の成績については、当該試験期間の全試験科目を無効とする。
- 2 学修進路支援委員会は、不正行為を行った者の氏名、学生証番号及び当該不正行為の態様並びに成績の取扱いを記載した報告書を作成し、これを学生生活支援委員会に提出しなければならない。
 - 3 学修進路支援部長は、前項の取扱いについて速やかに学長及び当該学部長に報告しなければならない。
 - 4 不正行為に関する事実の確認において、それが過失又は錯誤に基づくものであると判断された場合は、不正行為扱いとしない。ただし、当該科目の成績を無効とする。
 - 5 前4項の規定は、試験終了後に不正行為が発覚した場合においても適用する。

(処分)

- 第5条** 不正行為を行った者は、学則第56条に基づき、次のとおり懲戒する。
- (1) 不正行為が単純なものと認められるとき 戒告
 - (2) 不正行為が悪質と認められるとき 停学
 - (3) 不正行為が二度にわたったとき 退学

(所管)

- 第6条** この内規に関する事務は、教務課及び平塚教務課が所管する。

- 附 則 この内規は、平成27年6月26日から施行する。

学費その他納付金一覧表

大学所定の学費振込用紙を使用し、金融機関の窓口を通じて納入してください。ATM(現金自動預け払い機)・インターネットバンキングからの送金はPayeasy機能を利用した場合のみ可能です。Payeasy非対応のATM・インターネットバンキングおよび各金融機関備付振込用紙による振込は、振込者の特定が困難となるためご遠慮ください。

新入生で、入学手続きに学費を分割納入した場合は、第2分納期学費振込用紙を9月中旬に郵送します。2年次以降は、第1・第2分納期学費振込用紙2枚を、4月上旬に郵送します。分割納入する場合は第2分納期学費振込用紙を紛失しないようご注意ください。なお、学費振込用紙は保証人宛(留学生・大学院生は本人宛)に郵送します。学費の納入がなんらかの事情で遅れることが予想される場合は、必ず納入期限前に各キャンパス学生課にご相談ください。

対象	振込用紙の送付時期		学費納入期限	
	第一分納期	第二分納期	第一分納期	第二分納期
2～4年次	4月上旬		4月末日	10月末日
留年生	5月中旬	10月中旬	5月末日	10月末日
新入生	—	9月中旬(分納者のみ)	—	10月末日

※各一覧表は、2021年度入学者の卒業・修了年次までの学費を示したものです。

【学部】

(単位:円)

学部	年次	入学金	(分納)第1分納期					小計	(分納)第2分納期			(全納)年額	
			学費	施設設備費	学生会費	宮陵会 準会費	後援会費		学生教育 災害保険	学費	施設設備費		小計
法 経 済	1	200,000	345,000	130,000	2,500	10,000	10,000	3,300	700,800	345,000	130,000	475,000	1,175,800
	2		355,000	130,000	2,500	5,000	10,000		502,500	355,000	130,000	485,000	987,500
	3		357,500	130,000	2,500	5,000	10,000		505,000	357,500	130,000	487,500	992,500
	4		367,500	130,000	2,500	5,000	10,000		515,000	367,500	130,000	497,500	1,012,500
人 間	1	200,000	345,000	130,000	3,000	10,000	10,000	3,300	701,300	345,000	130,000	475,000	1,176,300
	2		355,000	130,000	3,000	5,000	10,000		503,000	355,000	130,000	485,000	988,000
	3		357,500	130,000	3,000	5,000	10,000		505,500	357,500	130,000	487,500	993,000
	4		367,500	130,000	3,000	5,000	10,000		515,500	367,500	130,000	497,500	1,013,000
国際 日本	1	200,000	395,000	130,000	3,000	10,000	10,000	3,300	751,300	395,000	130,000	525,000	1,276,300
	2		405,000	130,000	3,000	5,000	10,000		553,000	405,000	130,000	535,000	1,088,000
	3		415,000	130,000	3,000	5,000	10,000		563,000	415,000	130,000	545,000	1,108,000
	4		425,000	130,000	3,000	5,000	10,000		573,000	425,000	130,000	555,000	1,128,000
理 工	1	200,000	490,000	160,000		10,000	10,000	3,300	873,300	490,000	160,000	650,000	1,523,300
	2		500,000	160,000		5,000	10,000		675,000	500,000	160,000	660,000	1,335,000
	3		502,500	160,000		5,000	10,000		677,500	502,500	160,000	662,500	1,340,000
	4		512,500	160,000		5,000	10,000		687,500	512,500	160,000	672,500	1,360,000

※外国語学部英語英文学科GECプログラム在籍者、スペイン語学科「スペイン語圏留学プログラム」、経営学部国際経営学科「BSAP(Business Study Abroad Programme)」の適用者については、留学先の授業料、その他、留学にかかる費用はすべて本人負担となります。留学先の大学ごとに学費が異なり、為替変動などによって変更の可能性もあります。なお、留学中(半期分)の本学授業料および施設設備費金は徴収いたしません。ただし、留学在籍料として5万円を徴収します。詳細は決定次第、本学公式ホームページなどでお知らせします。

【注】

- (1)学会(法学会、経済学会、国際経営学会、人文学会)への入会は、会費納入と同時に手続きを完了したものとし、会員として取扱います。各学会は会費によって運営され、論文集・年報の発行、ゼミ活動支援、講演会・スポーツ大会の開催等の事業を行っております。
- (2)宮陵会は卒業生等を会員とする任意の団体です。入会は会費納入と同時に手続きを完了したものとし、準会員として取扱います。なお、以降は卒業するまで年額5,000円を納入していただくことにより正会員となります。
- (3)後援会は在校生の父母等を会員とする任意の団体です。入会は会費納入と同時に手続きを完了したものと取扱います。なお、以降は卒業するまで年額10,000円を納入していただくこととなります。
- (4)本学に在学しているすべての学生は、日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険に加入することが義務付けられています。初年度からの納入で、在学中(4年間)の教育研究活動中等に被った災害・傷害に対して保険金が交付されます。
- (5)教職課程等の履修者については、登録費を別途納入することとなります。
- (6)海外実習を行う科目については、実習費用(航空運賃、滞在費等)が別途必要となります。

＜2019年度参考＞

・経営学部国際経営学科 [キャリア・ショップシステムの選択科目][スタディー・アブロード]に係る留学費用約25万円～70万円程度(実習先によって異なる)

・外国語学部英語英文学科 [選択必修][Study・English・Abroad(SEA)]約55万円程度 / [Study・English・Abroad(SEA)2]約45万円程度

・外国語学部国際文化交流学科 [選択必修][英語海外研修]約40万円程度

※金額は多少の変更があることをご承知ください。

【大学院】

(単位:円)

研究科	課程	年次	入学金	(分納)第1分納期					(分納)第2分納期				(全納)年額		
				学費		委託徴収金			学費		小計				
				授業料	施設設備資金	実験実習料 演習費	学生会費	宮陵会 準会員費	学生教育 災害保険	小計	授業料	施設設備資金		実験実習料 演習費	小計
法・経済	博士前期	1	250,000 (125,000)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	2,500	15,000 (0)	1,750	611,750 (431,750)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	342,500 (302,500)	954,250 (734,250)
		2		250,000	80,000 (40,000)	12,500	2,500	10,000 (0)		355,000 (305,000)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	342,500 (302,500)	697,500 (607,500)
	博士後期	1	250,000 (0)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	2,500	15,000 (0)	2,600	612,600 (307,600)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	342,500 (302,500)	955,100 (610,100)
		2		250,000	80,000 (40,000)	12,500	2,500	10,000 (0)		355,000 (305,000)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	342,500 (302,500)	697,500 (607,500)
		3		250,000	80,000 (40,000)	12,500	2,500	5,000 (0)		350,000 (305,000)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	342,500 (302,500)	692,500 (607,500)
	経営	博士前期	1	250,000 (125,000)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	3,000	15,000 (0)	1,750	612,250 (432,250)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	342,500 (302,500)
2				250,000	80,000 (40,000)	12,500	3,000	10,000 (0)		355,500 (305,500)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	342,500 (302,500)	698,000 (608,000)
博士後期		1	250,000 (0)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	3,000	15,000 (0)	2,600	613,100 (308,100)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	342,500 (302,500)	955,600 (610,600)
		2		250,000	80,000 (40,000)	12,500	3,000	10,000 (0)		355,500 (305,500)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	342,500 (302,500)	698,000 (608,000)
		3		250,000	80,000 (40,000)	12,500	3,000	5,000 (0)		350,500 (305,500)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	342,500 (302,500)	693,000 (608,000)
外国・人間・歴史		博士前期	1	250,000 (125,000)	250,000	80,000 (40,000)	12,500		15,000 (0)	1,750	609,250 (429,250)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	342,500 (302,500)
	2			250,000	80,000 (40,000)	12,500		10,000 (0)		352,500 (302,500)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	342,500 (302,500)	695,000 (605,000)
	博士後期	1	250,000 (0)	250,000	80,000 (40,000)	12,500		15,000 (0)	2,600	610,100 (305,100)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	342,500 (302,500)	952,600 (607,600)
		2		250,000	80,000 (40,000)	12,500		10,000 (0)		352,500 (302,500)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	342,500 (302,500)	695,000 (605,000)
		3		250,000	80,000 (40,000)	12,500		5,000 (0)		347,500 (302,500)	250,000	80,000 (40,000)	12,500	342,500 (302,500)	690,000 (605,000)
	理・工	博士前期	1	250,000 (125,000)	360,000	115,000 (57,500)	47,500		15,000 (0)	1,750	789,250 (591,750)	360,000	115,000 (57,500)	47,500	522,500 (465,000)
2				360,000	115,000 (57,500)	47,500		10,000 (0)		532,500 (465,000)	360,000	115,000 (57,500)	47,500	522,500 (465,000)	1,055,000 (930,000)
博士後期		1	250,000 (0)	360,000	115,000 (57,500)	47,500		15,000 (0)	2,600	790,100 (467,600)	360,000	115,000 (57,500)	47,500	522,500 (465,000)	1,312,600 (932,600)
		2		360,000	115,000 (57,500)	47,500		10,000 (0)		532,500 (465,000)	360,000	115,000 (57,500)	47,500	522,500 (465,000)	1,055,000 (930,000)
		3		360,000	115,000 (57,500)	47,500		5,000 (0)		527,500 (465,000)	360,000	115,000 (57,500)	47,500	522,500 (465,000)	1,050,000 (930,000)

[注] 本学卒業生および本学大学院博士前期課程修了者に限り「入学金」・「施設設備資金」・「宮陵会準会員費」・「小計」・「年額」は()内金額です。

Q&A

ここでは、多くの学生から各事務局窓口へ多く寄せられる質問を掲載しています。学生生活の中で、「こんなときどうしよう…」と思ったときは、是非参照してください。

	Question	Answer	取扱窓口
学生証 →P19へ	学生証を失くしてしまった(盗難にあった)のですが、どうすればよいのですか?	学生証の紛失や盗難にあった場合は、証明書自動発行機で再発行願を発行し、各キャンパス学生課で再交付を受けてください。手数料は2,000円です。	各キャンパス学生課
	試験期間に、学生証を忘れた場合は、どうすればよいのですか?	学生証を忘れた場合は、証明書自動発行機で仮学生証を発行して受験してください。手数料は100円です。お金を持ち合わせていない場合は、学生課の窓口で仮学生証を発行します。後日、自動発行機で、仮学生証を購入して学生課に提出してください。	
	学生証は年度ごとに新しい物に更新しますか?	学生証は在籍期間中同じものを使用します。汚れや破損のないように注意してください。ただし、裏面シールについては年度毎に新しいものを配布します。	
本人・保証人住所・氏名変更等 →P18へ	引越しをして住所が変更になった場合、どうすればよいのですか?	あなたの住所・氏名・保証人情報等は、入学時にWebSt@tionにて入力したものが登録されています。本人及び保証人の住所、電話番号を変更した場合はWebSt@tionにて変更してください。また、その他の登録事項の変更については、各キャンパス学生課まで申し出てください。	各キャンパス学生課
	保証人の変更は、どうすればよいのですか? 氏名が変わった場合、どうすればよいのですか?		
休学・退学相談	休学・退学手続きをしたいのですがどうすればよいのですか?	保証人と相談することはもちろんのこと、教員にも相談し、各キャンパス学生課へ申し出てください。休学をする場合、学費納入期限内に休学願を提出し、受理された方は、学費が減額されます。なお、学費減額について不明な点があれば、休学手続き前に各キャンパス学生課または、横浜キャンパス財務課まで確認してください。	
進級・卒業 →P59へ	大学(大学院)は何年で卒業できますか?	学部は4年(長期履修生は6年)、大学院博士前期課程は2年、後期課程は3年と定められています。在学できる最長年限は学部(長期履修生含む)は8年、前期課程は4年、後期課程は6年です。	各キャンパス教務課
	何単位とると進級・卒業できますか?	履修要覧に記載されている進級・卒業要件をよく読み、進級・卒業までに必要な単位数を自分で計算してください。計算方法についてわからない部分がある場合は、各キャンパス教務課に相談してください。	
証明書 →P20へ	親が健康保険証の内容を更新するので在学証明書がほしいのですが?	証明書自動発行機で即時発行することができます。手数料は200円です。	証明書自動発行機 各キャンパス学生課
	通学定期券を購入したいのですが、必要な証明書はありますか?	通学定期券は、学生証を呈示して各交通会社窓口にて購入できます。ただし、通学証明書が必要となる場合には各キャンパス学生課へお申し出ください。	各キャンパス学生課
	就職活動をするので卒業見込証明書、成績証明書、健康診断証明書が欲しいのですが?	証明書自動発行機で即時発行できます。(卒業見込は4年次に在学し、所定の条件を満たした学生のみ)	証明書自動発行機 各キャンパス教務課 保健管理センター
	証明書自動発行機で健康診断証明書が発行できないのはどうしてですか?	健康診断が未受診の場合や健康診断で指示された再検査が未受診の場合は発行できません。保健管理センターにお問い合わせください。受診医療機関や校医診察をご案内いたします。	各キャンパス 保健管理センター
	学割証を発行したいのですが、どうすればよいですか?	証明書発行機で即日発行が可能です。	各キャンパス学生課
経済上の相談	学費を納期までに納入できないのですが、どうすればよいですか?	早めに各キャンパス学生課に相談してください。	各キャンパス学生課

	Question	Answer	取扱窓口
留学 →P64へ	在学中に留学か海外語学研修に行つて語学力をつけたいのですが、何から始めるべきですか？	まずは自分の望む留学(または海外語学研修)のスタイルを考慮してください。希望する国、地域、目的、形式、期間、時期、予算などを明確にし、大まかに計画を立てることを第一段階と考えて行動してみてください。また進路や費用に関わることでありますので、早い段階で保証人の方に相談することをお勧めします。語学力向上については、学内で貸し出している教材を使った独学の他に、学内で開設しているEnglish Loungeや課外英語講座、資格取得講座、L.L.準備室(湘南ひらつかキャンパス)、WeBS@tionから利用可能なe-learningシステムを利用するなど、いくつかの方法があります。詳細は窓口でお問い合わせください。	各キャンパス国際課
	神奈川大学の留学制度について聞きたいのですが？	4月上旬、または10月上旬実施の留学説明会に出席してください。	
	交換留学をしたいのですが、就職活動が気になります。両立させることはできますか？	交換留学と就職活動の両立には、交換留学へ出発する学年や修得済み単位数、就職活動の計画などが関係してきます。交換留学への応募前に、必ず窓口で相談してください。	各キャンパス国際課 各キャンパス就職課
奨学金 →P35へ	家計が急変しました。すぐに借りられる奨学金はありますか？	対応できる奨学金があれば紹介します。窓口まで相談してください。	
	奨学金に応募したいのですが、どうすればよいですか？	毎年3月下旬～4月上旬に行われる奨学金募集説明会及びWeBS@tionで、出願方法や出願時期、提出書類についての案内をしますので、確認してください。また、説明会後も窓口で配付する「奨学金案内」で出願日などの確認が出来ます。	各キャンパス学生課
	日本学生支援機構奨学金は年度途中ででも申し込みますか？	貸与奨学金は基本的には年度始めの募集のみとなります。給付奨学金は春と秋に募集があります。ただし、家計が急変した際、出願できるものもあるので、学生課窓口にご相談ください。	
施設使用	グラウンド・体育館等の施設を昼休みに使用することはできますか？	クラブ・サークル・ゼミナール等のグループ単位での利用となります。各キャンパス学生課で申請書を記入してください。	
	ゼミ合宿をやりたいのですが、大学の施設を使えますか？	富士見高原研修所が使用できます。(→P56へ) なお、その他大学連携施設も利用可能です。	総務課・庶務課
各種資格講座 →P65へ	各種資格取得講座に関する質問はどこですればよいのですか？	横浜キャンパスは広報事業課・湘南ひらつかキャンパスは平塚就職課、みなとみらいキャンパスはKUポートスクエアへお問い合わせください。	
	各種資格講座のガイダンスはどこで視聴できますか？	資格取得講座HP「神大で資格」より視聴できます。	広報部広報事業課
	各種資格講座の使用テキストは事前に買うのですか？	受講料に教材費が含まれていない講座は指定の教材を講座の初日までに購入する必要があります。	
授業 →P60へ	時間割の組み方を教えてもらうことはできますか？	オリエンテーション期間に行う履修ガイダンスに参加してください。科目選択の仕方や時間割の作り方、学部ごとの注意事項などの説明を受けることができます。	
	授業の休講はどこで確認できますか？	WeBS@tionで確認できます。	
	授業の講堂はどこで確認できますか？	WeBS@tionや時間割表で確認できます。 例)“1041”と表記されていれば10号館4階1番教室を指します。	各キャンパス教務課
	授業の講堂に行ったら、別の授業が行われています。どこに行けばよいですか？	授業講堂が変更になっている可能性があります。WeBS@tionにて確認してください。	

	Question	Answer	取扱窓口
授業 (資格教育課程)	教職課程とは何ですか？	小・中・高などの学校の教員になるために必要な「教員免許状」を取得するための課程です。本学では、中学校と高等学校の教員免許状を取得することができます。(学科により取得できる免許状の教科が異なります)	
	教職課程の時間割はどのように組めばよいのですか？	まずは、自学科の必修科目を優先的に時間割に入れていきます。空いた時間で計画的に教職課程の科目を履修してください。時間割をはじめ履修に関して不安がある場合は、各キャンパスまで気軽に相談してください。	
	教職課程の科目は学科の履修上限単位数に含まれますか？	「教育の基礎的理解に関する科目等(各教科の指導法を含む)」は、学科の履修上限単位数には含まれません。ただし、「66条の6に定める科目」「教科に関する専門的事項」は学科の履修上限単位数に含まれますので、注意してください。	
	教職課程のガイダンスに出席できない場合はどのようにしたらよいのですか？	教職課程では、ガイダンスに出席することを必須条件としています。無断で欠席した場合は、4年間の在学では免許取得ができなくなります。やむを得ない事情がある場合は、事前に各キャンパスまで相談に来てください。	教職課程支援室 (横浜) 資格教育課程支援室 (湘南ひらつか) 資格教育課程課 (みなとみらい)
	1年次で仮登録をしていないと、教職課程の科目は何も履修できないのですか？ また、1年次で仮登録をせず、2年次から本登録を行っても、卒業までに教職課程を終えることはできますか？	1年次は仮登録をしていないと、「教育の基礎的理解に関する科目等」は履修できませんが、「66条の6に定める科目」「教科に関する専門的事項」は履修することができます。また、仮登録をしていない場合でも、2年次に本登録を行えば、卒業までに免許状を取得することは可能です。4月初旬の「本登録説明会」に必ず出席し、教職課程登録費(20,000円)を納入してください。	
	高等学校の教員免許状のみ取得を希望していますが、中学校の免許も取得した方がよいのですか？	中学校・高等学校両方の免許を取得することを推奨します。なぜならば、教員採用試験において、中学校・高等学校両方の免許状を取得していることが出願の条件になっている場合があるためです。また、今後試験制度の変更を予定している自治体もあります。詳しくは、受験予定の各自自治体教育委員会や学校(私立)のHPを確認してください。	
	学芸員とは何ですか？	博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究、その他これと関連する事業を行う「博物館法」に定められた博物館におかれる、専門的職員のことです。	資格教育課程課(横浜) (湘南ひらつか) 資格教育課程課 (みなとみらい)
	学芸員課程の科目を履修するにはどのようにしたらよいのですか？	後学期に開催される「課程登録説明会」(1年次生対象)に必ず出席し、本登録を認められた学生は登録料(20,000円)を納入してください。	
	社会教育とはどのようなことを指すのですか？	学校教育以外の社会で行われる教育活動のことで、子ども会、スポーツ少年団、ボランティア活動などを指す。市民の生涯にわたる学習・スポーツ活動等を含みます。	
	社会教育課程の科目を履修するにはどのようにしたらよいのですか？	1年次生は4月に開催される「課程説明会」に出席してください。課程登録を希望する場合には後学期に開催される「課程登録説明会」(1年次生対象)に必ず出席し、登録料(10,000円)を納入してください。	
日本語教員とは何ですか？	日本語を母語としない人に、外国語あるいは第二言語として日本語を教える教員のことです。日本語学校等にて日本語教員として採用されるためには、大学の日本語教員養成課程を修了していることや、「日本語教育能力検定試験」合格が採用条件になる事が多いので、HP等で確認してください。	資格教育課程課 (横浜、みなとみらい)	
日本語教員養成課程の科目を履修するにはどのようにしたらよいのですか？	4月初旬に開催される「課程登録説明会」(2年次生対象)に必ず出席し、課程登録を認められた学生は登録料(20,000円)を納入してください。		

	Question	Answer	取扱窓口
試験 →P61へ	定期試験の時間割はいつわかりますか？	定期試験の時間割は原則として試験実施2週間前までにWebSt@tionで公開します。各科目の試験時間や参照条件も確認することができます。	各キャンパス教務課
	今日は学期末の定期試験日なのですが、具合が悪く、試験を欠席して病院へ行きたいと思っています。追試験を受けることはできますか？	定期試験期間中の試験を正当な理由で欠席した場合は、追試験の申請をすることができます(診断書が必要です)。追試験の手続きを含めた詳細は「履修要覧」を確認してください。	
成績 →P62へ	自分の成績は、いつわかりますか？	年2回、前学期末については9月中旬、後学期末については3月中旬に学業成績通知表を、WebSt@tionで確認できます。	各キャンパス教務課
	TOEIC®で500点取ったことがあるので、単位認定してもらいたいのですが、申請はどこですれば良いですか？	「履修要覧」に記載されている各種検定試験合格者の単位認定に関する取扱規程をよく読み、所定の申請期間に、各キャンパス教務課窓口で申請してください。	
転部・転科	進路を変更しようと思うのですが、他の学部学科に移ることはできますか？	転部・転科の制度があり、試験に合格すると、他の学部・学科に移ることができます。転部・転科を希望する場合は、各キャンパス教務課窓口へ相談してください。	
学内PC →P51へ	学内PCにログインできない場合はどうすればよいですか？	MNSアカウントのユーザID・パスワードを確認してください(大文字、小文字は区別されます)。※JINDAIアカウントのユーザID・パスワードとは異なります。	MNSカウンタ
	学内に無線LAN(Wi-Fi)の環境はありますか？	あります。接続可能エリアを確認のうえ、接続してください。接続手順はMNS Webに掲載しています。	
就職 →P69へ	国内／海外インターンシップについて知りたいのですが、問い合わせ窓口はどこですか？	国内インターンシップ、海外インターンシップともに各キャンパス就職課で情報を公開しています。	各キャンパス就職課
健康管理 →P38へ	健康管理センターはどのようなことを行っていますか？	健康診断全般、健康相談(心と体)、病院紹介、応急手当、健康教育、卒煙支援、ヘルスチェックなどです。	各キャンパス 健康管理センター
	健康管理センターにはどのような診療科の先生がいますか？	内科、心療内科、精神科、整形外科、婦人科の担当医が相談に応じています(無料)。日程は、本学ホームページか学内掲示でご確認ください。	
	こころの不調についての相談はできますか？	センター長や精神科医が相談に応じています。対人関係の悩み、学生生活における不安や心配がありましたらご相談ください。	
	健康管理センターの利用にはお金がかかりますか？	担当医や保健スタッフによる健康相談、応急手当、必要に応じた医療機関の紹介、健康チェックなどすべて無料です。	
	学校感染症と診断された時は、どうしたらよいですか？	本学は公欠の制度はありませんが、登校可能となるまで出席停止措置をとっています。病状聞き取り調査と欠席の証明に必要な手続きの説明をしますので、健康管理センターに電話で連絡してください。	
	予防接種は出来ますか？	インフルエンザや麻疹など各種予防接種を実施している近隣のクリニックを紹介しています。	
	ヘルスチェックはどんなことがわかるのですか？	身長、体重、体脂肪率、筋肉率、血圧、視力などが測定できます。	
保険 →P34へ	授業中や課外活動中にケガをした場合、保険は適用されますか？	本学の学生は入学時に「学生教育研究災害傷害保険」へ加入しています。学生課窓口で申請をすることができます。	
クラブ・サークル →P32へ	クラブやサークルに入りたいと考えています。どのような団体がありますか？	本学ホームページにてクラブやサークル情報を掲載しているので確認してください。	各キャンパス学生課
	サークルを作る際の手続きについて教えてください。	新規サークルの受付は、4月と9月の2回行います。受付の詳細や登録に必要な条件は、本学ホームページや掲示板で確認してください。	

	Question	Answer	取扱窓口
クラブ・ サークル →P32へ	クラブやサークル、ゼミで学内施設(グラウンド・体育館・空き教室)を使用したいのですがどうすればよいですか?	月に1度、翌月の施設使用について仮申請の受付を行います。申請期間は2日間あり、1日目が優先されます。仮申請内容を基に調整し、施設使用日が決定されます。当月分の仮申請終了後で、空いている施設については随時、申請が出来ます。	学生課
	学外へ合宿に行く際、どのような手続きが必要ですか?	大学所定の「合宿遠征届」を窓口へ提出してください。事前に提出がない場合は、万が一ケガ等しても学生教育研究災害傷害保険の適用ができないことがあります。	平塚学生課
	クラブ・サークル等で学内の掲示板にポスターを貼りたいのですが、申請は必要ですか?	窓口で掲示申請を行ってください。ポスターを貼る枚数に加え、学生課の控え分を持参してください。	各キャンパス学生課
	クラブ・サークルで、廃棄物を捨てたいのですが、どうすればよいのですか?	一般ゴミとして捨てられない廃棄物は、窓口での申請が必要です。無断で捨てないようにしてください。	
物品借用	クラブ・サークル活動で大学の物品を借りたいのですがどのようにすればよいのですか?	「物品借用願」を窓口へ提出して下さい。ただし、学内で貸し出しできる物品は限られておりますので、あらかじめご了承ください。(→P49)	
	大学でノートPCの貸し出しをしていますか?	貸出ノートPCがあるので横浜6号館およびみなとみらい8階、並びに平塚11号館のMNSカウンターまでお越しください。(→P15、16へ)	MNSカウンタ
	突然、雨が降ってきましたが、傘を持っていません。貸し出しは可能ですか?	各キャンパス学生課で傘を貸し出す事が出来ます。ただし、本数に限りがありますので、ご了承ください。	各キャンパス学生課
車両通学 →P28へ	車両通学をしたいのですが、どうすればよいですか?	横浜キャンパス・みなとみらいキャンパスでは、車両通学が禁止されています。みなとみらいキャンパスでは、自転車による通学も禁止されています。	学生課
		湘南ひらつかキャンパスでは、許可申請を行い許可証の交付を受けることで車両通学を認めています。大学で開催される「交通安全講習会」に参加し、必要書類を揃えて学生課窓口で許可申請を行うことで「車両通学許可証」の交付を受けることができます。なお、「車両通学許可証」の交付を受けていない学生は、車両による通学は認められません。	平塚学生課
アルバイト →P33へ	大学でアルバイトの紹介はしていますか?	「学生アルバイト情報ネットワーク」にアクセスすれば、神奈川大学へのアルバイト求人情報を確認することができます。詳しくは、各キャンパス学生課へお問い合わせください。	各キャンパス学生課
学費 振込用紙	学費の振込用紙を紛失しました。再発行は可能ですか?	再発行をご希望の場合は、以下のメールアドレスに学籍番号、氏名、送付先住所を明記の上、再発行依頼を出してください。転居、転送等の関係で宛名の変更を希望される場合は、その旨も記載下さい。納入期限間近にご依頼頂いた場合、期限前に用紙をお届けできない場合がございますので、お日にちに余裕をもってご依頼ください。財務課メールアドレス:keiri-web@kanagawa-u.ac.jp	財務課
紛失物 →P32へ	学内での落し物はどこに行けば確認できますか?	学内での落し物は学生課で管理をしています。また、名前のわかる拾得物については、学校で把握している連絡先に連絡をしています。	各キャンパス学生課
その他	神奈川大学から着信がありました。電話に出ることが出来なかったのですがどうすればよいですか?	神奈川大学からの着信は原則代表番号(横浜キャンパス:045-481-5661 湘南ひらつかキャンパス:0463-59-4111)が表示されます。折り返し、大学へ電話をしても、実際に連絡した部署へ繋がるとは限りません。電話に出られない場合は、留守番電話サービスの設定をするなど、ご協力をお願いします。	全部署

支援団体

神奈川大学後援会

神奈川大学後援会は、神奈川大学の在学生の父母又は保証人を会員とし、会員相互の理解と協力によって、大学の維持発展と、学生の大学生生活の向上に寄与することを目的としている任意の団体です。

この会の主な事業は、次のとおりです。

1. 保護者説明・懇談会の開催
横浜・湘南ひらつか(両キャンパス・東京会場及び全国各地約30会場)
2. 「後援会報」、「神奈川大学サポートガイド」等の発行及びホームページ、Facebook等による広報活動
3. 学生の福利厚生や課外活動への助成及び奨学金への寄付

問い合わせ先

神奈川大学後援会事務局
(総務部校友課内)
TEL 045-481-5661(代)

一般社団法人神奈川大学宮陵会

一般社団法人神奈川大学宮陵会は、神奈川大学、同大学院及び神奈川大学短期大学の全卒業生を会員とする、唯一の同窓会組織です。卒業生を会員として、また、神奈川大学及び同大学院に在学する学生は準会員として組織されており、母校の発展に寄与するとともに会員及び準会員相互の親睦をはかることを目的としています。

現在、卒業生数は23万人を数え、本部組織のほか、都道府県に79、海外に6、職域・同期・同好として53、合計138の地域組織があります。

この会の主な事業は、つぎのとおりです。

I. 会員相互の連携強化、その他本会の目的達成に付随する事業

1. 会員相互の情報共有のための事業
 - (1) 会誌「宮陵」、「宮陵会報」の発行、他広報事業
 2. 会員相互の連携を深めるための事業
 - (1) 地域組織の活動に対する支援、助成
 - (2) ブロック会への支援
3. 組織基盤確立のための地域組織の設立・再建等の支援
 - (1) 新たな地域組織の設立や休眠状態にある組織の再建支援
 - (2) 基準に準拠した設置承認の取消し等
4. 卒業生専門職(士職)による無料相談会の開催
 - (1) 宮陵会館(横浜キャンパス30号館)を利用した卒業生専門職による無料相談会の開催
原則として、毎月第三土曜日に開催(1月・8月は除く)
 - (2) 相談会の相談分野の拡充
現行の相談分野である法律(弁護士)、税務(公認会計士・税理士)、労務(社会保険労務士)以外の相談会開催に向けた検討

5. 交流企画委員会の新設

在学生、卒業生を対象とした宮陵会の活動の活性化、地域組織の総会等への積極的参加に繋げる活動及び宮陵会事業活動の普及のための交流企画、運営等

6. 女性委員会の廃止

女性会員のみで特化した交流・懇親の企画、運営を主体としていた本委員会は廃止し、交流企画委員会において包括する

7. 宮陵会紹介動画の制作

在学生および卒業生に宮陵会をより深く理解してもらうための紹介動画の制作

制作した動画は、宮陵会ホームページや各種イベントで上映、活用する

8. 地方ブロック会への準会員の派遣

地方のブロック会開催時、その地方出身の準会員を対象に参加希望者を募集し、交通費は宮陵会負担で派遣する。準会員への宮陵会の知名度を上げるとともに、卒業後の宮陵会事業への参加促進と、地域組織の活性化に繋げる。

9. 準会員(在学生)に対する「宮陵会」広報活動の強化

(1) 神奈川大学の共通教養科目の授業における本会の歴史等についての講義

(2) 神奈川大学「教育振興基金」への「会誌」郵送

10. 新入生(準会員)への記念品贈呈

II. 神奈川大学の進展と維持に必要な事業

1. 神奈川大学教育振興事業

- (1) 神奈川大学事業協賛寄付等
- (2) 神奈川大学在学生課外活動等支援事業
- (3) 神奈川大学「教育振興基金」への指定寄付
- (4) 学校法人神奈川大学「米田吉盛教育奨学金」募金への指定寄付
- (5) 神奈川大学教育研究奨励助成事業
- (6) 神奈川大学「神大スポーツ・文化振興奨助金募金」案内への協力
- (7) 学校法人神奈川大学総務部校友課との連携

2. 本会奨学金の給付事業

- (1) 給付奨学金
- (2) 特別給付奨学金(課外活動支援特別給付金)

問い合わせ先

TEL045-481-5661(代)
(内線2451)

株式会社 KU パートナーズ

株式会社KUパートナーズは、2017年8月に学校法人神奈川大学が100%出資して設立した事業会社です。学校法人の財政に寄与するとともに、学生のみならずや教職員の教育研究活動の充実に貢献すること並びに地域社会のニーズにこたえていくことを目的としています。

学生総合補償制度をはじめ学生会館・学生マンションのご紹介等、学生の皆さんが充実した学生生活を

送れるための支援事業のほか、大学が保有する施設の警備・清掃・施設管理などを行っています。

問い合わせ先 TEL 045-491-1775
FAX 045-491-1780
メール soumu@ku-partners.co.jp
http://www.ku-partners.co.jp/

神奈川大学生協同組合 (横浜キャンパス・みなとみらいキャンパス)

神奈川大学生協同組合は、教職員、学生の生活の安定と勉学研究の充実への支援をはかることを目的とし設立された生協で、学生のほとんどが加入しています。出資金は15,000円(10口)をお願いしています。生協は、大学からの委託を受けて、2箇所(学生食堂(横浜キャンパスのみ)、そして書籍部、購買部及びプレイガイド部、印刷部などを運営しています。また学生総合共済の取扱いも行っております。営業時間や利用方法などについては「03 施設紹介」を参照してください。

問い合わせ先 TEL 045-481-5688
FAX 045-413-7366
メール seikyou@ku-coop.org

防災

関東周辺に東海地震や直下型地震が起こる確率は、年々高くなってきているといわれています。地震で恐ろしいのは、もちろん1次災害の建物倒壊等ですが、火災などの2次災害も忘れてはいけません。日頃から災害に対する備えは充分に行ってください。また、災害が発生した場合は、被害を最小限に食い止めるためにも各人冷静な行動が必要です。

地震が発生したら



地震が発生した場合は、特に以下の点に注意してください。

- ・窓やドアを開け、出口を確保しましょう。
 - ・火気を使用している場合は、火の始末をしましょう。
 - ・落下物等の危険があるため、外に飛び出すことはやめましょう。
 - ・建物や塀には近づかないようにしましょう。
 - ・地面の亀裂や陥没・隆起に注意しましょう。
- 学内で地震が発生した場合は、頭上からの落下物に備え、最寄りの机等の下にもぐり身を伏せます。あわてず、学内放送や教職員の指示に従って緊急避難場所へ避難しましょう。
- 各キャンパスの緊急避難場所等、詳細は総務課で発行している「大地震対応マニュアル—地震にそなえて—」を参照してください。

丸紅リアルエステートマネジメント 株式会社・神大平塚営業所 (湘南ひらつかキャンパス)

丸紅リアルエステートマネジメント株式会社・神大平塚営業所は、学生を始め教職員の皆さんに、より一層充実した生活を送っていただくための支援を行っております。主に、建物・グラウンド・諸施設の保守・警備・清掃・緑地管理をはじめ、書籍コーナーの運営などを行っています。

問い合わせ先 TEL 0463-58-9211
FAX 0463-58-9216

火災発生時の対応



火災を発見したら次の処置をとってください。

- 1. 通報**
火災報知器や大声で周囲の人に火災が発生したことを知らせます。
- 2. 初期消火**
絶対に無理はせず、必ず周辺の応援を求めてください。危険な状況でなければ、館内各所に設置してある消火器で消火に協力してください。初期消火の限界は天井に火がとどくまでです。
- 3. 避難**
室内ではドアを開けて出る・煙の中を逃げるときは、姿勢を低くして口をハンカチ等で覆い非常口等から避難する。その際、エレベータは絶対に使用しないようにしましょう。

NEXT

CAMPUS LIFE GUIDE 2021

発行

神奈川大学

横浜キャンパス

〒221-8686 横浜市神奈川区六角橋3-27-1
TEL (045) 481-5661 (代)

湘南ひらつかキャンパス

〒259-1293 平塚市土屋2946
TEL (0463) 59-4111 (代)

みなとみらいキャンパス

〒220-8739 横浜市西区みなとみらい4-5-3
TEL (045) 664-3710 (代)

<https://www.kanagawa-u.ac.jp/>

発行日

2021年3月

制作

(有)シュープ rint

〒231-0033
神奈川県横浜市中区長者町4-9-8-802
TEL: 045-360-3140 (代)

The logo for Kanagawa University, featuring the letters 'KU' in a stylized blue font, followed by the text 'KANAGAWA UNIVERSITY' in a bold, black, sans-serif font. The background of the entire image is a vibrant blue sky with white clouds and a stylized blue ocean with white wave crests.

KU KANAGAWA UNIVERSITY